何があったか かった |難所ではプライ バシー

ため、 惑した。プライバシーを確 は、 トレスとなった。 たため、 プライバシーの確保もできなかっ は、 用された避難所もあった。 所に使用されていたため、 育 館 多くの被災者が避難してきた 着替えや授乳などで非 一人当たりのスペースも などの大規模施 段ボール製パネルなど 避難者にとって大きなス 更衣室も避 設 で 世保する 0) 常に 女性 難場 生 使

配慮がなかった 高齢者など災害時要援護 **ത**

生活拠点となる住まいの確保

イレの やす 者もおり、 段の踊り 多かった。 護者にとり、 自 給が不足して脱水症状を起こすな 日由を強 高 齢者や障害者など災害 いいス 「康問題も引き起こした。 回数を抑えるために水分補 いら 車椅子を使用する避難者 場などに身を寄 などの理 ペースや段差などで不 寒さによる肺炎や、 夜中にトイレに行き 避難所 心理 亩 で、 生活は困難が 前 廊 せる高齢 な要因も 下や階 時 要援 ŀ

> 容量 気製品を利 器具 の増設 B あ 用しやすくし や配線工 0 この 事を行 ため、 た避 11 電 難 所 電 気

の環

もあった。 難

居住環境の改善で、 避難生活の厳しさを和ら げる

震災時の避難所として、小中学校の講堂や体育館などの大規模施設に多くの避難者 が押し寄せたが、生活の場としては十分でなく、高齢者や障害者など災害時要援護者 には過酷で、健康にも影響を及ぼした。健常者にとってもプライバシーはな の生活に耐えられる空間ではなかった。避難所となる公共施設などは、福祉避難所の

設置を含め、施設・設備面の事前対策など、災害時を想定して準備しておく必要がある。

障害者をはじめ、誰もが少しでも

を担うこととなるため、

高齢者

P 割 次

な生活の場所として重要な役

所

は、

災害時における一

条件のよい環境で過ごせるよう

扂

住環境の改善が重要であ

ある。

○平常時から避難所としての準備を

設備を整 e V

や火災の危険性 寒さをしのぐため、 避難所としての設備 気製品を持ち込む避難者 避難所の電気容量の問 いら、 使用 暖 %房器具, 弱だった できな 題 E な

どの電

ĺ

スもあ

0

たが、

所を退去せざるを得

安心なくらしが難し

特別 障害者等 公共施設 また、 配慮した事前対策が必要である。 避難所となることが想定される ても事前の対策が必要である。 の 、配慮を必要とする高齢者や が、 えた福祉避難所の設置に 避 などでは、施設・設備 難所での生活におい 安心して生活できる 7 面

避難所の

教訓をどう生かすか のあり方の検討が進

む

仕 ける応急救助 厚生省 旂 成 のバリ ĥ (9年6月に「大規模災害に 用 パ ー (現・厚生労働 アフリー 0 テ ĺ 指 シ 針 彐 化 」を策定。 ンによる のほか、 省) が 避 間 お

> 避 ラ 1 0) 危府県に 所での シリ 呼び 生活 よる暑さ寒さ対 0 か 環境の改 ゖ P ている。 冷 暖 善対 房 機器な 策 等、 を

が長期化すると、の場合、避難者が 設、 界があることから、 確保や生活環境の 宿泊機能のない公共施設 ている。 討委員会では、 また、 避難所の一 保養施設なども活用するな 避難者が多かったり災害 12 年に行った内閣府 層の多様化 学校や公民館など ※維持・ プライバシー 企業の 確保に限 が避難所 を求 研修施 0 検 8

○福祉避難所の開設が進

となっている。 理解を得るよう求めている。 民への周知、 福 等を備えた老人福祉センター 祉避難所として想定し、 厚生労働省の指針では、 の可否につ 社施設等や公的宿泊施 量的に不足 福 いて協 する場合には、 社関係者の十分な 議 すること 地域住 設 耐震 で、 等を ま 性

地震や新 湯県 福祉 避 中 越 難 沖 所 は、 地震で設置 能 登半 島

n

(9)

復興制度

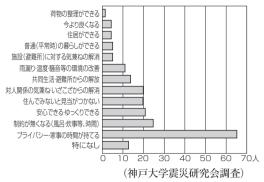
(8)

避難所の様子



⇒すし詰め状態の避難所(神戸新聞社提供)

避難所から仮設住宅に移って改善されると思われる 問題



■「大規模災害における応急救助の指針」(抄)

厚生省(現・厚生労働省)では、震災の教訓を踏まえ、各都 道府県において、地域の実情に応じた応急救助の実施体 制の整備と、大規模災害時の応急救助を迅速かつ的確に 実施するため、平成9年に指針を策定。

(避難所の生活環境の整備)

ミュニテ

1

中 いプライバ

での

生活

再建の促進

、集合型避難所で

を 宅 0) 分散型避

難所として指定した。これにより、

庭に設置したユニット 湯県中越地震では

ハウス(プレ

ハブ建築物

地

域コ

被災者の

ニーズに応えて、

者の速や は対

活復興を支援した。

心が難し かな生

シーの確保などを図り、被災

- 避難所を設置した場合には、避難生活に必要な寝具、 被服、日用品等を速やかに配布すること。
- 避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合は、避 難所の集約に合わせて、小部屋がある等生活環境の良 好な施設の利用を図るよう配慮するほか、必要に応じ て、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバ シーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保 等、生活環境の改善対策を順次講じること。

新

潟

で

0

取

ŋ

組

み

(ア)畳、マット、カーペット

- (イ)間仕切り用パーティション
- (ウ)冷暖房機器
- (工)洗濯機·乾燥機
- (オ)仮設風呂・シャワー
- (カ)仮設トイレ
- (キ)テレビ・ラジオ
- (夕)簡易台所、調理用品
- (ケ)その他必要な設備・備品
- 物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていな い施設を避難所とした場合には、高齢者・障害者等 が利用しやすいよう、速やかに障害者用トイレ、ス ロープ等の仮設に努めること。
- 一定の設備を備えた避難所を維持するため、衛生 管理対策を進めるとともに、必要な電気容量を確保 すること。

避難場所等の標識整備

災害発生時に迅速かつ円滑な避難を行うためには、避難所を示す標識が、誰でも、い つでも、全国どこででも理解でき、分かりやすく統一されている必要がある。そのため、 平成13年3月に国土交通省が広域避難場所を示す記号を選定し、同年6月に消防 庁の「避難標識に関する調査検討委員会」が推奨、14年3月にJIS規格として制 定した。

また、津波避難場所など の津波関係の避難標識に 関しても、消防庁の「防災 のための図記号に関する 調査検討委員会」が提案を 行い、20年7月に、ISO により国際規格として制 定されている。



(避難所)



(津波避難場所)

)ピーク時には31万7000人が避

が近隣の学校に避難し、体育館000人にもなった。その約6 段の踊り場にまで人があふれ 教室をはじめ、 1月23日には避難者数は約 施設などに詰めかけ、ピーク時 震災直後から多くの人々が公共 職員室や廊 体育館や 31万7 下 た。

なかった人々は、 送った。 公園など野外でテント生活を 厳しい 寒さの

被災者であふれる避難所に入れ

れなかった 市町職員もすぐには駆け付けら

所となった学校では、市町職には駆け付けられなかった。 が早朝であったこと、自らもが不十分であったことや地震 はなく教職員が避難所の運営にあ 者であったことなどにより、 所運営を担当する市町職員もすぐ 不十分であったことや地震発生 震災では、大規模地震 教育活 長期の避難所設置に 動 0 早期再開に支障 市町職員で への 避難 避難

運営を担当

ら自然発生的に生まれたリー 難所の運営には、 やボランティア、 避難 学校の教職 潜の 中

> 中員 5

> > 避難者による自治組織がつく

があたっ

所

生活

が続

ń

避難

所運営に携

のわり、

生活拠点となる住まいの確保

避難所の運

災害時を想定した運営体制の整備が、 避難者の 安心につながる

震災では、発生当日から、多くの被災者が近隣の学校などに避難。大 規模災害での混乱の中、避難所の管理運営には、 あたったが、運営マニュアルもなく手探りでの運営となった。避難所と なる公共施設などは、事前の運営マニュアルづくりなど、

て準備しておく必要がある。

所の運営システムの構築が進

営を含む「大規模災害における応急 生労働省) 震災の経験を踏まえ、厚生 は、 避難所の管理・運 省 (現・

探りの状態の運営で、救避難所運営マニュアル 問題などをめぐり、 生した避難所もあった。 分配やスペースの確 も協 万し トラブルが ペット **狄援物資** もなく手 0 0 ている。

と共に、 設当初から、 とは難しい。 ぐに避難所に来て運営にあたるこ 営体制づくりが必要である。 自主防災組織等による避難所運営 共施設では、 被災者が避難してくるであろう公 営が行われることが重要である。 を得ながら、 災害対応業務に追われるため、 の協力といった、 また、 震災直後は、 『員に過大な負担をかけな ボランティアなどの協力 避難所に指定されたり、 施設管理者や教職員このため、避難所開 災害時を想定して、 避難者による自主運 市町職員も各種の 施設管理者や 避難所 い運 す

> 兵庫県は平成13年に救急の指針」を作成。 避難所運営マニュアル 運営の指針」を作成し、 これ 「避難 の策定を進 県内市 に基 **然所管理** でき、 町も 8

ŀ, 対応マニュアルなどをまとめたハン ける避難所としての平常時の備えや 営ができるよう、 アルの策定を進めている。 社全国公民館連合会は、地域 学校におい ブックを18年に発行している。 ても、 避 !難所運営マニュ 円 一滑な避 難所 お 運

学校と市町防災部局との役割 担を明確に 分

局への移行手順に関する留意事項内とするなどとした「学校におけ内とするなどとした「学校におけ務の内容や従事期間を原則7日以務の内容や従事期間を原則7日以 のため、 県内市町において学校と市町防災 なった学校の教育活動 に準則として示した。これを受け、 部局との役割分担などを明確にし (案)」を平成10年にまとめ、 兵庫県教育委員会は、 ,項の作成を進めて 学校に避難所 が開 の早 いる。 所設され 期再! 難 開 町

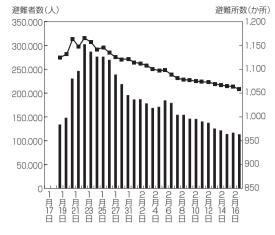
生活再建

(5)

(9) 復興制

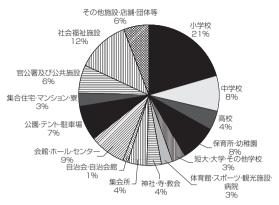
(8)

県下の避難所数・避難者数の推移(1か月間)



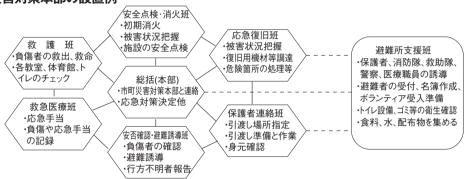
━ 避難所数 -- 避難者数

避難所の施設種類(神戸市)



(兵庫県避難所管理・運営等調査委員会「避難所の管理・運 営等に関する調査報告書 |)

学校災害対策本部の設置例



(兵庫県教育委員会「学校防災マニュアル」)

0000000

兵庫の取り組み

0000000

□避難所の指定の見直し

兵庫県では、平成16年の台風第23号災害において、小中学校や公民館などの避難所が床上浸水や屋根の破損などの被害を受け、被災者が避難所からの移動を強いられるケースがあった。

この教訓を踏まえ、各市町では、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に避難所が立地していないか確認し、指定の見直しなどの取り組みを進めている。

□「避難所管理・運営の指針」の作成

兵庫県では、市町において、地域の実情に応じた適切な避難所管理・運営のマニュアルを作成するための指針として、平成13年に作成。

「指針の主な内容」

- ①基本方針
 - ・避難所の目的、機能、対象者 等
- ②事前対策の指針
 - ・避難所の指定方針
 - 管理運営体制の整備
 - ・施設・設備、備蓄等の整備
 - ・運営組織の育成 等
- ③応急対策の指針
 - ・避難所の開設
 - ・管理責任者の配置と役割
 - ・避難者・避難所の情報管理、災害弱者の保護
 - ・食料・生活物資等の提供 等
- ④マニュアル作成例
 - ・避難所管理マニュアル(市町向け)
 - ・避難所運営マニュアル(避難所用)

食料の手配が十分でなかっ

あった。被災直後は、 てに配布できなかった避 難所や、 などにより食料が届かなかった避 震災当日は、 量が不足して避難 道路の途絶や渋滞 水やおにぎ 難 者すべ 所も

を崩す高齢者もいた。 このような中、温かい食 事を食

るため、 ルー 炊き出し たいとの避難者の要望に対応す が実施された。 ボランティアなどに 自衛隊や生活改善実行グ より

生活拠点となる住まいの確保

生活物資の備蓄 確保体制の確立が、 災害時の • 安心につながる

保することが精一杯で、

冬場にも

乾パンなど最低限の食料を確

かかわらず温かい食事が確保でき

冷えたおにぎりや弁当で体調

避難所では、道路の途絶や電気、ガス、水道などのライフラインの寸断、 膨大な被災者の発生などにより、食料や水、 生活必需品が避難者に十分 に届かなかった。災害時は平常時と違い、食料や生活物資などがすぐに は手に入りにくいため、行政や関係機関の連携をはじめ、住民一人 りの備蓄など、事前の備えが必要である。

も見られた。 集中するなど、

とともに、 機関との連携体制を構築しておく について、 災害時の食料や生活物資の供給 普段からの備 平常時から行政と関係 住民自らも最低限

の備

蓄をしておく必要がある。 ○温かい炊き出しが被災者の心も

癒やす

とのふれあいを通じて被災者の心 を補えるだけなく、 れる食事だけでは偏りがちな栄養 生活には不可欠である。 を癒すことができるなど、 した温かい炊き出しは、 婦人会やボランティアなどが ボランティア 配給さ 避難

確保

のほか、毛布などの生活必需

儀なくされる中、

飲料水や食料の

○生活物資の確保も困難

多くの被災者が避難所生

一活を余

量が足りず、

寝具メーカー

・やスー

が求められたが、

備蓄物資では

パーなどの大型小売店等で調達を

|難所に救援物資やボランティ :隊の協力により実施した。 搬送を業者やボランティ マスコミ報道が集中した特定 避難 所間の格 ア、 差 ア 0 自 料

ける被 えている。 パ

個々での備蓄に向けて

いて、 て、 ることとしており、 日分の食料等を備蓄するよう努め 需品を

3日分備蓄するよう

啓発 日分、市町は2日分、 兵庫県では、 平素から食料、 物資等の備蓄について、 発災直後に必要となる食県では、地域防災計画にお 飲料水、 県民に対し 県民は3 県は 生活

事業者、 弁当給食事業者やコンビニエンス 間で協定を締結し、 兵庫県をはじめ各自治 製造業者、 関係団体等と 災害時にお 体では、

教訓をどう生かすか

食料・生活物資の供給体制が整う

各1セ

りない分を県が購入し、

物資として届けられた分では足

ットの下着配布を決定。 兵庫県では避難者30

万人に

て、

避難所での下着不足が顕著と

図った。

震災後1週間を経過し

用品等の生活物資の供給体制を整 毛布、 ン、育児 災 八者等 下 1着、 用調整粉乳等の食 0) 弁 タオル、 当・ お 生理 K ぎ

(5)

(8)

復興制度

避難所での食料・物資の提供



○被災地の小学校などでは連日、ボランティア が炊き出しを実施 (神戸市兵庫区、神戸市立水木小学校)

(神戸新聞社提供)

A Sty 1 thus to the Late of th

◆飲み物を被災者に渡す子どもボランティア (神戸市兵庫区、神戸市立明親小学校)

震災時の食料等の確保の状況

(1)物資の確保の状況

	区分	内 容				
食料の	1/17~19	おにぎり7千食、パン104万食、乾パン11万食。災害救助用米穀3千人				
確保	1/20~約	救援物資に加えて供給。味噌245、醤油1万%、即席めん78万食、育児粉乳1万4千				
	2カ月間	‡。、野菜8゚シ、粉ミルク2千゚。、ハム・ソーセージ3,695ケース、レトルト食品35万食、缶				
		詰36万食、清涼飲料46万喘、もち123万個				
		自衛隊・生活改善グループ等ボランティアによる炊き出し(181カ所、1~3月)				
		野菜サラダ2万食(中央農業技術センター)、JAグループ・県魚協の青空市(7回、2/23				
		~24)				
		市町の食料確保が困難な場合、県による緊急的な食料供給体制を整備。被災地内の卸				
		売市場へ県外産地からの出荷を要請				
毛布、下	着類	毛布は震災発生当初71,500枚確保、下着は30万セット				
生活必需物資の流		チェーンストア協会、関係各社へ供給努力を要請。大型へリコプターによる空輸(1/19				
通確保		~20)。				
		店舗営業率34.7%(1/17)→80.3%(1/20)→87.2%(2/5) →94.3%(6/28)				
(O) \P+##	(A)\b\+\-r . A P-\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\					

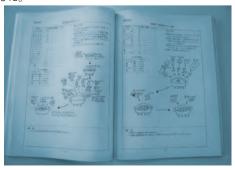
(2) 避難所への救援物資の供給

1/17~3/31	下着54万枚、ペットボトル12万5千本、カップめん等11万食、毛布・布団11万枚、トイ
	レットペーパー8万4千個、カイロ・マスク・ごみ袋その他19万8千個

(兵庫県「阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録」)

■食生活改善活動への取り組み

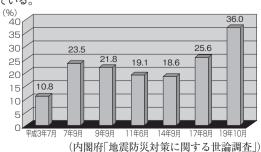
避難所で温かい食事を提供できるようにするため、生活改善実行グループが中心となって炊き出しを行ったほか、 簡単で栄養のある炊き出しメニューを関係機関に配布した。



大地震に備えてとっている対策

「食料や飲料水を準備しているか」

避難生活では最低3日分程度の備蓄をしておくことが望ましい。食料や飲料水を準備していると回答した人は平成3年には10.8%であったが、平成19年には36.0%となっている。



題となった。 ろもあった。プー など工夫もなさ)仮設トイレの設置が間に合わなかった くの人が避 使えず、 ^無所では、 汚物 ード、衛生面でフールの水を利用する、物の山ができた 断 難 水により水洗 してきた学校 できたとこ で問る トイ など

ため、使用不能とかった。設置後れかったり、交通流のをり、交通流 足したため、 が 始 まったが、手 災2日目から た。また、バキューム車 使用不能となった仮設 他の自治 な収集ができなか 没渋滞 の需 死に時 仮 流でバキューム車 正しく使われな ま要に追いつかな いトイ 間がか ・レの設 13 トイ 応 かり、 が不 った

断水により仮設風呂の設 くとなった し、確保した。

(2) 生活拠点となる住まいの確保

トイレと風呂の速やかな確保が、

シャワー189世の支援も得て、日の設置は徐々に必 ともできなかった。まず飲料 支援も得て、仮設風呂い設置は徐々に進められ n ていたが、 用 災者は、 可 放状況を調査して「おふろ情の公共施設・ゴルフ場の浴場可能な公衆浴場等の情報や周 避難 基を設置した。 断水で風 仮設風呂 生 活 で心 83基、 やシ た。 呂に入るこ 身ともに 全、 自 温 高 ヤワー 水の確 水隊

和らげる

たほか、避難者の心身のリフレッシ協議会等が移動入浴車などで対応 議会等が移動入浴車などで対

ユ L

放の

難

所に配布した。

社会福祉

行が実施されたのため、被災は た 地 外 温 泉 地 等

んだため、仮設風呂は 3月になると水道・ガスの 復旧

避難生活の不便さを

仮設トイレ の量と質 の 設 置 一の目 の確保が必 標とし

震災では、断水でトイレや風呂の利用ができなかった。避難所開設直後からトイレの汚物処理が問 題となり、仮設トイレの設置を始めたが、行き渡るまでには相当の時間を要した。 仮設トイレ設置後も、 交通渋滞でバキューム車による効率的な収集ができず、し尿の処理が間に合わなかった。また、 隊の応援で、順次仮設風呂やシャワーが設置されたが、十分とはいえなかった。これらの日常生活に 不可欠な設備は、避難生活の不便さを和らげるものであるため、速やかに設置することが重要である。 前協のほ仮戸の定確か設市 か、事後処理を行うバキューム車設トイレ本体や消毒薬等の備蓄の の備えが不可欠である。 難

地域防災計

が必要であるが、

者100人に1基程度の設置

一(神 て、

トイレ

締結や緊急交通路の確保など保のための近隣市町等との応

事 援

に食事を制限する高齢者もおり、健はなかった。トイレを我慢するため高齢者にとっては使いやすいものであったため、段差やかがむ姿勢などあったため、ほとんどが和式のトイレでまた、ほとんどが和式のトイレで 被災者ので 仮設風呂や周辺施設の風呂の解 面 でも問題があった。 入浴 機 会を

たり、仮設風呂の設置スペースやになかった。避難所の指定・運営に等に時間を要しなかなか設置が進 体 水車風 時間を要しなかなか設置・車確保、排水・配電工事 制等も含 呂の設置等に 果周 辺施設の被災者への無 排水・ めて配慮が必要である。 であ ったが、 取 り設 正事の評 組け 被災 私んだが、 覚に当 管 ま 整

順次撤去された。 0) が進 旅 り、衆 定するなど基準づくりが必要である。 水道が復旧するまでの期間浴場の営業等との兼ね合い

教訓をどう生かすか

設トイ の備 崩 トイ

が進められている。 も普及してきている。 マンホールを利用する る簡易型や携帯型の 震災以降、 いる。持ち運びがで災害用トイレの問 設ト イレ トイレのほ 下 等の備 ·水道 直 でき 開 か、 発が

当たって、なるべく洋式タイプを採りを増設する仕組みの開発や備蓄にりを増設する仕組みの開発や備蓄に必要となるだけでなく、和式タイプが要となるだけでなく、和式タイプ ンク ○周辺施設の風呂の開放などが定着用することなどが求められている。 方、 0 容量に限界があるため、 従来型の 仮 1 イ レ は、 がバタ

心でも、 自

新潟県や石川県の地震でも めに一定期間風呂を開放する めに一定期間風呂を開放する が仮設風呂を設置したほか る取 災者 か、 りの被自組た災衛

ことで、 手足をマッサージし 難所などで足湯を提供 また、 、った。 大学生 被災 八者の 0 こころの ボ ながら語っ ランティ 高 Þ り合う 齢 ア 者 が 避 0

b

あ

に限

(8)

風呂の確保対策



◆公衆浴場への給水作業



⇒自衛隊の仮設風呂

■避難者「リフレッシュの旅」

避難者の心身のリフレッシュのため、温泉所在地を中心とした旅館等への旅行について、地元市町、旅館組合等の協力により実施。2月20日~3月31日の間に延べ36.788人が利用した。

リフレッシュの旅受け入れ市町		避難所の所在地			
		2月中	3月前半	3月後半	
但馬	但馬 城崎町、竹野町、香		西宮市 東灘区		
	住町、村岡町、浜坂			灘区、中	
町、温泉町、日高町			央区以		
豊岡市			伊丹市、宝塚市		
美方町			尼崎市		
関宮町			西宮市 兵庫区		
				一部	
西播磨 赤穂市、夢前町		須磨区	須磨区、長E	国区	
淡路 洲本市、南淡町、西		淡路島	淡路島内、	兵庫区	
	淡町	内	兵庫区		

[※]当時の市町名で表記した

仮設トイレの設置実績(神戸市)

日時	累計(基)	避難者数(人)	通水率(%)	備考
1/18	79	134,007		
1 /20	280	205,214	23.8	
1/22	724	231,090	40.8	
1 /24	1,143	236,899	43.5	200人/基
1 /25	1,473	235,833	44.7	160人/基
1 /31	2,381	233,453	58.8	100人/基
2/2	2,421	219,562	62.2	90人/基
2/4	2,674	208,765	64.2	80人/基
2/7	2,826	196,955	70.3	70人/基
2/20	3,041	177,784	81.1	60人/基
3/1	2,938	159,742	93.7	
3/31	2,214	72,254	99.9	
4/30	1,216	46,120	100.0	4/17から100%

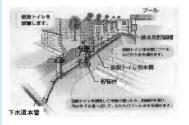


◆震災で設置された仮設トイレ

仮設トイレの活用に向けた 取り組み(神戸市)

■学校等での下水道管を利用した仮 設トイレ

神戸市では、下水道管につながるマンホールの上に仮設トイレを設置できるよう、学校や公園等の整備を行っている。



■仮設トイレ備蓄状況

目標800基(250人/基)

実績575基 (くみ取り型110基

し尿凝固型165基

公共下水道接続型300基

設が風呂を開放して被災者の受け入れを行った。た。また、水道施設が復旧するまでの間や1カ月などの期間を区切って、被災地や近隣の集客施た。また、水道施設が復旧するまでの間や1カ月などの期間を区切って、被災地 地災後速やかに仮設トイレや自衛隊の仮設風呂の設置などが行われ

新

潟

石

Ш

での取り組

み

避難所でのパトロールを展

必ずしも十分では 活を送る中、 万人を超える被災者が避 避難者の なく、 実態 食 把 握は Þ 難

の不安を募らせていた。

施されない状況

避難者

には

生

資の供給等必要な救助が円

察官合同で避難所緊急パト るため、 要望や相談などの切実な声 不自由な生活環境の改善を 難所の実態や動向をつかみ、 1月20日から県職員と警 アを

住民の総合的な支援対策を行った。 生活必需品の迅速な搬送が 各避難 ・ロール 被災 での ベー 1 月 新 0

パトカーで避難

巡回パトロー 隊を編成し、

ルを実施した。

(2) 生活拠点となる住まいの確保

避難所での安心の確保

避難所の秩序の維持と情報の提供などで、 者の安心感を高める

避難所では、日常生活とはかけ離れた生活とならざるを得なかったため、多くの避難者 は避難所生活に不安を募らせた。このため、緊急パトロール隊を編成し、 を訪問したり、医療などの相談に対応する救護対策現地本部を設置するなど 心の確保に努めた。また、避難所は、生活エリアに即した地域の拠点として、 の配布だけでなく、被災者向けの情報が集まるなど、避難生活に安心を与える役割を担った。

設置され、

の他にも、

携帯ラジオが寄贈され 無料で利用できた。

そ

拠点となった。

また、

仮設電

話

P

聴覚障害者用の仮設ファックスが

ほ

行

政から情報が提供さ

れる

然所では、 か、

食料や物資が

発記ら

れ

報

交換などに役立った。

避 た

3日

ほとんどの

L

震

災

難者名簿が作成さ

安否 避難

確 所

たり、

聞

0

無料配力

布、

臨時ポス

トが設置されるなど、

避難所

は

生

拠点であった。

避難所パトロールが避難

救護対

策現地本部を設置し、

<u>۱</u>

ロール開

始直後は、

0)

22日からは、パトロール隊の

方が効果的 う趣旨からも、 避難所や避難者の安全の確保とい 接聴くことが有効である。 難所を訪問し、 と変化することから、 ある。また、避難者のニーズは刻々 ないため、 に行き渡らず、 被災直後は、 である。 難者は不安な状態に 相談や要望等を直 得られる情報も 警察官が同行する や物 定期的に避 資 が なお、 少

難 とは 所 は、 言え生活する場であ 避難者が身を寄 ての位置 一付けが必要 せ

支援も行った。7月26日までの半

延べ約5万人が延べ

10

万カ

難所を巡回

「した。

の生活の拠点となった

|難所に安否消息

へと重点を移し、 の安全確認や弱者救護、

さらに、

仮設住 報提供 であったが、その後は避難者

への入居促進

など被災者の自立

持され、 きる。 興の取り組みにつなげることが 連絡がとれることで生活再建・ である。 支援情報等を得られることが必要 されたり、 同 また、 生 災害情報 や必要な物資が配布 0 仮設電話等外部と 場として秩 P 安否情 公序が 復 維

教訓をどう生かすか 被災者への支援体制が整

定めるなど、避難所での! 現地本部の設置などの避! 県による主要避 避難所パトロール隊の巡回活動 策の取り組みが進められてい 13 ○災害時の地域 兵庫県では、 市町と県警との連携による 避難所での被災者 の拠点としての役 地域防災計画に 難所への救護対策 難対策を う . る。 対 お

の安

難所における運営マニュ 健康相談 避難所では在宅被災者 作成を呼びかけて 避難者への安否確認 や情報提 物資 世帯ごとの避 の提供のほり、地域の拠 供 などにも アル N

割を担う

難者台帳の においては、 なども対象としており、 る。また、 に対応できるよう、 が必要であ

(4)

(3)

(9)

復興制

被災者の安全と安心を確保する取り組み



仮設雷話の設置 小学校に仮設電話が設置され、 被災者が連絡をとるのに活用し た。(神戸市立蓮池小学校)

(神戸新聞社提供)



◆ 「防犯ボランティアパトロール 隊 | の活動

県内の防犯協会や警備業協会の 協力を得てパトロール(午後6時か ら午前6時)や避難所への「安全 ニュース」の掲示・配布等を行った。 (警察庁)



◆ 「のじぎくパトロール隊」の活動 女性警察官により「のじぎくパ トロール隊」が設置され、避難所へ の訪問活動を展開した。

(警察庁)

救護対策現地本部の設置

避難者に対する総合的な支援対策を行う拠点として 設置。(1/22~8/10)

機能:

- (1)被災住民からの相談、要望への対応
- (2)被災住民に対する医療相談、診療の実施
- (3)緊急パトロール隊の地区集結基地
- (4)ボランティア活動に対する支援

設置場所:

東灘地区 野寄公園(東灘区本山西岡本3丁目)

選地区 浜田公園(灘区浜田町2丁目) 中央地区 宮本公園(中央区宮本通3丁目) 兵庫地区 門口公園(兵庫区門口通2丁目)

長田地区 県立文化体育館東側(長田区蓮池町1丁目)

西宮地区 安井小学校グラウンド(安井町1丁目) 芦屋地区 松浜(芦屋)公園(浜芦屋町5丁目)

災害時の通信の確保

震災の被害を踏まえて災害用伝言ダイヤル[171] を開 発し、その後の災害においても活用されている。

「震災での被害」

- ・交換機の故障等で約28万5千 回線の電話が不通
- ・約19万3千回線の加入者通信
- ケーブルが損傷
- ・被災地への安否確認などの電 話が殺到
- ・5日間電話がつながりにくい 狀能

(震災直後の対応(NTTグループ))

- ・ポータブル衛星など災害対策 機器を稼働
- ・避難所など約760カ所に約 2.700台の特設公衆電話や ファックスを設置
- ・全国からの応援約7千名を得 て被災2週間後に約10万2千 回線を復旧

災害用伝言ダイヤル[171]

被災時の安否情報の確認用の伝 言ダイヤル。鳥取県西部地震等で も活躍



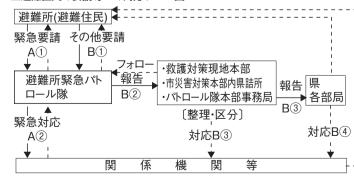
DUDDI-AAA-¥ * 0 ガイダンスに使い音音・異生して下さい CARCAL TOURSU- STATE

避難所緊急パトロール隊の活動(1月20日~7月26日)

県職員と警察官が避難所の巡回を通して、

- (1)避難住民の相談や要望への対応
- (2) 避難住民の実態・動向及び救護方策等問題点の把握
- (3)緊急対策等についての県・市の関係機関への手配要請などを実施。

■避難住民の要請等への対応フロー図





■パトロール隊活動状況

地域別	延べ班数	延巡回避難所数
神戸市	8,125班	75,909カ所
西宮市	2,140	20,031
芦屋市	552	5,152
計	10,817	101,092

緊急時(A)にはパトロール隊からの 連絡で関係機関等が速やかに対応する。

を 確保は難航した。 打ち 建設用地の確保は困難を極めた への希望者全員入居」 庫県は、いち早く「応急仮設 出したものの、 用 0) 方針 地

住宅の 地への建設要望もあったが、 や住宅の復興に向けて阻 め活用できず、また、個人の ており、まとまった空き地 被災市街地内の空き地 建設用地として確保するた 害要因と は は 限 所有 恒久 5

れていて不便との苦情もあった。かった。これには元の居住地と離い郊外地に重点を移さざるを得ないが外地に重点を移さざるを得な 公園 なる恐れもあり認めなかった。 このため、当初こそ市街地 「や学校グラウンド等を中心に 内

○多方面の支援に支えられた供給体制 町が仮設住宅の整備を行うの

は困難であるとの判断から、

広域

的観点から県が一括して取り組む

県、国、公団による応援体制や建時入居を行ったほか、市町や他府た139戸の民間賃貸住宅への一 3 救助法上の仮設住宅として借上げ 00戸もの公営住宅等 国からの申し 出による約1万 や災害

(2) 生活拠点となる住まいの確保 仮 設住宅の

時的な住まいの迅速な供給が、 被災者 の生活再建につながる

震災発生から約7カ月間で4万8,300戸もの応急仮設住宅を建設したが、 早期大量の建設には用地の確保に加え、資材や作業員の確保に至るまで困難 仮設住宅の迅速な供給は、被災者が生活再建へ向けて第

設業界の協 完了した。 め4万83 住宅は、8月11日には追加分も含 問題となった仮設住宅の居住環 Õ 力にも支えられ、 0 戸 すべての建設を 仮 設

こととした。

臣と協議し、 全を期せないとの判断から厚生大 災害救助法による当時の基準では 設置経費の引き上げ

み出すうえで重要な鍵を握るが、一方では仮設住宅の建設にこだわらず-的な住まいの確保へ向けた被災者の選択に応じた支援も求められている。

一設用地の確保が重

して整備せざるを得なかった。 ことが重要である。 含めて、 平常時から、 しかしながら、 建設用地を選定しておく インフラの

必要である。 民有地に加えて、 ことは困難であるため、 確保も含めて検討しておくことも が、被災市街地内だけで確保する 建設用地は公有地が原則となる 他の自治体での 郊外地や

○仮設住宅の供給体制づくりが重要

構築しておくことが重要である。 の確保、 の連携のもと、 あ かじめ災害を想定した供給体制を 滑に進めるためには、 るとは 居住環境に配慮した整備が必要 早期大量の仮設住宅の整備を円 設住宅は、 その宿舎の確保等、 いえ、 建設資材・作業員 被災者の 一時的な住まいで 関係機関と 復興に あら

シーにもかかわる遮音性等、 なされ

や外灯、エアコン、スロープなど、 当時標準仕様ではなかった、ひさし 入居者の強い要望に復興基金を活用 の問題が指摘されるようになり、 断熱性やプライ 居住環 バ

状況も が全国的に整備されている。 設住宅の迅速かつ大量の供給体 協会が協定を締結。これを機に仮 産事業者団体であるプレハブ建築 ○仮設住宅の居住環境が向上 教訓をどう生か 迅速な仮設住宅供給体制が整う 兵庫県と仮設住宅の生

制

されている。 構成に応じた整備などの改 されたほか、積雪対応構造や家族 なった。ひさし、手すりが標準化 特別な基準が適用されるように 被災地の状況に応じて速やかに 込善もな

○被災者の選択に応じた支援を

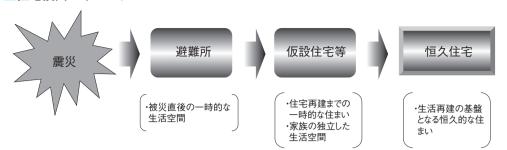
援を行うことが 支給されるようになったことか に支援金 者生活再建支援法により被災直後 0万円と高額であり、 持管理、 などがある。 設住宅以外にも民間住宅や親戚宅 被災者の一時的な住まいは、 仮設住宅の 被災者の選択に応じた支 撤去は一戸当たり約36 (全壊等100万円) 仮設住宅の建設、 建設にこだわるこ 求められてい また、 る。 被災 仮 維 が

(5)

(8)

危機管理

住宅復興のイメージ



応急仮設住宅の建設・撤去経過等

◆平成7年

1月17日 阪神·淡路大震災発生

1月19日 第1次発注(2,961戸)

以降10次にわたり48,300戸発注

1月20日 着工開始(4地区482戸)

8月11日 総計画戸数48.300戸完成

11月15日 入居世帯46.617世帯でピーク

◆平成12年

1月14日 全入居者退去

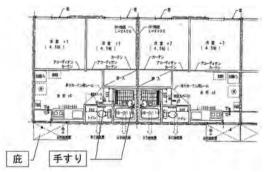
3月31日 撤去工事完了(完全解消)

■主な大規模仮設住宅団地

設置場	所	団 地 名	戸数(戸)			
神戸	市	六甲アイランド第1~3.5.7	1,304			
神戸	1,060					
加古川	市	東加古川	1,000			
神戸	市	ポートアイランド第1・2	800			
芦屋	市	高浜町	746			

仮設総計	634団地	48,300

一般的な間取り



(2DKタイプ、水洗トイレ)

■応急仮設住宅用地の地目別状況

EEL THE LEE	個所数	建設戸数		
用地地目	旧门分数	(個所当た	:り平均戸数)	
公 園	228	9,780	(42.9)	
スポーツ施設	59	7,911	(134.1)	
学校グラウンド	18	1,501	(83.4)	
その他	329	29,108	(88.5)	
合 計	634	48,300	(76.2)	

※その他には公的事業者の事業用地や国鉄清算事業団 の余剰地、民有地等が含まれる。

私有地への仮設住宅の建設

災害救助法では、仮設住宅は公有地での建設を原則としているが、大規模な未利用の私有地があった場合や、地域に公有地がなく地元から場所を決めて建設要望があった場合に、私有地での建設が認められた。新潟県でも、自宅敷地への建設の要望があったが、管理上の問題や個人の財産形成につながる恐れもあるなどの理由で、認められなかった。

入居者に偏りが生まれた

高齢者や障害者が集中した団 早期入居を促進した。結果として、 や障害者などには優先枠を設けて 仮設住宅の入居者選定は、 抽選で行われたが、 地が 則

ティ づくりが課題となった。

できるなど、その後のコミュニ

○なれない生活でさまざまな課題 知らない土地でのなれない生活

時的な住まいでも人のつながりが、被災者の

応急仮設住宅の入居者選定に当たり、公平性を確保する一方で高齢者や障害者などの優 先入居を行った。その結果、入居者に偏りが生じ、コミュニティづくりなどの課題が生ま こうした課題に対処するために設置されたふれあいセンターは、入居者の交流の場 になると同時にボランティアや地域団体などの活動拠点となり、支援者の活動が被災者の

持が課題となり、、閉じこもり などから、入居者の心身の健康保 や、独居死、などの問題もあった。 や新たな人間関係づくりの難しさ

生活拠点となる住まいの確保

仮設住宅の

○ふれあいセンターを設

また、ペットにまつわる問題も発

生した。

れには、 50戸以上の大規模仮設住 ふれあいセンター が設 宅団 置さ 地

援アドバイザー、 あると同時に、 動拠点となり、 ・児童委員、 センターは入居者の交流 ボランティア、 地域団体、 これらの支援者 保健師などの活 生活支 の場で 民

ランティアの中には、 'n 健康づくり 生活情報の提供や相談、 組んだ。 などの被災者支援 24 見守 時 蕳

師によるケアが入居者の安心感に 72参照) を行うLSA(生活援助 型仮設住宅を提供した。 ある高齢者や障害者のために地 0) 派遣、 精神的に虚弱な状態に 介護職員や看護 生活支援 (5) (5) に安心感

つながった。

被災前の人間関係への配慮 が必要

被災前の人間関係を維持できるよ 仮設住宅のあっせんに当たっては、 興への意欲を保ち、高めるために、 特に高齢者が生活の

うに配慮して行う必要がある。)共同生活のルールづくりが大切

りを強め、 る。そのため、住民自治組織がス くりあげていくことが大切であ るためには、 る仮設住宅でのくらしを安定させ 被災直後の一時的な住まいであ 共同生活のルールをつ 入居者同士のつなが

被災者、

復興意欲を支える

生活復興に向けた支えとなった。

ことが不可欠である。 ムーズに立ち上がり、 こうした環 運営される

動が重要である。 入居者の交流の場が不可欠

境を整えるためには、

支援者

の活

とっては集会所であり、 れあいセンターは、 入居者に 交流拠点

> 地域団体などの支援活動 でもある。 しても大いに役立った。 また、 ボランテ 0) ?拠点と イアや

域

教訓をどう生かすか 仮設住宅でのコミュニティ配慮

配置は、 なコミュニティに配慮した住戸の 玄関が向かい などが進 その後 の被災地でも生か 合わせとなるよう

され も認められるなど、ソフト いて仮設住宅でのペットとの同居 整備が行われたほか、大型犬を除 居や生きがいづくりのための農園 新潟県では、 集落ごとの 集団 面 での 入

対応も変わりつつある。 ○ふれあいセンターが定着

石川 ニティづくりの支援など被災者支 れあいセンターを活用したコミュ どの活動拠点ともなっている。 者の交流の場や、 0 ふれあいセンターは、新潟県や 活動も定着している。 県の災害でも設置され、入居 ボランティアな Š

体もあった。 制で自立支援活 動に取り組

む

团

生活再建

(5)

(9)

(8)

■地域型仮設住宅(神戸市の例)

- 構造 プレハブ 2 階建 規模 8 ~ 24室、相談室(50戸ごと)
- **居室**(2人用)6骨 (単身用)4.5骨

■バリアフリー仕様対応

出入り口:段差なし 車椅子対応: 1 階便所、洗面、流し台 通路:簡易舗装 緊急呼出ブザー:居室、便所、浴槽に設置

手すり:廊下階段、浴室、便所 自動火災報知器

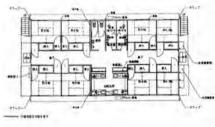
浴槽: 1 階は低浴槽仕様

選考 福祉事務所等職員による健康状況及び生活状況の判定

設置タイプ

区分	生活援助員派遣型	グループホーム型		
実施主体	神戸市1,500戸	尼崎市48戸 西宮市60戸		
	西宮市126戸 芦屋市98戸	芦屋市56戸 宝塚市27戸		
対象者	ある程度自立できるが、身	入浴、炊事、衣服の着脱等		
	体上の理由等で独立して	に一部介助を有する者		
	生活するには不安のある			
	者			
事業形態	戸数概ね50以上に生活援	介護員(各棟4人)及び看		
	助員2人を派遣	護師(各棟1人)を派遣		
サービス	生活指導·相談、安否確認、	身体介助、家事援助、夜間		
内容	緊急時の対応、関係機関と	における臨時的対応、生		
	の連絡など	活相談		





入居者募集

神戸市では、第 1 次募集 $(1/27\sim 2/2)$ 2,080戸に対し、第 1 順位だけで21,581人の応募があり、その中で抽選。第 2 次募集 $(2/28\sim 3/7)$ 12,619戸に対し、市街地等に多くの申込みがあるなど偏りがあった。4 月以降も募集を行い、入居者を決定した。

第1順位 高齢者(60歳以上)だけの世帯、障害者(障害者手帳1・2級、療育手帳Aランク)の いる世帯、母子世帯(子どもが18歳未満)

第2順位 高齢者(65歳以上)のいる世帯、乳幼児(3歳以下)のいる世帯、妊婦のいる世帯、 18歳未満の子どもが3人以上いる世帯

第3順位 病弱な者・被災により負傷した者・一時避難により身体の衰弱した者のいる世帯 第4順位 その他の世帯(上記の3つの区分に当てはまらない世帯)

◆神戸地震災害対策広報

000000

兵庫の取り組み

000000

□仮設住宅の早期解消の取り組み

○恒久住宅への入居促進

- ・災害復興公営住宅などへの優先入居
- ・民間賃貸住宅家賃負担軽減事業
- ·持家再建·公営住宅入居待機者支援事業

○仮設住宅の返還

住宅返還手続きを行わずに退去している場合などには、住宅の返還指導を行った。倉庫利用などで指導に従わない被災者には、明渡し請求等法的措置をとった。

○撤去

入居者がゼロとなった団地から順次、撤去・復旧 工事を実施。また、団地説明会等を行い棟単位の部 分撤去も実施し、平成12年3月24日にすべて撤去 した。

など □仮設住宅の再利用

資源の有効活用の観点から、仮設住宅を再利用することとし、トルコや台湾で発生した地震の被災者向けなど、約1万7000戸を海外に提供した。また、トルコ向けに提供した一部の仮設住宅については、自衛艦により海上輸送を行った。

団地を て、 0 点が求められた。このため、 借りる必要があった。 232カ所までになった。 センター の必要な高齢者への を行うにも、 設 戸 応急仮設住宅に集会所機能を設 平成7年7月以降、ふれあい 住宅の入居者は、 地の避難所から集まった応急 |対象に、復興基金を活用し、後に5万)以上の仮設住宅 が設置・運営され、 以上の仮 0 支援活 公的 また、 自 治会活 施 施設等を 動 1 0 ケ 0 拠 T

(2) 生活拠点となる住まいの確保

ふれあいセンタ

どの活

動拠点となっ

た。

災地外

康

アドバイザー、ボランティアな

0)

仮設

住宅でも、

地

元の社会福祉

認など

た場所から離れ の活動を定期的に行

て暮

す入

住

い喫茶などの交流事業や安否確

れ協議

いセンター 会やボランティ

を活用して、

ふれ

アなどが

Š

ザー

のほ

か、民生・

児童委員

ハや健 バイ 等入

居者支援を行う生活支援アド

転に

向けた情報提供・ あいセンターは、

n

恒 相

人 住 談

○多様な支援活動が展開され

た

応急仮設住宅に拠点機能を持たせることで、被災者へ の支援活動が円滑に進む

応急仮設住宅が634団地・4万8,300戸建設され、数百戸以上の大規模な団地も幾つかあった。入 居者のコミュニティづくりや高齢者など被災者への支援活動の拠点が必要となり、復興基金を活用して センターを拠点に、被災者の恒久住宅移行に向けた取り組みをはじめ、 健康相談やふれあい喫茶などの活動が展開された。その後、災害復興公営住宅でコミュニティプラザと して発展し、新潟県中越地震などでも設置されるなど、被災者の自治と支援の拠点として定着しつつある。

会など地 退去することから、 定レベ ル 0)

れ

(同時設置

には、 の支援 ため、 かかるところもあった。入居者 的機能を持つ集会施設の設置 一定戸数以上の大規模な仮設住 営協議会結 設置後で、 最初からふれあいセンター センター開設までに 体制を早期に整えるため、 かつ、 成が設置条件であ センター 住 民等による運 仮 時間 設 まし 一が必 った 住 is 宅 が 宅

要である。 ○地域の実情に沿った弾力的な運 用が大切

仮

され、 代表・ からなる運営協議会が担 たした。 の実情に沿って弾力的な対応がな て戸数要件を判断するなど、 たっては、 人居者は恒久住宅へ移転して順次 š れあいセ 地 また、 元団体が運営することで 元住民・ 活支援に大きな役割を果 近隣仮設住 運営を維持できるよ 運営主体は入居者 ター ボランティア等 社会福祉協議 0) 宅とあわ 設 ったが、 置 に 地 域 せ 当

コミュニティプラザに引き継が

ても、 いる。 まな入居者支援活動が展開され 標準仕様として設置され、 するため、 者のコミュニティ 割を踏まえ、 ふれあ 高齢入居者へ 11 コミュニティ セ 復 ン ターが | 興公営住宅にお づくりの の支援や入居 果たした役 プラザが い拠点と さまざ 7 11

ガイドライン」(新潟 成支援の例として、 「応急仮設住宅の設置に関する 設住宅におけるコミュニティ 県中越地震でも設置され 平成20年6 厚生労働省 月 た

の形

でも、 動拠点として仮設住宅と同 ニティづくり 島地震などでも、 の設置が紹介されている。 なお、 センター 震災時の 新潟県中越地震や 〜やボ Š が 設置され ・ランティ れあいセンタ 被災者のコミュ た。 時にふ アの活 能登 ĺ 半

(5)

(8)

危機管理

ふれあいセンター

- 設置基準 概ね50戸以上の仮設住宅。当初は100戸以上。近隣の仮設住宅と合算するなど特例設置も認めた。
- **設置主体** 各種団体による推進協議会
- **■管理運営** ボランティアやコミュニティ団体等から市町が選定
- ■運営内容 ・心身の健康増進事業 ・高齢者などの生きがいづくり
 - ・住民相互や近隣との交流事業 ・生活情報の提供事業
- ■建物仕様 仮設プレハブ平屋建物
 - (1)面積 概ね100戸以上の仮設住宅 100㎡程度

50~99戸の仮設住宅 70㎡以下

(2)設備 高齢者等に配慮した次の設備を設ける。 集会室、休憩室(和室)、事務室兼相談室、 便所(車椅子用含む)、給湯室

復興基金補助

- (1) 設置 約822万円/所(基金1/2、県1/4、市1/4)
- (2) 運営 約200万円/団地(基金1/2、県1/4、市1/4)

■ふれあいセンターでの活動例

- ○さまざまなボランティアによる被災者支援活動 (ふれあい喫茶、カラオケ教室、季節の行事など)
- ○生活支援アドバイザーによる相談・助言等生活情報の提供や相談、 関係機関への連絡など
- ○保健師などによる健康づくり指導・相談等 (保健師・栄養士・健康アドバイザーなどの支援活動)
- ○民生・児童委員による見守り・自治組織づくり等要援護者への訪問、安否確認、情報の伝達、相談、自治会組織の立ち 上げや運営の支援など
- ○住民自治組織による活動(入居者相互の交流など)

仮設住宅での被災者支援活動

ボランティア、地元地域団体、民生・児童委員等がふれあいセンターを活用してさまざまな支援活動を展開



◆年末には「愛のもちより運動」の 餅つきを実施



ふれあいセンターでは「ふれあい喫茶」が開催され入居者の交流の場に (神戸新聞社提供)



101

●仮設住宅入居者への健康診断等 も実施された(神戸新聞社提供)



・ボランティアが手芸教室を開催 (神戸新聞社提供)



→婦人会等が災害復興公営住宅募集 団地周辺の生活利便施設等のマッ プづくり



○災害復興公営住宅等への引っ越 しのボランティア活動も実施さ れた



何があったか)大量の復興公営住宅の供給が必

らかになった。 に高齢者や低所得者が多いことが明 住宅入居者調査」により、 供給を行うこととし、 主体による賃貸住宅を中心に住宅 生すると想定されたため、 移行せざるを得ない世帯も相当数発 万世帯を対象に実施した「応急仮設 に「住宅復興3カ年計画」を策定した。 しかし、 震災で住宅に困 その後、 持ち家から借 窮 8年2月に約 がする低 平成7年8月 予想以上 公的事業 所

生活拠点となる住まいの確保

に改訂し、策定当初2万6900戸このため、3カ年計画を8年7月 であった復興公営住宅の供給 戸数を

3万8600戸に増やした。 ○建設用地の確保は困難を極めた

は困難を極めた。 折り合いが付かないなど、 が少ないうえに、 災市街地内には大規模な空き地 良い物件は価格の 用 地確保

治体の調整を行ったが、 県や被災市町・公団・公社 は市街地から遠かったり、工場 災害復興住宅供給協議会」の 用地部会で、 の近くのものが多いとの 情報収集や各自 確保できた で構成

取

規

模住宅を多く整備

する一

方で、 向けの

入

小

これを基本に、

高

住戸 ラザの整備、シルバーハウ 者の交流拠点となるコミュニティ 化など高齢者に配慮した整備や高 供給」を行ったほか、 向けの多様な住 配置を見直 図れるよう、 良 好なコミュニケー 戸も配置する「

バリアフリ

被災地自治体や公団、 民間の協力で、 迅速な公営住宅の確保を

住まいの復興に向けた「住宅復興3カ年計画」では、震災で住宅に困 窮する低所得者や高齢者等のために、公的事業主体による賃貸住宅 短期間で大量供給を実現するためには、被災自治体や公団、民間の協力

ジング住

プ 齢 1 别 帯 な ン

宅部品の品質の標準化、部品の り組んだ。 協議会において、設計方針を策定 住宅規模・仕様・性能等設計の の規格化等を図り、 向 上とコストダウンに . 齢世帯立 住

意見もあった。

○標準化・規格化で早期大量供給に対応

が不可欠であり、平常時から連携体制を整備しておく必要がある。 度を全国に先駆けて導入した。 事業者が建設した住宅を買い 戸の供給に取り組んだ。 県営住宅の供給を推進するため、民間 を買い取る新しい手法を導入した。 への事業委託や、公団が建設した建 生機構)の全面的な支援を受け、公団 ○公団の支援や民間活力を導入

短期間での大量供給を実現するた

住宅・都市整備公団

(現・都市再

物

被災地 備しておく必要がある。 行うことが不可欠である。 の確保や設計・ 供給を実現するためには、 治体からの職員の応援、 平年度ベースを大きく上回る大量 公団・民間・行政の協力体制が必要 の行政機関の連携、 広域的な連 監理などを効果的に 公団や民 携 このため、 建設用: 体制 全国の自 を 間 地

公と民の役割の検討が必要

従来の 各階に一

画

的

ショ

般世

型

れ、 限界があったため、 民間による供給は市場原理に左右さ を維持管理せざるを得なくなった。 の役割は今後も検討の必要がある。 もやむを得なかったものの、 被災自治体は、大量の住宅ストック 宅を供給する必要があり、 被災者のために大量の復興公営住 被災者のための確実な供給には 行政主導の供給 その結 公と民

教訓をどう生かすか

ようになった。 住宅にも標準仕様として適用される ミュニティプラザは、その後の県営 ○高齢者仕様が県営住宅の標準仕様に 復 | 興公営住宅の高齢者仕様やコ

また、用地取得が困難な神戸市内の

、取る制

改修することも可能としている。 でも標準的に採用されるようになっ 仕様などは、 ば2戸を1戸にして一般世帯向 また、ユニットバスのバリアフリー 高齢者向けの小規模住 民間の分譲マンション 戸 んは、 けに え

○民間活力による迅速な住宅供給が定着

ている。

の迅速な供給の仕組みとして全国の活力やノウハウを生かす公営住 借上・買取賃貸住宅制度」は、 治体で定着している。 兵庫県がいち早く導入した「特定 民間 宅

(5)

(8)

復興制度

■高齢者向け住宅仕様 (いきいき県営住宅仕様)「全住戸」

- ①手すりの設置(便所、浴室、玄関、階段)
- ③1階共用部分へのスロープの設置
- ④玄関に非常警報型インターホンの設置
- (5)緊急時コールボタンの設置(便所、浴室、寝室、DK)
- ⑥3カ所給湯方式の採用
- ⑦便所に暖房便座用のコンセントの設置
- ⑧ガス漏れ警報器の設置(感知器は入居者設置)
- ⑨高齢者対応型浴室ユニットの採用
- ⑩3階建以上は原則としてエレベーターの設置

+

(高齢者追加仕様)[S型とM型の一部]

- ①緊急通報システムの設置
- ②安否自動確認システム(水センサー等)の採用
- ③電気錠(緊急時解錠装置)の採用

高齢者追加仕様で整備した小規模住戸に、市町がLSA(生活援助員)を配置すると、「シルバーハウジング」と呼ばれる高齢者向け住戸となる。









S型住戸

将来2戸1改造が可能

■恒久住宅対策のための悉皆調査 (第3次応急仮設住宅入居者調査)

調査時期:平成8年2~3月 調査世帯数:42,688世帯(100%) 有効回答数:37,176世帯(87%)

調 査 方 法:調査員による訪問、聞き取り調査

調査結果:

- ①入居者 ・高齢者世帯は4割(世帯主が65歳 以上)
 - →うち、単身と2人世帯が9割
- ②収入・年収300万円未満の世帯は7割
 - ・収入源が年金・恩給である世帯は4
 - 割弱
- ③旧住宅・借家であった世帯は6割
- ④入居希望・公的借家を希望する世帯は7割
 - →うち、被災前の居住地に帰りたい世 帯は5割

住宅復興3カ年計画

(戸)

住宅種別	計画戸数	供給実績
災害復興公営住宅等	38,600	42,137
災害復興準公営住宅	16,800	12,320
再 開 発 系 住 宅	1,900	1,156
公団 · 公社住宅	23,200	19,798
公団・公社賃貸の空家	_	9,900
民 間 住 宅	44,500	88,000
合 計	125,000	173,311

※災害復興公営住宅等のうち災害復興公営住宅の新規供 給分は25,100戸 (平成12年3月末現在)

■災害復興公営住宅(新規供給分)の供給実績 (戸

市業手法	=上面; 三米/	供給実績				
尹未士冮	計画戸数	神戸地域	阪神·明石地域	その他地域	合 計	
建設	14,600	7,807	5,456	1,397	14,660	
買取	3,100	1,811	1,400	0	3,211	
借上	7,400	6,771	779	0	7,550	
合計	25,100	16,389	7,635	1,397	25,421	

(補足)約7割は、被災市街地に建設(平成11年12月現在)

住まいの型別供給

型種別	標準住戸規模※1	間取り	家族構成	対 象	備考
S	40m²	1 D K	1人	高齢世帯	·S型(1 D K) は、2戸1改造可
М	50m²	2 D K	2人	同性化的	能な設計である。
L	60~65m²	3DK又は2LDK	2~3人	一般世帯	・S型全部及びM型の一部は高齢
0	70~75㎡	4DK又は3LDK	3人以上	多家族	者向け住宅仕様

※1当時の復興公営住宅の専用面積

)コミュニティ推進拠点として整

て、 福 ラザを整備した。 、機能を拡充したコミュニティ 祉コミュニティ 災害復興公営住宅の整備に当た 仮設住宅のふれあいセンター 高齢者等が安心して暮らせる 推進拠. に点とし

ザを整備する場合に、 域の自治会等がコミュニティ する民間事業者や50世帯以上 概ね50戸以上の住宅を新たに また、 用して整備を支援した。 復興公営住宅以 復興基金を 外 で ・プラ 一の地 建設 į,

0万円又は20万円の補助を入居後 .齢者の生活支援等に係るボ 年間10 金で助 ま 生活拠点となる住まいの確保

の運営を支援するため、

民によるコミュニティ

プラ

○コミュニティプラザの運営など

成した。

対して、

動経費を復興基

○コミュニティプラザが活動拠点に

コミュニティの場として、

ま

ふれあい喫茶やまちの保健室

コミュニティプラザは、

入居者

くりなどの活動拠点として活用さ

47参照)、

高齢者の生きがいづ

ランティ

ア活動

を行うグループに

3年間、

復興基金で補助した。

応急仮設住宅での経験を生かして、高齢者の見守り安 心拠点に

災害復興公営住宅においても、応急仮設住宅のふれあいセンターの機能を拡充した施設としてコミュ ニティプラザを整備した。また、復興基金を活用して、地域の自治会等や新たに住宅を建設する民間事 ニティプラザにも支援を行った。 LSA(生活援助員)が常駐したり、ボラン ア団体などが活動するプラザは有効に活用されているが、今後は、地元の自治会やボランティア団体 公的な支援者等によりネットワークを構築し、高齢者の見守り安心拠点になることが求められている。

齢者の見守り体制の構築にも併 開されている。 ミュニティ きがいづくりの活動などが、 きがいづくりの活動が展開される り一層高齢化が進むことから、 宅に閉じこもりがちな高齢者 ミュニティ LSAが中心となった高齢者の生 入居者のコミュニティづくりと 復興公営住宅では、入居者 併せて高齢者の見守り体制づく コミュニティプラザをLSA 有効に活用されている。 する活動の場と位置 プラザを拠点として展 づくりの取り組みや自 今後も、

て取り組む必要がある。 ○地域とのかかわり、 7加が課題 住民の自主

る場合には、 やボランティアなどが活動してい ミュニティ その企画・実施によ - プラザ で、 L S A

> 用が低調になる傾向があ 合には、 ているが、 齢者が集まる機会も設 コミュニティ 支援 者の活動がない プラザの る。 けら 利場 n

停止していったところもあった。

支援の終了とともに、 やボランティア活動

活 0) 主

動

が

中に

民自身による自

的

シルバーハウジング (2)

36 参

が設置された復興公営住宅で

一付け、

営は、 点となりにくい。 上拡大せず、 で行われるため、 また、 そこに居住する住民の負 コミュニティ 周辺地域を含めた拠 参加者がそれ以 プラザの 担 運

○コミュニティプラザを高齢者の 見守り安心拠点に

されている。 害復興公営住宅等高齢者元気アッ 対して、 のふれあい交流事業を行う団体に ティプラザなどを活用し、 プ活動支援事業」で活動助 災害復興公営住宅等のコミュ 復興基金を活用した「 成がな 災

0)

コ

今後は、こうした活 復興公営住宅の住民や周辺地 高齢者自立支援ひろば」 兵庫県では、プラザを コミュニティプラザが ボランティ 動を発展さ ア団体、

加齢によ

高 せ

0

コ 生.

教訓をどう生かすか

拠点になることが求められてい 地域における高齢者の見守り安心 を構築し、 公的な支援者によるネットワーク 域の自治会、 (57)参照)を進めている。

生活再建

(5)

(8)

■ コミュニティプラザ

応急仮設住宅団地内に設置された「ふれあいセンター」がモデル。入居者相互のふれあいや助け合いを支援するとと もに、地域福祉やボランティア活動の拠点として活用できる施設として整備

> 50世帯以上の加 入者がある被災 地域の自治会等

概ね50戸以上の 住宅を新たに供給 する民間事業者 すべての災害復 興公営住宅(小 規模団地を除 く)

民間:復興基金事業 (165カ所)

公営:県市町事業 (県営32カ所、市町営24カ所)

主な施設等

民間設置…集会室、団らん室(和室)、高齢者等の生活支援等の活動拠点(ボランティアルーム、生活相談室、調理室等)

復興公営住宅…集会室、調理室、相談室兼LSA執務室等

活用例

- ○住民自治組織が住民同十の交流事業等を実施
- ○ボランティアがふれあい喫茶など高齢者の見守り活動を実施
- ○まちの保健室の開設場所となり、保健師などが健康相 談や健康づくりなどを指導
- ○民生·児童委員の福祉活動·コミュニティ支援活動の拠 占
- ○高齢者自立支援ひろばやSCS(高齢世帯生活援助 員)が拠点として活用するなど高齢者の自立を支援



◆災害復興公営住宅設置150㎡タイプ





◆コミュニティプラザを活用した活動例 ふれあい喫茶

■コミュニティプラザに対する支援

■コミュニティプラザの設置者に対する支援

被災地域コミュニティブラザ設置運営事業補助(平成7~16年度) (設置費補助)

被災地の福祉コミュニティ推進拠点として地域に解放するコミュニティプラザの設置に対して補助する。

区分	設置者	補助額		
復興住宅コミュニ	民間事	50戸以上150戸未満	2,000万円以内	
ティプラザ設置事業	業者	150戸以上	3,000万円以内	
安心コミュニティプ	自治会	50世帯以上150世帯未満	2,000万円以内	
ラザ設置事業	等	150世帯以上	4,000万円以内	

(運営費補助)

高齢者、障害者等を支援する福祉コミュニティづくりの推進拠点 施設「コミュニティブラザ」の運営に対して補助する。

(対象)①住民相互や近隣住民とのふれあい交流事業

(趣味活動、料理教室等)

②高齢者等の生活支援事業(友愛訪問、食事サービス等)

③ボランティア活動事業(清掃活動、広報活動等)

④その他福祉コミュニティづくりに資する事業

(補助額)運営組織に対して

年間100万円又は年間20万円×3年間

■コミュニティプラザを拠点として活動する団体等への支援

災害復興ボランティア活動補助 復興住宅コミュニティプラザ活動支援事業

(平成12~15年度)

復興住宅コミュニティプラザ等において、高齢者の生活支援等に係るボランティア活動を行うグループに対し活動経費を助成する。

(補助額)

1 事業当たり15万円以内(1グループ2事業まで) ※原則として月1回以上3カ月以上継続して活動を行う グループ

災害復興公営住宅等高齢者元気アップ活動支援事業 (平成13~21年度)

NPO・ボランティアグループが、災害復興公営住宅で暮らす高齢者の元気アップや生きがいづくりのために行う手芸や合唱の活動、健康教室、茶話会や食事会などのふれあい交流事業への助成等を行う。

1対象住宅で1回限り100万円以内

なども増加していった。 や精神疾患、 や単身高齢世帯率が高く、 |興公営住宅は、高齢者が集中 一般県営住宅に比べ高齢化率 コミュニティなど問題が深刻化 閉じこもりの高 認知症

れて入居する高齢者が多かったた の形成や維持が課題となった。 め、自治会活動など、コミュニティ 的な高齢者や住み慣れた場 また、他者とのかかわりに 物所を離

○LSAなど見守り体制を整備

平成9年度から200世帯を対象は、生活復興相談員が配置され、 認等を行うLSA(生活援助員) に常駐又は巡回し高齢者の安否確 ウジング以外の復興公営住宅で が配置された。また、シルバーハ 興公営住宅のシルバーハウジング 高齢者の生活を支えるため、

興のための各種相談、 などを行った。 世帯を対象に週1 守り体制を強化するため、 (高齢世帯生活援助員) として50 Eや電話訪問での安否確認や 13年度からは高齢者の見 自治会の設立・ 回程度、 情報提供を 運営に対 戸別訪 S C S 相談

ため、

いきい

き県住推進員を配置

との交流事業に対する支援を行う

する支援や、

入居者と地域住民等

した。

に 月 1

回程度巡回訪問し、

生活復

生活拠点となる住まいの確保 興

高齢社会を先取り した支援施策で、 高齢 者が安心できる生活を

災害復興公営住宅の入居者は高齢者が多く、高齢社会を先取りしたさ な支援施策が求められた。高齢者を見守るLSA (生活援助員) やSC NPOやボランティアなどが行う高齢者のふれあ さらには周辺地域住民をも巻き込んだ地域での見守りな い交流事業への支援、 高齢者が安心して暮らせる環境整備が、住まいの確保とともに必要であ

ていない復興公営住宅などでは、

機能せず、この補助が活用さ

n 織

営補助を行った。また、自治組

を支援するため、

復興基金で

運

たコミュニティプラザ

0) 運営 の活動拠点として整備

治組織が行うこととし、こ

自治組織に代わり高齢者のふれあ

い交流事業などを行うNPOやボ

主体的なくらしを支援した。 を敷地内に設けるなど、高齢者の 住民が自主運営する「だんだん畑

○コミュニティづくりの支援が必要

ティづくりを支援する仕掛けが必 に交流ができるよう、 齢者同士が新たな生活の場で円滑 ともあることから、 要である。 み慣れた場所を離れて入居するこ 復興公営住宅では、 面識のない高 高齢者が住 コミュニ

高齢者の見守り体制が必要

年々高齢化率が高まっていく中 高齢者が安心して暮らしてい

夕

応

急仮設住宅

のふれあいセン

高齢者の主体的なくらしを支援

ーをモデルに入居者の交流

の場

とが必要である。 が、高齢者の見守りに取り組むこ ランティアなどさまざまな支援者 をはじめ、 守り体制を構築する必要がある。 くためには、 復興公営住宅のLSAやSCS 地域団体やNPO、 続的な高齢 の見 ボ

○地域での見守りが課題 教訓をどう生かすか

委員など各種支援者と連携した地 域の見守りグループや民生・児童 援者が中心となる見守りから、地 地域での見守りが重要である。 域主体の支援システムへ移行する めには、行政による支援だけでなく、 このため、公的に配置された支 高齢者への支援を継続的に行うた

り、芦屋市内の復興公営住宅には、

生を認める復興公営住宅を設けた

気アップ活動支援事業」を行った。 ランティア団体に対し、「高齢者元

このほか、室内でペットとの共

○高齢者自立支援ひろばを整

ことが求められている。

ている。 者自立支援ひろば」の整備を進め 促進するため、 兵庫県では、地域での見守りを 復興基金で「高齢

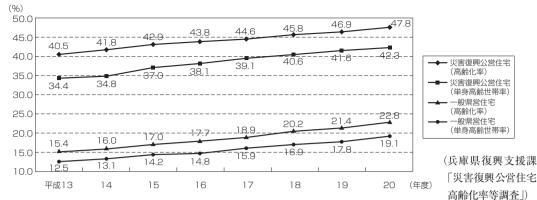
き込んだ見守りが、 ミュニティプラザなどを拠点とし いくことが期待されている。 福祉法人やNPOによる地域を巻 復興公営住 市から運営を委託された社会 宅の空き住 今後定着して 戸やコ (5)

(9)

復興制度

(8)

■災害復興公営住宅の高齢化率及び単身高齢世帯率



災害復興公営住宅入居者への支援活動

<復興公営住宅入居に向けた支援>

恒久住宅へ円滑に移転ができるよう支援

- ○募集団地の周辺利便施設等マップづくり
- ○入居予定者事前交流会
- ○引っ越し手伝い、婦人会等による荷解き など



- <復興公営住宅入居後の支援> 復興公営住宅のコミュニティ形成を支援
- ○生活復興のための地域活動推進事業
- ○復興住宅コミュニティプラザ運営事業
- ○復興住宅コミュニティプラザ活動支援事業
- │○復興公営住宅等高齢者元気アップ活動支援事業

<ふれあいセンターでの支援活動>

- ○生活支援アドバイザーによる恒久住宅移転支援
- ○民生・児童委員による見守り等生活福祉活動
- ○健康アドバイザー、「まちの保健室」の展開 ○老人クラブ等の友愛訪問、ボランティアの支援



<コミュニティプラザでの支援活動>

- ○生活復興相談員による巡回・相談⇒SCSへ
- ○民生・児童委員による見守り等生活福祉活動
- ○「まちの保健室」による健康相談
- ○老人クラブ等の友愛訪問、ボランティアの支援
- ○活動情報サポーターによるイベントへの呼びかけ
- ○いきいき県住推進員によるコミュニティづくり支援
- ○プラザで活動するLSAによる支援

■「だんだん畑」で高齢者の生きがいづくり

南芦屋浜高層住宅では、高 層住宅に囲まれた敷地内に だんだん畑を設け、住民が自 主的に「楽農」活動を展開。作 物を育てることで高齢者の 生きがいづくりにつながっ ている。





(神戸新聞社提供)

災害復興公営住宅等高齢者元気アップ活動支援事業

災害復興公営住宅で暮らす高齢者の元気アップや生きがいづくりのため、NPO・ボランティアグループが行うふれあい交流事業を支援し、住民自らのコミュニティづくりの契機とするとともに、高齢者の見守り対策にもつなげる。

■対象事業(年4回募集)

災害復興公営住宅で暮らす高齢者の元気アップや生き がいづくりに有効なふれあい交流事業など

「手芸・合唱・映画鑑賞会などの活動、健康教室、 茶話会や食事会など

■補助額 ※半年型は半年間の延長が可能

災害復興公営住宅戸数	1年型	半年型(初期経費)
50戸以上	100万円	50万円(10万円)
20戸以上50戸未満	50万円	25万円(5万円)
20戸未満	30万円	15万円(3万円)

元的な入居者募集を実施

提供、 応募資格・申込方法・社会的弱者 管理協議会」を設置。被災者に対 業主体が参加して「災害復興住宅 を目的に一元募集を実施した。 の優先措置・抽選方法などの する募集情報や応募機会の公平な などの公的賃貸住宅を管理する事 整備公団 重複応募や重複当選の防止、 市町、 住宅供給公社、 (現・都市再 生機

ため、仮 別枠としたほか、第2次募集から 慮して、 子・多子世帯など社会的弱者に配 当たっては、 て機会の公平性を保った。 ロックに分け、重複応募を禁止し 申し込みは、被災地を4つのブ 仮設住宅からの転居を進める 仮設住宅入居者の特別枠を 原則募集戸数の3割を特 高齢者や障害者、 抽選に

○抽選結果に不満を漏らす被災者も

設けた。

を漏らす人もあった。 らす人がいたり、当選した住宅が 会的弱者への優先措置に不満を漏 の居住地から遠いとい 選から漏れた人の中には、 った不満

○入居者の家賃負担を軽減

所得者等にとって復興公営住

年間 となる特別減免制度が に減免家賃を設定し、 別減免と一般減免の中間的な水準 般減免への移行を視野に、 かったため、 た。さらに、5年後の家賃上昇を よう国に要望し、 不安視する低所得者も少なくな ても適用 0))時限措

置として認めら 国の補助

n

家賃が60

0

0

) 円台

から

実施できる

金

が5

配 記慮し、 えて、

住宅にお

11 低

8

7

得

0

生活拠点となる住まいの確保

住宅の

被災者の実態に応じた募集と家賃で、 いの確保を

住まいを失った多くの被災者が、安全で良質な公的賃貸住宅へ早期に入居で きるよう、公的事業主体が共同で一元的な入居者の募集と選定を行った。 災害復興公営住宅の入居者が無理なく負担し得る家賃とするため、 賃制度」を先行導入するとともに、さらに所得の低い世帯向けに家賃の特別減 免制度を実施した。被災者の実態に応じた募集と家賃制度の導入が重要である

特別減免終了後の一

前期特

となり、 低廉な家賃設定が可能な「応能応 あ 宅の家賃 益家賃制 った。このため、 家賃の減額を図った。 入居の妨げになる恐れが 度」を全国に先駆けて導 が従前家賃に比べて割高 所得に応じて

5年間延長した。

特別減免を

は、 た。 災地 ことが大切である。 範囲内で、さまざまな工夫をする や仮設住宅入居者の優先枠は、)入居者の募集方法の工夫が大切 高齢者など社会的弱者の優先枠 公募が原則であるため、 公的賃貸住宅の入居者の選定 0) 実情に応じた設定であ その 0

きる暫定入居を採用したが、 また、 将来的に希望地域 団 がり組 人間関係を保つ意味でも [地に入居できるグループ募集 一旦別の復興公営住宅に入居 気心の知れた者同 み である。 への転居もで 士 高齢 一が同

た。 果から家賃負担能力に問題 割を果たした。 被災者の住まい 者が少なくないことが判明して た世帯など、 住宅の家賃を下回る低水準であ 住していた賃貸住宅の家賃が公営 所得がきわ 家賃の特別 応急仮設住宅調査結 8 が減免は、 て低く、 0) 確保に大きな役 低所得の を持つ 前 に居 11 つ

○多様な募集方法が定着 教訓をどう生かすか

多子、 どの優先入居は、 設定の考え方につながっている。 の募集において、若年、母子・父子、 元募集で採用された高齢者な 新婚・子育て等の優先枠 現在 の県営住宅 0)

所得水準に応じた一般減免制度を

町では、 よって家賃に格差が生じることに なくすためには、一 0) 急激に上昇する。また、 同じ被災者でも、 般減免を制度化していない市 地域における支援の格差を 特別減免終了後に家賃が 般減免制 む市町に 所得水準

(8)

一元募集の実績

区分	募集期間	募集戸数	応募者数	当選者数	仮設住宅	高齢者等	その他特記事項
		(戸)	人	(人)	入居者枠	優先枠	
第1次	平成7年10月31日	6,108	36,335	4,580	無し	3割	第3次、4次では、
	~11月15日						グループ募集とペッ
第2次	平成8年7月31日	11,325	44,206	8,338	6割	3割	ト共生住宅の募集を
	~8月20日						実施。
第3次	平成9年2月27日	8,313	33,410	6,341	7割	3割	コレクティブハウ
	~3月19日				(県営は10割)		ジングは第3次のみ
第4次	平成9年9月26日	17,165	34,903	12,837	8割	3割	募集
	~10月28日				(県営は10割)		33.21
合計		42,911	148,854	32,096			

■被災者及び被災高齢者・障害者等社会的弱者に対する優先入居

抽選に当たっては、被災者及び被災高齢者・障害者等社会的弱者に対する優先措置(原則、募集戸数の3割を優先枠として確保)を行った。

第1順位:高齢者(70歳以上)世帯や重度障害者がいる世帯

第2順位:高齢者(60歳以上)世帯や母子世帯、特定疾患傷病者のいる世帯

第3順位:高齢者(65歳以上)のいる世帯、多子世帯、中度以上の障害者のいる世帯

:第4順位:応急仮設住宅で5人以上居住する世帯、病弱者のいる世帯

グループ募集の実施

被災者の多くは高齢者であり、これらの方は新たなコミュニティ形成に大きな負担を感じていたことから、震災以前の近隣や応急仮設住宅で芽生えたコミュニティをそのまま公的賃貸住宅に移行させることが望まれていたため、グループ募集を実施した。

第3次及び第4次一元募集において、応急仮設住宅入居者からの受付として新築県営住宅を対象に実施。

【実施方法】

- ①コミュニティを維持する観点から、人との交流を通じてまとまりやすい10世帯までを上限とした。
- ②1つのグループで申し込みできる団地は1団地とした。
- ③抽選に当たっては、そのグループの代表者の申し込みで抽選を行った。
- ④当選されたグループのうち申込資格を満たしていない方がいる場合は、その方のみ失格とした。
- ⑤補欠者の決定は、グループで申し込まれた場合でも個人ごととした。

■県営住宅の特別減免・モデルケース家賃

特別減免率の推移

政令月収額	前期減免率 (1~5年目)	後期減免率 (6~10年目)	参考:一般減 免(県市町)
0~2万円	70%	66.4%	30~70%
~4万円	50%	45.1%	15~50%
~6万円	30%	26.3%	-~30%
~8万円	10%	8.7%	-~10%

モデル条件(平成9年度建設、平成10年度入居)

立 地:神戸市内(市街地)

床面積:40㎡

収入区分:政令月収2万円以下(最下層)

本来家賃:月額25,300円(10年度)

→ 月額24,400円(19年度)

入居後 $1\sim5$ 年目 (前期特別減免) 家賃月額6,600円 入居後 $6\sim10$ 年目 (後期特別減免) 家賃月額8,300円

→ 11年目以降は一般減免へ 家賃月額9,600円

民間賃貸住宅入居者の家賃負担を軽減

得等の条件や抽選の結果これ 住宅に入居できず、 (2)③参照)の提供に努め、 家賃負担の軽減を図ったが、 所得者には災害復興公営住 所得者には特定優良賃貸住宅 民間賃貸 被災者 住宅 いらのが

度との均衡を図るため、 の促 年10月から受付を開始した。 」を実施することとし、 恒久住宅としての生活拠点確保 進や、 民間賃貸住宅家賃負担 復興公営住宅の減免制 復興基金 平 軽 - 減事 成8

○家主((管理者)へ補助金を交付

とした。 者の家賃を減額するという仕 補助金は被災者本人ではなく家主 被災者(入居者)と家主 強くなるとの考えのもと、 の補助は、 家賃補助制度では、被災者本人 者で協定を締結したうえで、 者) に交付することで被災 個人補償的な色彩が (管理者) 市町と 組み

○家賃の初期 負担を特に軽減した

宅の減額後の家賃との差額分 住宅の平均家賃と災害復興準公営住 補助金の上限額 また、 は、 新築民間賃貸 補助期間 (約3 の初

せて、 17

制

度創設から約10年間となる

年

度まで期間を延長した。

でとしていたが、

災害復興公営住宅

特別家賃低減対策の延長等に合わ

限)と段階的に引き下げた。

当初の事業期間は、

平成13年度ま

(2万円上限)、6分の1(1万円

上

軽

「減した。その後、 補助することで、

家賃の3分の1 初期負担を特に

を期

は

家賃の2分の1(3万円

上

限

への支援

に戻るとの申立書を提出した人に として、 外に避難した被災者からの 居した被災者のうち、 望もあって制 賃補助の対象とした。しかし、 貸住宅に入居した被災者の 0) 転居 県外の民間賃貸住宅に転 は一時的な避難」である 度を見直 いずれ県内 し、「県外 の いみを家 強い 、民間 県 要

いの確保も重要 という点で、有効な手立てであった。

に入居した被災世帯もあった。

生活拠点となる住まいの確保

貸住宅 既存の民間賃貸住宅を生かした、

希望する居住地でなかったり、所得等の条件で災害復興公営住宅等に 入居できない世帯に対しては、民間賃貸住宅で住まいを確保する 不可欠であった。災害復興公営住宅等の入居者との家賃負担の均衡 「民間賃貸住宅家賃負担軽減事業」は、既存住宅ストックの有効活用

子補給を行った。

して建設資金の借入金に係る利

民間賃貸住宅の活用が不可

不可能である。 帯に対して住宅を供給することは 建設のみでは、 災害後は、 災害復興公営住宅 膨大な数の被災世 0

宅の活用が不可欠である。 対する支援に加えて、 、公営住宅等の抽選から漏れた世 よりきめ細かな家賃負担軽減策が必要 このため、 住宅を失った被災者で、 被災者の自力再建に 民間賃貸住 災害復

> 住宅の るなど、よりきめ細かな支援策が 担能力に応じて家賃負担を軽減 滑に入居できるよう、 世帯 利用 が、 が困 収 よう、入居者の負民間賃貸住宅へ円 |難な単身者・高齢 入要件で公的賃貸 す

教訓をどう生かすか

必要である。

県はその3分の2を負担した。 業主体となって家賃補助を行 転居した被災者に対して市町が事 建や補修期間中に民間賃貸住宅に 水害が続発した際、)災害時の民間賃貸住宅の活用 平成16年に台風第23号等による 被災住宅の再 が進 11

の賃貸住宅を供給しようとする土

所有者等に対し、

復興基金を活

○民間賃貸住宅の建設を利子補給で支援 ついても家賃補助の対象とした。

被災地

域で、新たに被災者向け

で家賃補助が実施された。 19年の中越沖地震でも、 また、 16年の新潟県中越地震や 復興基金

)住宅困窮者への民間賃貸住宅の供給

貸支援事業」の仕組みが官民協働 いても、これを基盤に民間賃貸住 で整備されつつあり、 情報提供を行う「兵庫あんしん賃 る民間賃貸住宅や、その仲介業務 ある高齢者や障害者等を受け入れ を行う不動産事業者等を登録し、 住宅の確保が困難になる恐れが てい な活用が 図られること 災害時にお

(5)

危機管理

(7)

民間賃貸住宅家賃負担軽減事業

■事業期間 平成8年10月~平成18年3月

申請期限 平成13年3月末 **補助対象者** 家主(管理者)

■補助額 平成8~11年度 3万円上限(家賃の1/2)

平成12年度 2万円上限(家賃の1/3)

平成13~17年度 1万円上限(家賃の1/6)

■経 過 住宅要件あり →撤廃

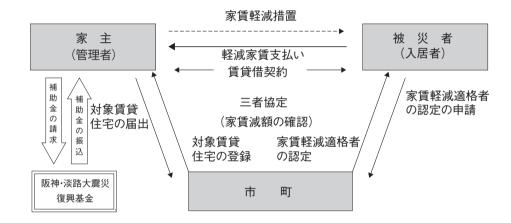
県内被災者限定→帰県意思のある県外被災者含む

※ 事業期間、申請期限及び補助額は、

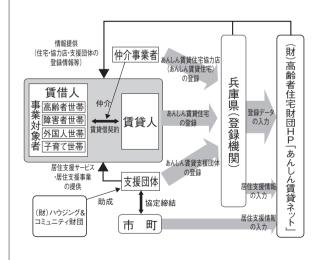
それぞれ制度改正後

補助実績

年度	延べ件数(件)	金額(千円)
8	12,414	891,188
9	15,826	7,231,633
10	18,669	8,240,276
11	17,884	7,967,693
12	16,266	4,755,903
13	14,215	1,820,478
14	9,722	1,119,724
15	8,461	948,407
16	7,481	841,749
17	7,015	758,855
合計	127,953	34,575,906



■兵庫あんしん賃貸支援事業



■住宅再建等に伴う一時転居者支援事業

平成16年に発生した一連の台風等による被災者 に家賃補助を実施。

事業期間 平成16年12月~19年3月

■補助対象者 被災住宅を再建又は補修する間、

一時的に県内の民間賃貸住宅等に 転居する者(避難勧告による転居 者を含む)

- - - - - - -

■補助率 2分の1

■補助限度額 3万円/月

補助期間 6カ月

実施主体 市町(県が市に2/3を補助)

特優賃を大量

を活用した住宅の供給 導による住宅の早期供給事業者への意向調査では、 きなかった。このため、 一の仕組みであった特優賃制度助や利子補給を一貫して行える宅の供給に建設・家賃減額へのによる住宅の早期供給は期待でによる住宅の早期供給は期待で 災後数カ月 約 1万2000 0 所査では、 向 戸を供 民や 間

割を果たした。給。被災者の住 被災者の住宅確保に大きな役

○被災者ニーズとの乖離で空き家が発生

特優賃の被災地全体の需要を見込み、被災程度の軽い地域でも供込み、被災程度の軽い地域でも供値向が強く、当初から被災者だけでは埋まらない状況が生じた。これらの地域での供給を他の地域に先んじて停止する措置を講じたが、すでに供給手続き中の住宅もかなりあり、完全に止まるまでに相当の期間を要した。

民間主導の供給が進み敬遠された

「民間主導の供給が進み敬遠された

ステム等により割高感が生じ、な家賃設定や家賃が年々上昇する、戸規模が大きく、それを反映した。この中で特優賃は、比較的 大量 間 災地の 模が大きく、それをこの中で特優賃は、 事業者主体の賃貸・分譲 に 供給されるようになっ 地価の下落等により、 上昇するシ 比較的住 0 住宅

(2) 生活拠点となる住まいの確保

公共主導の民間賃貸住宅の供給は、柔軟な対応 を

震災により住宅を失った世帯に対して良質な賃貸住宅を適正な家賃負担で供給するた め、国の特定優良賃貸住宅(以下「特優賃」)制度を活用して、主として中堅所得者層 に対し、災害復興準公営住宅として民間賃貸住宅を供給した。災害後の公共主導の民間 賃貸住宅の供給は、被災地における需要の急激な変動に対応するため、弾力的な供給計 画と既存制度の柔軟な運用とともに、経営リスクの公民の適切な分担が不可欠である。

や管理法人の経営を圧迫することと 人居率が低迷する場合は、オーナー

ションの購入へと流れた。賃貸住宅や低価格化した分譲 住宅供給公社等の経営が圧迫された はすため、特優賃の早 社がオーナーから10年またはため、建設後の特優賃を住宅賃の早期供給を土地所有者等 7 ン

促特

公社

公共主導の民賃供給は弾力的対 宅復興3カ年計 画 で は、

標戸数に相当な幅をもたせるなど市民間賃貸住宅の供給に関しては、目的に募ったが、公共主導とはいえ、公営住宅に位置付け、事業者を積極 応することが必要である。場での供給動向に応じて弾力的に |営住宅に位置付け、事業者を積極||給を進めることとし、特優賃を準に事業主体が賃貸住宅を中心に住宅 対 公

災害対応を主な目的としていな災害対応を主な目的として、例るため、被災地の特例として、例るため、被災地の特例として、例を果たした後は、入居者資格の撤を果たした後は、入居者資格の撤を果たした後は、入居者資格の撤を果たした後は、入居者資格の撤を果たした後は、入居者資格の撤を果たした後は、入居者資格の撤を果たした後は、入居者資格の撤を果たした後は、入居者資格の撤を果たした後は、入居者資格の撤を果たした後は、入居者資格の撤を果たした後は、入居者資格の撤を果たした後は、入居者資格の撤を果たした後は、入居者資格のを果たした後は、入居者資格のを果たした後は、入居者資格のを果たした後は、入居者資格のを果たした後は、入居者資格のを果たした後は、入居者資格のを果たした後は、入居者資格のを果たした後は、入居者資格のを果たした後は、入居者資格のを果たした後は、入居者資格のを果たした後は、入居者資格のを果たした後は、入居者資格のを果たした後は、入居者資格のを果たした後は、入居者資格のを果たした後は、入居者資格のを果たした後は、入居者資格のを果たした後は、入居者資格のを果たした後は、を果たした。を果たした後は、を果たした。を果たした後は、を果たした。をまたり、をまたり、をまたり、をまたり、をまたり、をまたり、</ ○特優賃の災害時に対応した運用が必要 要である。

極年 的間

に活

崩した。 して借

り上

げる方式

る形となり、公社全体の経営を長期営リスクは、公社がすべて引き受けこれにより、入居率低迷による経

公社借り上げ以外の特優賃でもわたって圧迫することとなった。

つでも、

ナーで適切に分担する必要がある。生じる経営リスクは公社とオー的に採用されていたが、供給後に括借り上げは、震災以前から全国 げ料の見直し規定を契約に盛り込情勢が大きく変化した場合の借上想定した借上げ料の設定や、経済このため、一定の空き家発生を む げ 情 想 住 定宅供 いは、震災以前以前、震災以前 0 が必要である。 公早社期 は住 大き 宅 復 供給後に 供給後に はな役割を 13 向

を緩和するなど、変動しやすい民間住年)を短くすることや住戸の規模要件ほか、当初から管理義務期間(10~20は、これらをさらに弾力的に運用するは、これらをさらに弾力的に運用する きるなど、徐々に改善されてきている。 は用途廃止(入居資格要件撤廃)がても空き家が生じている団地についていた管理し家賃の引き下げなどを行 宅市場での競争性確保に配 る方式に加え、 特優賃の災害時の活用に向け 優賃制度は、 定額家賃の導入や10 家賃を年々上昇させ 慮すること · つ で 7 年 て

担も次なる災害に向けた課題である。 経営リスクの公民の適切な分

が必要である。

生活再建

(5)

(8)

危機管理

■特定優良賃貸住宅制度の概要

目的

土地所有者等が建設する賃貸住宅について、建設費補助、家賃補助、利子補給を行い、中堅所得のファミリー世帯向けに、適正な家賃負担で良質な賃貸住宅を供給する。

助成制度

建設費補助:共同施設等の整備費の一部を補助 家賃補助:契約家賃と入居者負担額の差額を補助 契約家賃 →市場家賃を考慮し決定 入居者負担額→世帯人数・所得・住戸規模等から算出

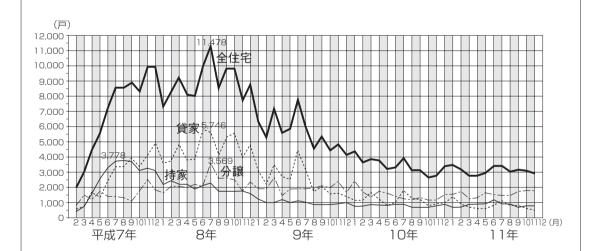
利子補給:住宅金融公庫等からの建設資金の借入残高に対する利子補給

被災地における住宅着工動向

平成7・8年度の2年間はそれぞれ、震災前の平成6年度の2倍を超える約100,000戸の住宅建設が被災地で行われた。ピークは平成8年7月の約11,000戸で、その後、徐々に減少し、平成10年度下半期からは、震災前と同様の月平均約3,000戸のペースで落ち着いた。

利用関係別では、平成7年度には自宅再建を中心とした「持家」の建設が活発に行われ、続いて、平成7年度下半期頃から平成8年度にかけて、「貸家」の建設が活発になり、マンションを中心とした「分譲」の建設は平成8年度にピークを迎えている。





特優賃の制度・運用緩和の主な内容

緩和項目	緩和の内容	緩和時期
家賃設定	家賃(入居者負担額)の年毎の上昇率の緩和(年5%→年3.5%)	平成10年度~
の緩和	フラット型家賃の採用可	平成12年度~
入居資格	収入基準の一部緩和(下限の引き下げ)	平成10年度~
要件緩和	同居親族要件の緩和(単身入居可)	平成16年度~
用途廃止	3カ月以上の空き家を用途廃止し公営住宅に転用可	平成15年度~
	3カ月以上の空き家を用途廃止可	平成18年度~
(入居資格	管理開始後10年経過かつ契約家賃引き下げ後、3カ月以上の空	平成20年度~
要件撤廃)	き家のある団地は、団地全体について用途廃止可	

)住宅再建は自助努力が原則であった

対する補助は認められず、 しかなかった。 が原則で、 震災当時、 私有財産である住宅に 利子補給)による支援 住宅再建は自助努力 貸付制

)復興基金を活用して住宅再建を支援

者には、 を建て替えた場合の二重ローンに た、まだローンが残っている住宅 て、 のため住宅ローンを組めない高齢 対しても対応するとともに、 子補給制度を設けて支援した。ま 住宅の再建・購入・補修に当 復興基金を活用した各種の 利子補給相当額の補 高齢 コたっ 助な 利

どを行った。(左表参照 ○住宅再建の遅れが地域の再生を 遅らせた 一宅の再建が進まない

退するなど地 は、 かった。 このため、 人口が回復せず、 土 地域の 地 区 再生は | 画整理 商店街が衰 進まな

建設 活 X 用して利子補給を行う土 |内での住宅や店舗 事業を実施 を促進するため、 ・事務 復興基金を が所等の 地 利用

生活拠点となる住まいの確保

た。

めない低所得者には機能しなかっ 給による支援は、住宅ローンを組

自助努力としての貯蓄はすべ

きめ細かな支援で、 被災者の主体的な住宅再建を

震災では、45万世帯・25万棟を超える住宅が全半壊の被害を受けた。自宅再建を断念し、 住み慣れた場所を離れることを余儀なくされたり、二重 (ダブル) ローンの負担など、 の再建に多大な苦労と負担を強いられた被災者も多かった。 復興基金を活用して融資に係る 利子補給や高齢者への補助など、二重ローン対策や高齢者対策が実施され、その後、 生活再建支援法の制定など住宅再建の仕組みが整備されたが、今後の災害では、住宅再建意 欲を促すよりきめ細かな支援に取り組む必要がある。

対象とすべきという意見もある。

自助努力には限界がある

住宅再建に対する融資や利子

補

か一方を対象としたが、

両債務を

務のうち一定の要件の下でいずれ

を、

6~10年目は新旧の

の住宅の債務

たに

建設・購入した住

は、兵庫県では、1~5年目は新

一方、二重ローン対

つ

41

7

れ効果的

であった。

当額を補助した制度は多

災者に対して、

利

子

補 利

相

用

地域再生に不可欠)住み慣れた場所での住宅再建が

表参照

るなど、制度上の限界がある。(左

加入が前提で補償額にも上限があ

であり、

地震保険も火災保険への

てを住宅再建に充てることは困難

期 の再生にとっても最も望ましい。 ことが、 れた場所で住宅の再建に取り組む を描き、 待できない。 被災地に住宅が再建されなけれ 被災者自らが生活再 被災地の人口や経済の回復は その第一歩として住み慣 被災者にとっても、 被災者の住宅再 建 の 清写真 地域

人の意欲を促すことが大切であ

高齢のために融資を受けられ

住

本

高齢者対策・二重ローン対策が必要 |宅再建対策に当たっては、

> ある課題である。 は、 地域再生につながる公共性

教訓をどう生かすか

がなされた。(②③参照) が実現した。その後、支援金を住 再建支援法で、)住宅再建を支援する仕組みが充 平成10年に成立した被災者生活 個人への現金給付

れている。 生予測図を活用するなど料率の見また、地震保険も政府の地震発 が全国平均で7・7%引き下げら 直しを行い、19年10月から保険料

済制度を創設し、住宅所有者が相兵庫県では、17年に住宅再建共 する仕組みを設けた。(2)到参照) 自助・公助の限界を克服しようと 互に助け合うこと (共助) により、 新潟・石川でも復興基金による

支援が充実

配 材の活用や景観に配慮したモデル 支援を行っている。また、 子補給や高齢者等への補助などの して住宅再建のための貸付への利新潟や石川でも復興基金を活用 へも補助を行うなど、 住宅での再建、 慮した制度の 運用をしている。 古民家の修復など 地域性にも 県産木

0)

(8)

復興基金を活用した各種支援制度

持ち家を建替・購入・修繕される方への支援

被災者住宅購入支援事業補助 事業年度 平成7~18年度(面的整備事業区域で特定の地域内は21年度)

事業内容 | 被災者向け住宅資金融資を受け、新たに住宅を購入する被災者に対し一定の条件で利子補給等を行う。

補助内容 一定の条件の下で5年間又は10年間1.65~2.5%以内を利子補給

実 績 66,171件 14,560,545千円

被災者住宅再建支援事業補助 事業年度 平成7~18年度(面的整備事業区域で特定の地域内は21年度

事業内容 被災者向け住宅資金融資を受け、新たに住宅を建設する被災者に対し、一定の条件で利子補給等を行う。

補助内容 一定の条件の下で5年間又は10年間1.65~2.5%以内を利子補給

実 績 100,275件 24,063,679千円

事業年度 平成7~16年度(面的整備事業区域で特定の地域内は18年度) 県·市町単独住宅融資利子補給

事業内容|住宅資金が不足する被災者を対象に、県・市町が特別に設けた住宅融資に対し、一定の条件で利子補給を行う。

補助内容 一定の条件の下で5年間又は10年間1.65~2.5%以内を利子補給

績 23,287件 2,375,998千円

大規模住宅補修利子補給 事業年度

亚成名~11年度

(平成19年度末現在)

<mark>事業内容</mark>|**大規模な住宅補修**を行うため、被災者向け住宅融資を500万円以上借り入れた被災者に対し、一定の条件で 利子補給を行う。

補助内容 公庫等の公的融資及び民間融資(限度額830万円)に対し、5年間1.65~2.5%以内を利子補給

実 績 13,344件 943,398千円

■高齢者で持ち家を建替・購入・修繕される方への支援

者住宅再建支援事業補助 事業年度 平成9~18年度(面的整備事業区域で特定の地域内は21年度)

事業内容 住宅再建に当たり、高齢を理由に融資が受けられず、自己資金を取り崩して住宅を建設・購入・補修(補修の場 合は500万円以上に限る) した65歳以上の一定の要件を満たす被災者に対して補助する。

補助内容 建設・購入・補修費(補修の場合は、補助対象額から250万円を減じた額)の1%の5年分相当額(補助対象限 度額1.140万円(補修の場合は830万円))

績 10,646件 4,828,804千円

高齢者特別融資(不動産活用型)利子補給 事業年度

平成8~16年度

事業内容|所有する不動産の処分を前提とした市町の高齢者特別融資(不動産活用型)を受け、住宅を再建する一定の要 件を備えた被災高齢者に対し、利子補給を行う。

補助内容 融資額の残高に対し、当初10年間3%以内を利子補給

実 績 154件 38,070千円

■二重(ダブル)ローン負担を軽くしたい方への支援

住宅債務償還特別対策 事業年度 平成7~18年度(面的整備事業区域で特定の地域内は21年度)

事業内容 既存住宅ローン(震災時残高400万円以上)の償還を行いながら、被災者向け住宅資金融資を利用して住宅 を建設・購入・補修(借入額500万円以上)する被災者に対し、一定の条件で補助を行った。

補助内容対象となる融資は公庫等の公的融資及び民間融資。

次のいずれか低い額に対し新規借入後6~10年目の5年間補助

①新規住宅ローン融資額に係る利子のうち3%相当額

②既存住宅ローン残元金(限度額1.500万円)及び年収の区分に応じて定める額

実 績 8,386件 1,596,771千円

地震保険制度

新潟地震の被害を踏まえ、昭和41年に創設。火災保険に付帯して加入する地震災害専用の保険として運営。

制度の概要 制度の課題 ○ 地震保険は地震・噴火又はこれらによる津波を原因と ○ 地震保険は、火災保険に付帯する方式での契約となり、

- する火災・損壊等による損害を補償。
- 地震保険の対象は建物と家財。
- 保険料は、保険対象である建物及び家財を収容する建 物の構造、所在地により算出。
- 地震保険は、政府が再保険することにより成り立って
- 平成19年1月から、従来の損害保険料控除が改組さ れ、地震保険料控除を創設。
- 火災保険への加入が前提。
- 火災保険では、地震を原因とする火災による損害等は 補償されない。
- 地震保険金額の設定は、火災保険の保険金額の30~
- 再保険の上限額を超える被害の場合は補償額が減額 される。

加入率:全 国 9.0%(平成7年3月末)→21.5%(平成20年3月末) 兵庫県 4.8% (平成7年3月末)→ 16.4% (平成20年3月末)

私有財産への れなかった 公的支援は認めら

公的支援は認められず、 ながるという理由 かなかった。 震災当時、 利子補給)による支援し 私有財産の形 で住宅に対する 貸付制度 成に

)住宅再建のための支援への理解 が進んだ

安心システムを提唱した。 然災害への備えとして、生活再建支援 成9年には被災10市10町とともに、 めの災害共済制度からなる総合的 のための基金制度と住宅再建支援のた 援策の制度化に向けて検討を進め、 兵庫県では、震災直後から被災者支

を展開。約2500万人の署名を集め、 10年の支援法成立の原動力となった。 する国民的保障制度を求める署名運動 済グループなどとともに自然災害に対 的な制度とするため、平成8年に全労 住宅再建への公的支援を全国

)兵庫の生活再建支援金が法につ ながった

活再建支援金を平成9年4月に創設 転後の生活に必要な現金給付を行う生 被災者の恒久住宅への移行を支援する 兵庫県では復興基金を財源として、 高齢者及び要援護世帯向けに移

生活拠点となる住まいの確保

利用しやすい公的支援制度の充実が、 被災者の生活 再建を後押しする

震災当時、私有財産の形成につながるという理由で、住宅に対する公的支援は認められなか 相次ぐ自然災害の発生により、被災者への公的支援制度の必要性が広く認識され、 活再建支援金と被災中高年恒久住宅自立支援金とし ての現金給付が突破口とな 年に被災者生活再建支援法(以下「支援法」)が議員立法により成立した。 その後被災者が利用し やすい制度へ法改正が行われ、公的支援制度における被災者の住宅再建支援は大きく前進した。

現した。 突破口となり、 |宅自立支援金を創設した。これらが 同年12月には、 10年の支援法制定が実 中高年向けの恒久

住

|16年改正で居住関連経費が支給

費への支援ではなく、 年の改正により、解体撤去や整地 定した居住を確保するには、 定支援制度)。しかし、 象とされるようになった(居住安 などの居住関連経費が支援金の対 災害が相次いだことから、 震災以後も水害や地震など自 対象となるも住宅本体は対象外 ・金額ともまだ十分と言える 被災者の安 住宅建設 平 成 16

され検討課題となった

b

のではなかった。

もので、 壊世帯(または全部解体※1) を実現した点で評価されたが、 大100 財道具等を調達する経費として最 した支援法は、個人への 平成10 住宅再建の支援という点 年に議員立法により成立 万円の支援金を支給する 現金給 が家 全 付

を支給した。 億円増額して、 をとるため、 復興基金を300

では課題が残った。 り住宅を解体する場合等をいう。壊防止等のやむを得ない事由によ会部解体とは、住宅が半壊し、倒 兵庫県では支援法と同等の措 被災者自立支援金 0 置

教訓をどう生かすか)県独自の補完事業で対応

に大きな効果を発揮した。 完事業を創設した。平成16年度の て最大200万円まで支給する補 一連の台風災害では、 県独自の措置とし

○住宅本体の建設費への充当も可能に

宅再建支援は大きく前進した。 され、公的支援における被災者の なった。また、年齢・年収要件が撤 導入され、住宅の建設費に最大30 途を限定しない定額渡し切り方式が 廃されるなど煩雑な手続きが簡素化 0万円まで充当することが可能 平成19年の改正では、支援金の使 住 لح

額が住宅再建には必ずしも十分でな 壊以上で不整合であること、③支給 されるが、支援法の適用は大規模半 法の住宅応急修理は半壊以上で適用 した場合の財源不足への対応などが 都直下型地震など甚大な被害が発生 少すると財源が不足すること、 は取り崩し型であり、 いこと、④支援金支給のための基金 れない場合があること、②災害救助 しかし、①小規模災害では適 基金残高が減 ⑤ 首 用 3

(5)

(8)

理

被災者生活再建支援制度

(1) 対象となる自然災害

被災者生活再建支援法施行令第1条の各号に該当する自然災害が対象

第1号	災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する自
	然災害が発生した市町村

- 第2号 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- 第3号 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- 第4号 5世帯以上の住宅全壊被害が発生し、1号又は2号区域に隣接 する市町村(人口10万未満に限る)
- 第5号 3号又は4号区域に隣接する都道府県の市町村で、5世帯以上 の住宅全壊被害が発生し、1号から3号の区域に隣接する市町 村(人口10万未満に限る)
- 自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他 の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

(2) 財源

都道府県が拠出して基金を造成。支給 時は国庫で1/2を負担して支給。(財)都 道府県会館に運営委託。

造成額:600億円(取り崩し型)

残 高:約542億円(平成20年3月現在)



平成16年被災者生活再建支援法改正後の課題

- ○住宅建設費本体を対象としていないこと ○現行の年収・年齢要件では支援が受けにくいこと
- ○小規模災害では適用されないこと
- ○全壊世帯の補修を対象としていないこと

(3) 支給限度額(平成19年12月法改正前後の比較)

[旧法]

居住に関連する経費に使途を限定し、申請期間内は 随時由請可能(宝績を確認して全額確定)

	支給限度額		
区分	生活関係経費	居住関係経費	
全壊(または全部解体)で再建・購入した世帯	100万円	200万円	
大規模半壊で補修した世 帯	_	100万円	

- (注)1 世帯主が45歳以上等で500万円<年収≤700万円の世帯 1/2 2 世帯主が60歳以上等で700万円<年収≤800万円の世帯 1/2
 - 3 単数世帯 3/4 4 申請期間:生活関係経費 13カ月間 居住関係経費(一部除く) 37カ月間

平成19年 12月改正

[現行法]

住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給(使途限定な し)(下記①と②の合計で最大300万円)



区 分		①住宅の被害程度に応	②住宅の再建方法に応
		じて支給(基礎支援金)	じて支給(加算支援金)
	全壊(または全部	100EII	建設・購入200万円
解体)世帯		100万円	補修 100万円
	大規模半壊世帯	50万円	賃借 50万円

- (注)1 単数世帯は上記限度額の3/4
 - 年齢・年収制限はなし
 - 申請期間:自然災害発生から①が13カ月間、②が37カ月間

兵庫の取り組み

□自然災害に対する国民的保障制度を求める署名運動 □居住安定支援制度補完事業(平成16~19年度) (平成8年度)

兵庫県は、全労済グループ、日本生協連、連合などと ともに自然災害被災者の住宅復興を促進する国家的 制度の検討を求める署名運動を展開。約2.500万人の 署名が集まった。

□総合的国民安心システム(平成9年度)

兵庫県が被災10市10町とともに自然災害への備え □住宅再建等支援金事業(平成16~20年度) として提唱。

- ① 国と都道府県の共同出資による生活再建支援の ための基金制度
- ② 国民の相互扶助を基本とした住宅再建支援のた めの災害共済制度

平成16年度に創設された国の居住安定支援制度に おける課題が改善されるまでの間、法支給額と限度額 (200万円)との差額支給など国制度を補完する支援 事業を実施した。

実績:支給件数 1,382件 支 給 額 10億7.862万円

平成16年に発生した一連の台風被害による被災者 の住宅再建を促進するため、住宅の再建・購入・補修に 要する経費のうち、支援法・県補完事業の支給額を上 回る実費部分について支援金(最大100万円)を支給 する。

実績:支給件数 4,778件 支 給 額 23億1,762万円

地成の $\overset{\sim}{6}$)自助努力による備えが不十分 震 加入率は、兵庫県で4・8 自 年 が起こるとは思っておらず、 助努力の一つである地震保険 であった。誰もが大きな % 爭

備えは十分でなかった。 中心 住宅再建への公的支援は貸付が

住

宅

公的な支援で

は

控

一除の取り 一再建

扱 0)

61

制

度上

の限界もあって、

地

震

助け合いの仕組みが必要であると などしかなく、新たなローンは被 ○住宅地震災害共済保険制度を提 給以外は、住宅金融 や復興基金を活 互 い の が復興 の貸付 助や の仕 個人 生活拠点となる住まいの確保

災者の大きな負担となった。

公庫 用し 雑損

現・

住宅金融支援機構

た利子補

特別融資や災害援護資金等

住宅所有者相互の助け合いの仕組みで、早期の住宅再 建を

震災では、住宅を失った多くの被災者が住宅再建を余儀なくされた。当時は、地震に対する備えも十 分でなく、公的な支援も融資や利子補給に限定されており、住宅再建は自助努力が原則であった。 後、平成 10年に被災者生活再建支援法が成立したものの、住宅再建支援としては十分ではなかったため、 17年9月に創設した。 兵庫県では住宅所有者相互の助け合いの仕組みを提案し、「住宅再建共済制度」を 制度創設後の3年間で12万戸の加入があったが、引き続き加入促進に取り組む必要がある。

合う「

「共助」の仕組

み

るため、

るため、住宅所有者が相自助努力や公的支援には

限

界

は、 み立てという要素もあ 因する火災も対象とし、 月に創設した。 て住宅再建共済制度を 兵庫県住宅再建共済制度 (庫県では、 あらゆる自然災害や災害に 義援金 共助

 \overline{o} 平 仕

事前 -成17年

の積

るこの制

起 度 0

組み

غ

度への

め、

加入促

進に

9

ŋ

´組む必要がある。

の

共用部 入できる制 能である。 っている |金で定額の給付を行うことが可 分を対象に管理組 度を設け、 19年には、 マンション 加入促進 低廉な負 合でも 加

の認識

の下、

住

宅再建のため

組みとして住宅地震災害共済保険

○被災者生活再建支援法が成立す

るも住宅再建支援としては限界

が 成

16

年

ゥ 改

正

亡では居

10

2年には被災者生活再建支

度の

提案を行ってきた。

公的支援には限界があり、の大きな基盤であること、

自

レベルでは、

兵庫県では、

震災直後から 住宅の再建

> な支援にも限界があることが への支援金の充当 処地震な 都 たが 度 5 加入しやすい の後 3年 加入があっ 10 年) 問 で約 、よう、 12 万戸 その 複数 間、 7 年 2

どその

後に発生する災害の

認めら

新潟県中

越

住宅建設費本体

安定

支援

制 度

が創設さ

ħ

公的

認識され

子んだこと

住宅所有者が相互に助

助の仕組みが必要

が十分に理解されず、地震保険と付時の査定がないことなどの特徴 などさまざまな制度の見直しを行 や理解が進んでいないことが課題 加入、 一方で、 加入促進に取り組 加入促進 郵便局 地震保険とあわ い、インターネットで 窓口 加入時の審査や給 報奨金制度の創設 共済制度の認. での申込書取 んできた。 がせて加 知

全国的な制度として

最 者生活再 広く認識され や公的支援には限界が 生したことなどもあ 大300 震災以後数多くの自然災害が 建支援法が改正されたが、 万円の た。 平成19年に被災 給付だけでは住 ŋ, あ ることが 住宅所有 自 助 努力 発

加入率向上に向けて制 正

が相互に助 が必要で け合う共 が 次ぎ、 混同されるなど、 カード支払 入できること、 0) 宅 再 建 加入制度やクレジット 制 度 は、 制 誰も 度 創 3 %

者相互の助け合い(共助宅再建には十分でなく、 開 が求められてい (共助 の仕

設

が

(5)

(8)

住宅再建の充実に向けた取り組み

住宅再建制度三位一体の取り組み

住宅所有者 共 間の相互扶 助 助の仕組み

兵庫県住宅再建共済制度の創設

公 公費による 支援

助

国:被災者生活再建支援法による支援 県・市町:災害の実情に応じた支援

自 自己の被災 に対する備え 助

住宅の耐震化・地震保険・貯蓄等



のじぎく兵庫国体で活躍したはば タンがフェニックスサポーターと して共済制度をPR

戸建て住宅を建て替えた場合の試算 (自然災害により全壊し再建した場合)

公 助 被災者生活再建支 援制度300万円

自 地震保険等※ 480万円

自己資金 220万円

共 助 共済制度 600万円

再建築費用1.600万円

※金額は平均値を踏まえた概数 ※地震保険は別途火災保険の加入が必要

■兵庫県住宅再建共済制度 (愛称)フェニックス共済

制度の概要

創設:平成17年9月

運営:(財)兵庫県住宅再建共済基金

- ○住宅所有者相互の助け合いの仕組み
 - ・地震保険とは別に加入できる
 - ・自助(地震保険等)、公助(生活再建支援金)の不足を共助で補う
- ○自然災害により被災した住宅を補修・再建した場合に給付
 - ・すべての自然災害が対象
 - ・住宅の規模、築年数及び構造にかかわらず定額の負担
 - ・住宅の再建・補修(半壊以上)に定額の給付(被災時の査定なし)
- ○マンションの共用部分について管理組合単位で加入する制度も
 - ・マンション再建時の管理組合の合意形成を促す

■加入しやすい制度への改善				
内容	開始時期			
3、5、10年間分の一	平成18年9月			
括支払いによる割引				
口座引落し以外も利	平成18年9月			
用可能とした				
印鑑、 投函不要の申	平成18年10月			
込みが可能				
県内郵便局で申込書	平成19年2月			
の配布・取次を実施				
自治会等申込書の取	平成17年11月			
りまとめに報償				
	内容 3、5、10年間分の一 括支払いによる割引 口座引落し以外も利 用可能とした 印鑑、 投函不要の申 込みが可能 県内郵便局で申込書 の配布・取次を実施 自治会等申込書の取			

共済期間は毎年4月1日から翌年3月31日まで



給付金	(7	万円)
再建等	半壊以上で再建・購入	600
	全壊で補修	200
補修	大規模半壊で補修	100
	半壊で補修	50
居住確保	半壊以上で住宅の再建等	10
	をせず賃貸住宅等に入居	
給付金	(万円]/戸)
再建等	半壊以上で建替・再建	300
	全壊で補修	100
補修	大規模半壊で補修	50
	半壊で補修	25



の合意形成が難航 部の被災マンションでは住民

解決が図られた例もあった。 たったため、 の有効性をめぐる裁判が 大きな課題であった。 情などにより、 判 替えるか、 の課題に沿ったきめ細かな対応で 立しているマンションでは、 数以下にとどまった事例もあった。 一方、良好なコミュニティ 断の難しさや個人の経済 災したマンションでは、 補修するかの 再建後の再入居が半 住 民の 合意形 建替え決議 2長期に 技 的 個々 が成 な事 成 的 は

○建替え段階でさまざまな課題に直面 被災マンションの建替えにおい

ンの

被災マンションの再建では、住民の意見の一致を図ることが大きな課題であった。

※1により被災前の戸数が確保できないこと、抵当権処理の課題なども明らかになった。このため、 分所有建物※2の再建を容易にするための法改正や、従前のマンションと同等以上の規模での建替え

○優良建築物等整備事業などを実施 抹消が必要、二重ローン問題な 替えを行うための容積率が確保で マンションの再建を支援するた さまざまな課題に直面した。 区分所有法の建替え決議要件 解体に当たって抵当権の 従前と同規模の建 生活拠点となる住まいの確保

3

住民の合意形成が、

て、

の確保が困難、

きない、

な支援を行う専門 住民同 士の話し合 家派遣などを いに技術

的

ン

事業を活用したほ

か、

復興基金で

補修に係る融資につい

ての

利子補

マンションの建替えや共用部分の

費等を補助する優良建築物等整備

兵庫県では、

共用部分の

建設

「震災復興型総合設計制度」の創設、優良建築物等整備事業の活用、 まちづくりや法律の専門家 の派遣などさまざまな支援策がとられた。速やかに住民の合意形成を図ることがマンショ

住民の合意形成をいかに図るかが重

どが異なるため、 を図るかが重要である。 住民により価値観や経済的状況な マンション再建に当たっては、 いかに合意形成

ショ 成には、 た、 ドバイスが大きく寄与した。 律的な課題の解決における合意形 などの支援が重要である。 なども再建の力となるなど、 弁護士といった専門家の的確なア 専門家などの支援が合意形成に寄与 マンション再建計画の策定、 ン再建に当たっては、 住宅供給公社による事業代行 建築のコンサルタントや 専門家 マン ま 法

教訓をどう生かすか マンション再建に向けた法制度 寺が充実

につながる。

0 震災の経験を踏まえ、 大規模補修や建替えの手続き マンシ \exists

行っ **%** 1 た。

さらに既存不適格

することができる数戸の部分から店舗、事務所、倉庫等の用途に供 構造上区分され、独立して住居、 :成されているような建物のこと。

マンションの早期再建のかぎを握る

% 2

により違法状態になること。
ひ正、新しい都市計画の施行などでいたが、その後の法律や条例のでいたが、その後の法律や条例ののはないでは、 態になること。 門 と する N P O てきた。 受けて、

を19年10月から創設した。 管理組合単位で加入する共済制 ションの補修・建替えに備えて、 共済制度においても、 いの仕組みである兵庫県住宅再建 また、 住宅所有者相 互. 被災マン の助け合 度

○マンション建替えなどへの 家派遣事業を開始 門

した。 ションの再建に大きな役割を果た た専門家の派遣制度が被災マン 兵庫県では、 復興基金を活 用 L

は、 の対応も視野に入れ、平成14年に に専門家を派遣 などに関する管理組合の勉強会等 マンションの管理、 ンアドバイザー 今後増加する老朽マンショ 全県内を対象とするマンショ Ĺ 派遣事業を開始。 支援している。 修繕、 建替え シヘ

た指針の策定や、 を明 分所有法の改正とマンション建替 え円滑化法が制定された。これを 確化するため、 建替えの合意形成に向け の活動が展開され まちづくりを専 平 成 14 年、 X

(5)

(9)

復興制

(8)

マンション再建に向けた支援制度の変遷

昭和37年 建物の区分所有等に関する法律制定 ⇒区分所有建物の基本的なルール等

平成7年~

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 ⇒区分所有法の特別法。被災時の建替え決議の特例 震災復興型総合設計制度

⇒総合設計制度の活用による容積率の割増 優良建築物等総合整備事業 等

⇒良好な市街地住宅の整備を促すための支援制度

平成14年~

建物の区分所有等に関する法律改正マンションの建替えの円滑化等に関する法律制定
⇒マンション建替えの合意形成を円滑に進める仕組みの整備

- ・建替え決議要件の緩和、反対者の権利の 買取り、建替え時の登記の一括処理等
- ・マンション標準管理規約の提示
- ・建替組合設立等建替事業支援の仕組み(マンション合意形成マニュアル、建替事例紹介)

マンション再建への備え

- ○住民のコミュニティづくり
- ○合意形成を支援する制
- 度・専門家の支援
 ()再建費用の確保

阪神·淡路大震災

課題

- ○住民の合意形成の難しさ
- ○再建計画づくり、法律的 課題への対応が必要

専門家の支援 まちづくり、マンション 建設、法律的課題等の アドバイス。区分所有者 の合意形成を支援

【再建費用の確保を支援する仕組み】

- ○地震保険料率の見直し(平成19年)
- ○地震保険料控除の実施(平成19年)
- ○兵庫県住宅再建共済制度においてマンション管理組合加入制度創設(平成19年)
- ○被災者生活再建支援法の改正(平成19年)
- ○管理組合における工夫修繕積立金の棟割での管理、計画的な建替事業の実施 等

■マンション再建資金に関する負担軽減策 (阪神・淡路大震災後の取り組み)

- ○融資枠の確保
- → 住宅金融公庫災害復興 住宅資金融資 等
- ○利子負担の軽減
- → 被災マンション建替支援利子補給(復興基金) 被災マンション共用部 分補修支援利子補給(復 興基金)
- ○建替助成

通常は 国:1/3、県: 1/6、市:1/6)

小規模共同建替等事業 補助(復興基金)

- ○二重ローンの負担軽減
 - ・融資の返済条件の緩和
 - ・利子負担の軽減 → 住宅債務償還特別対策 (復興基金)

■被災マンションの再建状況 (平成20年4月現在)

再建手法別

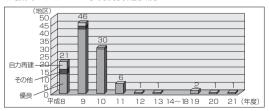
	区 分	地区数
建替え	実施済	107
建省ん	実施中	2
補修	補修	
その他		6
	172	
※この他に	+ 分前ワ公正右学が正はな断合1	上掛た加口

※その他は、従前区分所有者が再建を断念し、土地を処分 した地区等

支援制度活用状況

補助制度等	地区数
優良建築物等整備事業	96
その他補助	5
自力再建	8

被災マンション年度別再建状況



※平成19年度以降は建替え事業実施中含む

有らす

何があったか

)シルバーハウジングを導入

リアフリー化を進めた。 などを考慮し、原則として全戸 多くの高齢者世帯が移り住むこと 災害復興公営住宅については、 バ

援サービスを提供するシルバー 緊急通報システムや水センサーに 援助員)による生活相談・生活支 を整えるとともに、LSA(生活 よる安否確認システムなどの設備 加えて、 市町と連携して一部を

ウジングとして整備した。 住宅を整備 コミュニティづくりに配慮した

害復興公営住宅に導入した。 ハウジングを、全国に先駆けて災 たな住まい方としてコレクティブ ミュニティの形成を基本とする新 兵庫県では居住者たちによるコ

ルー 共同で自立生活を送れるよう、 付き仮設住宅の入居者が引き続き また、 ハウスを整備した。 高齢者・障害者向けケア

ジングは、 0)問題に不安を抱える被災高齢者 安心を生み出す新しい住まい方 LSAを配置したシルバーハウ 閉じこもりや健 康、

生活拠点となる住まいの確保

しい住まい方 新 高齢者の安全・安心を先導する新しい住まい方

震災で住まいを失った人たちへの住宅供給においては、 (高齢者向けの見守り機能付き住宅) ング (協同居住型集合住宅) など、成熟社会に向けた新たな住まい方が提案された。従来にはないこれらの試みは、まだ途中段階であり、新しい住まい方への理解をさらに進めていく必要がある。

備え、 ケア付き高齢者住宅、 介護保険制度の普及と相 福祉的ケアや生活サービスを 共同スペースも充実させた ま

0

事業者により取り組まれている。 ることを想定し、 災害時には多数の高齢者が被災す 組みが創設されている。 な色彩の強い住まいの供給が民間 また、 らの高齢者向け住宅では、 や整備費等に補助する仕 高齢者向けの賃貸住宅の ハード・ソフト 福祉施設的 に大きな役割を果たした。 に安心感を与え、 生活 再 建 0 支

その実現に向けては入居者間の緊 ングは今後の高齢社会を支える新 築しておくことが重要である。 しい住まい方と評価されているが、 生活を目指すコレクティブハウジ 密なコミュニティをあらかじめ構 また、コミュニティを軸に 協 同

教訓をどう生かすか くりが進展 高齢者の安全・安心な住まいづ

者に安心を与える仕組みを計画

ている。

なっている。 りを進めるうえで不可欠な要素と 維持は、 となるコミュニティの形成とその 者の見守りや相互の助け合 本格的な高齢社会を迎え、 安全・安心な住まいづく いの場 高

> 整備しているが、 行うなど、住宅事業者自らが入居 指定管理者制度の中で見守り等を れない状況となっている。今後、 の悪化に伴いLSAの派遣が得ら 切である。 両 部をシルバーハウジング仕様で 面 兵庫県では、 新しい住まい にわたる普段からの 現在、 方の定着に向けて 市町の財政状況 県営住宅の が備えが

では、 ループ等に対して専門家を派遣 ウジングを建設しようとするグ が有効となる。このため、 し自由度の高い民間事業での展開 なる公営住宅よりも、 着させるためには、公募が原則と ジングを新しい住まい方として定 また、今後、 度を創設している。 仲間同士でコレクティブハ 入居者に関 兵庫県

コレクティ - ブハウ

大

(3)

生活再建

(5)

(8)

危機管理

■シルバーハウジング

高齢者が自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるよう、緊急通報システムによる安否確認やLSA(生活援助員)による生活相談や緊急時の対応など、一定のサービスが受けられるもの。



公的賃貸住宅(公営住宅、公団賃貸住宅等)

高齢者仕様の設備

緊急通報システム、手すり、玄関上がり段差緩和

水センサー(自動安否確認)、高齢者対応型浴室ユニット等

サービス

★

借

安否確認、緊急時対応、生活相談、一般的な家事援助等

LSA(生活援助員)の常駐等 によるサービス提供 高齢者生活相談所等

■コレクティブハウジング

個人のプライバシーを確保するための私的な 住戸を持ちつつ、食事や団らんなどお互いに支 え合う協同生活の場(※)を組み込んだ協同居住 型の集合住宅のこと。

※協同生活の場(共同利用ふれあい空間)

- ・居間、食堂、台所
- ・図書コーナー
- ・洗濯コーナー

<県・市町営災害復興公営住宅の整備実績> 10団地 341戸



■グループハウス

ケア付き仮設住宅をモデルに、福祉施設等への入所は必要としないが、日常的に在宅福祉ケアを必要とする者等の自立困難者を対象とする住宅で、LSA(生活援助員)が常駐するもの。



⊕グループハウス尼崎

ウジングを導入(全器戸のうち20戸を整備長岡市の災害復興公営住宅でもシルバー長岡市の災害復興公営住宅でもシルバー

00000

兵庫の取り組み

00000

□被災者向けコレクティブハウジング等建設事業補助(平成9~16年度) (財)阪神・淡路大震災復興基金による被災者向けのコレクティブハウジング等の建設事業の補助を行った。

共用のリビング、キッチン等の整備について、調査設計費20万円(戸当り)、 整備費95万円(戸当り)、備品整備費20万円(協同居住単位)を上限に補助する もの。

この制度を活用して、20件453戸の民間によるコレクティブハウジング等が整備された。

制度の周知不足が混乱を招い

め に十分周知されていなかったた 害認定」の制度の違いが、 応急危険度判定」と「住家被 混乱を招いた。 被災者

調査のための人材が不足した

おり、 建物の応急危険度を判定する人 確保することは難しかった。 行政全体が大きな混乱を生じて 住家の被害認定を行う人員を 時間的な制約がある中で、

生活拠点となる住まいの確保

○被害認定のばらつきで被災者が

被災直後の的確な建物調査で、

余震による二次災害を防ぐために建物の安全性を調査す 震災では、 災建築物応急危険度判定 | と、 り災証明の発行に必要な建 が実施された。住家の被害認 被害程度を調査する 「住家の被害認定」 定は各種支援策を受ける基本となるため、被災者の関心も高い。危険度判定との違いの周知徹底や、二つの制度の的確な運用が望 ている。

あった。また、危険度判定との違

員によって運用にばらつきが

住家の被害認定では、

市

町 や調

いが理解されていなかったため、

被災者に不満が生じた。

が多数寄せられ、窓口は混乱

町には、認定見直しなどの

苦

再調査に多くの人手と時間を

査

認定基準の明確化、調査員の資質

運用のばらつきを防止するため、

町間や調査員間の認定基準・

向上を図る必要がある。

)広域的な支援・応援体制の整備

教訓をどう生かすか

調査員を確保し、広域的な支援

治体職員をはじめ民間の判定士や

大規模災害時には、県内外の自

応援体制の整備が重要である。

され、 解されておらず、 災害時の速やかな支援・応援体制 ても住家の被害認定との違いが理 の整備などに取り組んでいる。 では、判定士の養成、資機材の準備、 災をきっかけに全国協議会が設立 しかし、 応急危険度判定の体制が充っ 応急危険度判定については、 体制が強化された。 震災以降の地震にお 制度がより 協議会 11

備え、 や調

研修や訓練を重ねた判定士

査員の育成

・確保に努めると

平常時から人材育成や制度の周

知・改善が必要

政は平常時から、

専門

一知識を

られている。 に定着するため 0 取 ŋ 組 み が 求

の創

れるよう、制度の改善を含めて検

定が被災者の混乱を招かず実施さ

特に、応急危険度判定と被害認

般に周知する必要がある。

機会をとらえて制

度を広

討する必要がある。

住家の被害認定基準の明確化や

調査員の資質向上が不可欠

内 混乱を防ぐことが求められている。 調査との連携を図り、被災地での でも検討会を設置し、 支援の基本となっており、 つ公平・均一に実施されるよう「家 応急危険度判定など災害時の類似 月をめどに見直しを行っている。 生活再建支援法の改正を受け、 の応援体制の整備を図っている。 被害認定士制度」を創設し、県 兵庫県では、認定業務が迅速か 住家の被害認定は、 各種被災者 平成21年6 被災者 玉

8

生活再建

(8)

被災建築物応急危険度判定

災害発生直後の二次的災害を防止

- ①応急危険度判定士(建築技術者)による建築物の安全性の調査
- ②判定ステッカーの建築物への表示









危険:危険と赤紙を貼られた建物は、

- ①その建物自体が余震等により危険
- ②その建物からの落下物が周辺通行者等へ危険
- ③隣地の建物等の倒壊による危険 などを原因として表示される。

応急危険度判定士の活躍

- 新潟県中越沖地震では、新潟県が31都道府県に対し、応急危険度判定の広域応援を要請。1週間で34,048 件の被災建築物を判定した。
- 全国の応急危険度判定士登録数 100.819名(平成20年3月末現在)

住家の被害認定

災害規模や被害状況の全体像の把握

各種被災者支援策の判断材料となる個々の住家の被害程度の把握

- ①調査員(主に行政職員)による建築物の被害程度の調査
- ②被害認定基準

	区分	損壊部分に対する 延床面積の割合	経済的損害割合(※)		
	全壊	70%以上	50%以上		
北 ¦本	大規模半壊	50%以上70%未満	40%以上50%未満		
半壊	その他	20%以上50%未満	20%以上40%未満		

※経済的損害割合とは

被災した住家の部位(屋根、床、外壁、内壁、天井、建具、設備、柱等、 基礎)ごとの損傷率を部位別構成比に乗じてそれぞれの損害割合を 算出し損害割合の合計によって住家の被害程度を判定

家屋被害認定士制度の創設

兵庫県では、今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度を円滑に実施するため、行政職員のみならず不動産関係団体に属する人を対象に講習会を実施するなど、全国に先駆けて家屋被害認定士を養成・登録している。

兵庫県の家屋被害認定士登録数 398名(平成20年1月末現在)

質により実施 惧壊家屋等の解体とがれき処理を公

え、倒壊した家屋や中小事業者の事業所な どの解体も特例的に国庫補助事業として められるよう、通常の災害廃棄物処理に加 実施した。 め、緊急道路の確保など、迅速な復興が准 震災で倒壊した建物の被害の甚大さか 社会的・経済的影響が極めて大きいた

がれきの分別に苦労した

ながれきの処理が行き詰まり、やむにやま 材、瓦などが混合状態で仮置場に搬入され、 が困難であったため、がれきは外壁材や木 れず木くずの野焼きが行われた。 分別に苦労した。仮置場に搬入される膨大 多くの市町では解体現場での分別作業

)粉じんやアスベスト対策を実施

アスベストの事前除去など防止対策の周 飛散が問題となり、散水やシートカバー、 知徹底が図られた。 解体現場からの粉じんやアスベストの

ではないかという指摘も一部にあるが、被 より、居住可能な建築物まで解体されたの であった。公費による損壊家屋等の解体に 費解体が実現しなければ早期復興は困難 都市部での大規模災害であったため、公 公費解体は早期の復旧・復興活動に不可欠

がれき処理には広域的な連携が不可欠

まちの復興を早める

ことが重要である。 把握し、他府県とも事前の調整をしておく ともに、民間業者の焼却施設の余力などを 平常時から市町間の連携強化を図ると

仮置場の確保と解体現場での分別が必要

態で搬入されると、仮置場での分別作業が 仮置場の確保が欠かせない。また、混合状 た上で、分別、破砕などの処理を行うため、 生する。搬入されたがれきは一旦仮置きし 層困難になるため、たとえ一部であって 大規模災害では膨大な量のがれきが発

も解体現場で分別することが望ましい。)粉じん・アスベスト対策が不可欠

事での粉じん飛散を防止するための適切 な対応をとる必要がある。 れているアスベストの事前除去や解体T 建築物等の解体処理においては、使用さ

教訓をどう生かすか

平成16年の被災者生活再建支援法改正 **「災害時の公費解体の制度化を**

> とが懸念される。公費による損壊家屋等の にも支援金が支給されるようになったが、 により、個人による被災住宅の解体・撤去 ことが求められている。 では早期の復旧・復興活動に支障を来すこ 模災害時には、個人の対応を待っていたの すべてを必ず賄えるとは限らず、また、手 続き等も個人によるところが大きい。大規 解体とがれき処理を、 恒久的な制度にする

災害時に備えた広域連携が進展

う備えている。 害時の相互応援協定を締結。各市町のごみ ター、神戸市安全協力会とも同様の応援協 他府県との相互応援協定のほか、社兵庫県 まとめ、活用できるよう備えている。また、 要な機材の保有状況といった情報を取り 定を締結し、民間業者の応援も得られるよ 産業廃棄物協会、社兵庫県水質保全セン の仮置場の確保状況や、ごみ収集車など必 兵庫県では、県と市町や、市町同士で災

)粉じん・アスベスト対策が進む

吹付けアスベストの飛散防止基準や一定 駆け、条例により震災復興過程の平成8年 引下げ等のアスベストの飛散防止対策を らに、条例を改正し、17年から規模要件 基準を設定し、事前届出を義務付けた。さ 規模以上の解体工事での粉じん飛散防止 1月から、 建築物等の解体・ 改修工事での 兵庫県では、大気汚染防止法の改正に先

費解体やがれきの広域処理が、

(3)

生活再建

(5)

(8)

住宅・建築物系がれきの処理処分フロー

伽理対 象建物 解体

運 搬

仮置・処理

運搬輸送

処 分

市町

解体 業者

収集運搬業者

仮置場 集積・分別等のヤード

(可燃物)

- ·破砕施設
- ·焼却施設

(不燃物)

·破砕施設

※各市町ごとに複雑なため、共通の概念フロー図を示した。

収集運搬業者

海上輸送

(可燃物:木くず等)

- ○焼却処理または再牛利用
- ・市町ゴミ焼却施設
- ·廃棄物処理業者(焼却·埋立)
- ・再生事業者(チップ化)

(不燃物:コンクリート、焼却灰等) 埋立処分 収集運搬業者

〈既存〉

- ・大阪湾広域臨海環境整備センター
- •神戸市最終処分場
- ·大阪湾北港南地区
- ·堺泉北港堺7-3区
- 〈新規〉
- ·神戸市港湾埋立



◆大量に発生した災害廃棄物 (神戸新聞社提供)



◆解体に伴う粉じんの飛散が激しいところはマスクが必要 (神戸新聞社提供)

兵庫の取り組み



─災害廃棄物処理計画の策定

震災、水害等の災害発生時の廃棄物 処理を速やかに実施するための方策と して、県から市町に対して災害廃棄物 処理計画の例を示して計画の策定を促 進している。この結果、県下の41市町 中、震災と水害について28市町が、水 害について1市が計画策定済みで、さ らに、震災と水害について3市が計画 策定中である。(平成20年4月現在)

災害廃棄物処理実績

区分		兵庫県 大阪府		合計	
全均	速 壊 家 屋 数		111,117棟	895棟	112,012棟
半ょ	半壊家屋数		137,271棟	7,231棟	144,502棟
解体家屋数		屋数	108,126棟	3,237棟	111,363棟
廃棄物発注量		注量	14,298∓ t	474.12∓ t	14,772.12 ↑ t
	再生		5,410千 t	25.52∓ t	5,435.52 † t
	処理	焼却	2,021千 t	72.98千 t	2,093.98 千 t
		埋立	6,867 1 t	375.62 1 t	7,242.62千 t



復興フォローアップ委員会からのメッセージ

生活拠点となる住まいの確保

容易に 安全な住 建を困難にした。 た。 まい は、 危険な住まい 命を守り、 地 域 命を奪い の安全に貢献 地域の活力を奪い 活 再 建を

安全な住まいが生活再建へ

が可能いなら カ月程 ティ とが可能であった。 多くの問題を回避することが可 急 0 れた場所で生活再建を開始するこ イフラインの復旧と共に、 いない 仮設 可能になり、 宅に被害がなかった人は、 の形成、二重ローンといった 同じ地域に住み続けること 度に過ぎない。安全な住ま 不自由な生活は最長でも3 住宅での新しいコミュニ 子どもの転校、応 ライフライン 住み慣 ラ

> 困難にした 危険な住まいは住宅再建を

※や、 に多大な苦労を強いられた。 活に及び、 の生活を余儀なくされる。 や自分で確保した仮住まいなどで らに住宅再建までの間、 失った人々は避難所での生活、 ところ 最長で7カ月余の避難所生活 5年間もの仮設住宅での が、 被災者は住まいの確 災害により 仮設住宅 住宅 震災で さ 生 を

から仮設住宅へプライバシーもない避難所

うち、 に を送る人もあった。肩を寄せ合っ 庁舎、さらには公園でテント生活 ての生活にプライバシーはなく、 定避難所だけでなく、 ピー なった。 水により共通してトイレが問 学校に約6割が殺到し、 ・ク時の 32万人近 市役所や (V 避 難者 題 0

あった。

遊難所生活が長引くにつれ、と避難所生活が長引くにつれ、と

災者に仮設住宅を供給する方針が消するため、希望するすべての被こうした中、被災者の不安を解

の建設・供給が進められた。示され、短期間のうちに仮設住宅

保住まい後の恒久住宅の確

となり、 が、 て、 被災者のために災害復興公営住 建支援のほか、 恒久住宅の確保のために、 たのはやむを得ない に確保できる方法として選択され 民間の役割分担も検討課題である。 ている。 供給が進められた。 夫も蓄積され、計画戸数を確 仮 多大なストックを抱えること 財政負担が大きな課題となっ 住ま 公平性があり、 今後の災害では、 今後の維持管理を含め 11 後 0 自力再建できな 大きな課題となる 制度運用上 面もあった 公営住· 自力 実 の宅

のあり方が問われた住宅再建における公的支援

いうプログラムは、住宅の早期大の避難所→仮設住宅→公営住宅とのおります。

み環境整備事業

の拡充等、

した住宅再建に対する支援 度の創設や、まちなみ景観

また、自己所有地を市に

寄

付

公営住宅を建設する新たな制

に配

慮

御な

(8)

が起こった。 宅再建共済制度の確 援制度、共助の仕組 な復 いった福祉的問題を生み出した。題や、生活支援ニーズの増大と 者 公 た。 住宅 害を生み出すなど、 がりを失い、 なあり方が問 の集中によるコミュニティ の従 供給には 仮設住宅から恒久住宅への多様 このあり方の 0 再 興プロセスの 来のコミュニティとの 仕組みとしての住宅再建支 建における公的支援 共助の仕組みとしての住 貢献 閉じこもりなどの弊 わ L れることとなっ たも 確立を図る動 検討 可能性も含め、 結果的 ズの増大と 0 0 中から、 仮の新た 的に高齢 つな 0) き 間

改正 年の被災者生活再建支援法の改正 能になった。 宅の建設費等に充当することが 定額渡し切り方式が導入され、 支援制度として結実し、 により、不十分ながらも居 住宅再建の公的支援は、 で支援金の使途を限定しない 19 住安定 年の 平 成 前 住 再 16

6 全 制 界を補う仕組みとして、 0 壊 度 が また、公的支援と自助努力の 0 相互に助け合う住宅再建共済 で建替え・再建した世帯には が兵庫県で17年に創設され、 方円、 被災者生活再建支援 住宅所有

> 900万円が支給されるなど、 法の支援金300 い歴史の 第 歩が記された。 方円 と併 せると 新

市 にお it る 住 宅 再 建 支援

改正後48世帯に減少した。 世帯あった公営住宅の希望者 円 材活用等の条件付き > 〕200万 い・まちづくり支援事業へ県産 興基金補助 00万円、 援金300万円、 対して最大で770万円 壊し、再建する複数家族 できることとなった。 能登半島地 法では、 の被災者も改正法で支援金を申請 その結果、 19 が給付され、支援法改正前67 · の 改 同 金 義援金170 年に既に発生 正 輪島市では住宅が全 〔能登ふるさと住ま 被 新潟県中越沖 災者生 県 活 市助成金1 方円 していた の世帯に 再 (同法支 建 地 支援 が、 復 震

> ニュー . る。 建 に対するさまざまな支援 が設けられるようになっ 7

再

対応が進展した 宅 再建をめぐる諸 題

住

なり、 えの制度整備のきっかけとなった。 ウジング、 設や倒壊家屋等の公費解 については、 た新たな試みや、 宅(シルバーハウジング等)とい で高齢者 た対応が図られた。 本が抱め 解体処理などの震災特有の課題 また、被災した住宅の被害認定 建替えといった課題 住宅 被災地ではコレクティ 復 える問題を先 興 住宅間 高齢者の見守り付き住 0 家屋被害認定士の創 過 マンション建替 では、 題 取り が明らかに マンション 21 っした形 世 ブ 紀

0)



●仮設住宅からの引っ越しボランティア

巨額の義援金を

け、 難であり、義援金の配分を統一的たが、個々に対応していくのは困 な基準で行うことが望ま に」などの指定があるも 援金が寄せられ 義援金の配分に腐心 募集委員会で集約して受け付 統一基準を設けて配分し 被災児童に」「高齢 個々に対応していくの 外から1 80 た。 ŏ 寄託 億円 者 のもあ ĩ 記者から 0) いた ため

生活資金、心身の健康、生きがいなどのくらしの回復 (3)

公平な配分が、被災者を勇気づける

震災では、国内外から多額の義援金が寄せられ、震災に対する国民の 関心の高さが現れた。被害の程度に応じた第1次の一律配分は速やかに なされたが、その後の配分では見込みが難しいものもあった。義援金は 迅速性・公平性・透明性の三原則が大切であるが、一方では、被災者の 状況に応じた配分も求められている。

字んだこと

明が重要

)義援金の配分は迅速・公平・

透

分が重視されつつある。

被

まるような工夫も必要である。)被災規模により使途が限定

加を求め、各界各層から義援金が 独自に義援金の募集を行う団

あった。 人の住宅を再建することが可能 :西沖地震では、 雲仙・普賢岳噴火災害や北海道 しかっ 世帯当たりの配分額は約 被災者の数があまりにも多 一方、 援金で住宅を再 阪神・淡路大震災 義援金により個 建 でする 40 で

で

L

かし、

避難所や応急仮設住宅

の生活が続く中、

第2次配分で

3

次配分に繰り越され

た。

集委員会では、 町交付金制

これらの

配

的に義援金総額の2割程

度が

宅助成金は見込みが難しく、

所得の世帯に支給した。

被害を受けた世帯の中でも特に低

た住宅関連の助成に限定して支給 れる特定の被災者や要望の強かっ 重傷者や子どもなど弱者と考えら

第3次配分では全・半壊

(焼)

害状況に応じて速やかに

に実施し

第1次の一律配分は、

住

宅

0

せられた多くの思いを踏まえ、

第2次配分では、寄託者から

の意見が出されたため、該市町の判断により配分 設けられた。 この範囲 一分できる「市町交付金制 を受けた額に相当する150 ため 内において市町 に か n たも 災 分すべきと 市 0 市町で預 町 度 判 は、 0) 断 が 億 で 災

公平・ 災者の状況に応じたきめ細かな む意見もある。 程度に応じたきめ細かな配分を望 求める意見がある一方で、 きめ細かな配分が重視されつつ 我援金は、 透明の三原則に加えて、 震災を機に、迅速・ 災者に広く 被害 酡

0)

分では、 まな工夫がなされている。尊重した配分など、配分にさまざ 配分や、 壊世帯へも一律に配分。 島地震では、 また、 住宅再建共済制度の創設 市町村や町内会の辛住家被害世帯へのよ 新潟県 第1次配分で一部損以中越地震や能登半 害世帯への上乗せ 第2次配 意向を 金

やすい基準で配分する必要がある。

また、

配分委員会に報道機関など

体に

参

集

援金は被災直後に迅速に、分かり

被災者を勇気づけるためにも、

義

住宅所有者相 を寄せ合うという意味も込めた、 兵庫県では、あらかじめ義援 運営してい 住宅再建共済制度を創 互 の助け合いの仕組

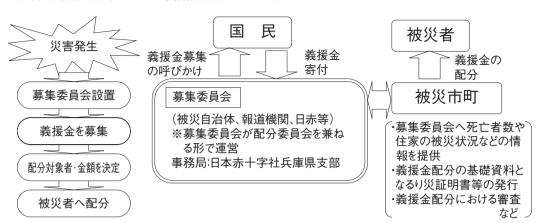
者の

86

(5)

(7)

阪神・淡路大震災における義援金配分までの流れ



他の自然災害との義援金の比較

10 17 17/1/2												
区分	雲仙·普賢岳噴火災害	北海道南西沖地震	阪神·淡路大震災	新潟県中越地震	能登半島地震							
災害発生	平成2年11月	平成5年7月	平成7年1月	平成16年10月	平成19年3月							
全半壊(焼)	727棟(世帯)	1,032世帯	448,929世帯	17,277世帯	1,983世帯							
義援金総額	約234億円	約260億円	約1,793億円	約372億円	約32億円							
1世帯当たり	約3,219万円	約2,519万円	約40万円	約216万円	約161万円							

■阪神・淡路大震災以降の主な地震における義援金の配分内容

	VII (V) - V	長次以降の土な地震におけ 阪神・淡路大震災	新潟県中越地震	能登半島地震
	区分	(平成7年1月)	(平成16年10月)	(平成19年3月)
		人的被害(死亡者·行方不明者)	人的被害(死亡者·重傷者)	人的被害(死亡者·重傷者)
	第1次配分	住家被害(全·半壊(焼))	住家被害(一部損壊・半壊・	住家被害(一部損壊・半壊・
			大規模半壊·全壊)	大規模半壊·全壊)
		重傷者・子ども等特定被災	市町村へ枠配分。自治体ごと	住家被害への上乗せ
義	一笠のが配仏	者への配分	に地域の実情に即して配分	
		全・半壊(焼)住宅の修繕、賃		地域コミュニティ再生支援
援		貸住宅への移転	_	(町内会単位)
金	笠 の 、 ケモコ ハ	生活支援金(全・半壊(焼)の	人的被害及び住宅被害への	
	第3次配分	一定所得以下の世帯)	追加配分	_
	市町交付金	市町の実態に応じて配分	(第2次で配分)	_
	残余分等	被災市町の復興等の事業資	震災の体験を生かした青少	石川県県民ボランティア基
	次未万寺	金	年のための事業	金に積立
☆広 ⟨ ⟨ ⟨			最大300万円(住宅周辺経費	最大300万円(平成19年改
支援		_	のみ充当可)	正法適用。住宅建設費本体
义1友	址			にも充当可)

る災害弔慰金などのほ ない政府の立場から、 支援を求めたが、 現物給付以外に、 現金給付は認められなかっ 災者は、災害救助法に基づく 現金給付による 個人補業 従前 か んは、 償を認め いからあ 現金

は給付されなかった。 さまざまな貸付制度で被災 ニーズに対応

活再建を支援した。 興資金などの貸付制 融機関と連携して創設した生活復 とは別に、生活福祉資金、 災地では、国の災害援 度によ ŋ 、護資 民 間 金

関窓口 確認、 貸し 貸付は、 で実質無利子とした生活復興資金 付け復興基金 間所得層に最大30 で審査を行うことなどによ 連帯保証 市町窓口 人とともに金融機 金からの利子補給取大300万円を での貸付要件の

償還率が高かった。

やす 金貸付や貸付手続きを簡素化した ば返済能力を問 福祉資金貸付 未償還額が多額で、 いよう、 被災者が必要な現金を得 体等 所得制限以下 わ 0 ない災害援護資 (小口資 大きな負 その償還 -であれ 金) 担

心身の健康、生きがいなどのくらしの回復 生活資金、

的な生活資 資金面でのきめ細かな支援が、被災者の自立再

被災地では、被災者の生活再建段階に応じてさまざまな資金面での支援を行った。 新たな給付制度として被災地で創設された生活再建支援金は、やがて国の「個人資産 に公費は投入しない」という大きな壁を打ち破り、被災者生活再建支援法の制定・拡充に つながった。このほか、災害援護資金貸付金の償還制度の見直しなど、被災地・被災者の 立場からの見直しが求められている。

費として、 ご滑な移行と移行後の生活再建応急仮設住宅から恒久住宅へ 復興基金を活用して現金給付を実現 するため、 再建支援金や被災中高年 復興基金を活用し その立 一ち上がり経 への を

建を早める

伴う資金、 災害援護資金の償還制度の見直 被災者の生活再

び県 件が極めて限定的であるなど、 なっているほか、 人から返済がない場合、 平成20年3月現 り、この未償還額について借受 災害援護資金は しが必要 の実態に応じた償還制度 が 国 に代位弁済することと 在 借受人の免除 約 2 4 が未償還 被災市 0 億 の見 要 及 で 円

住宅自立支援金の現金給付を行った。

直

しが必要であ

災者は貸付制度の利用に限界が 必要がある。 の活用を含めて弾力的に対応 災者の状況に合わせて、 現物給付主義 物給付だけで 所得が低 し 災害 現金給 が必 する 61 被 あ 付

支援金が突破口になり、

平 成10

年

災地で制度化された生活再建

被災者生活

再建支援法が成立

○生活再建に応じた貸付制度が効果的 震災後、 被災者のニーズの変化

被災直: に応じた貸付制度が効果的である。 度が被災者の生活 に対応する形で創設された貸付 ための資 :世帯向けの住宅補修や家財購入 後の当面の生活資金、 金、 生活復興のための 恒久住宅 への転

生活再建支援金が現金給付の道を開く

るので、現金給付が効果的である。 再建を支えた。 建の段階 低所 資 居 制

災者が利用しやすい制度となっ 基準に支給されることとなり、)被災者支援制度の見直しを

収要件や使途制限が撤

旅廃され、 年齢

住年

並みに給付され

た。

なお、

19年の改正

で、

なかったものの、

被災者自立

支援金として法

用

の道が開かれた。

震災にはそ及 復興基金を活

する現金給付(最大100万円)

一定の要件の下で被災者に対

家の被害程度と住宅再建の態様を

被

関する各種制 ら見直すことが 金貸付金 直しや災害弔慰金法の災害援護資 いものとなるよう、 災害救助法の現物給付主義の見 被災者に分りやすく使いやす 被災者生活再建支援法を含め 0) 償還制 度を被災者の立場か 求めら 度の見直しな 被災者支援に れてい る。

(4)

復興制度

(8)

■被災者を支援する仕組み

-現物支援

現

金

支

援

災害救助法による応急対策

避難所 仮設住宅 応急修理等

公営住宅

緊急物資(調達物資·備蓄物資) 救援物資

被災者

義援金-

市民の善意 に基づく寄 付金からの 給付

※地方自治 体に募集・配 分の委員会 を設置して 運営 貸付事業

災害弔慰金法による 災害援護資金貸付

厚生省(現・厚生労働省)要綱に よる生活福祉資金特例貸付 (小口資金、災害援護資金、) 転宅資金

地方単独の貸付制度 阪神・淡路大震災の場合 ・生活復興資金貸付 給付事業

被災者生活再建支援法による支援金

災害弔慰金法による災害弔慰金等

地方単独の給付制度

阪神・淡路大震災の場合

- ・被災者自立支援金 (生活再建支援金及び被災中高年) 恒久住宅自立支援金を統合
- ·災害援護金、死亡見舞金

■阪神·淡路大震災における各種給付·貸付制度

:	名 称	実施主体	根拠法等	時期	概要	実 績
災害	吊慰金、災	市町	災害弔慰	平成7年	趣旨:死亡した者の遺族や重度の障害を受けた者への給付	5,851件
害障害見舞金			金法	2月~		177億円
災害排	爰護資金	市町	災害弔慰	平成7年	趣旨:世帯主の負傷、住居が損傷した低所得世帯への貸付	5.6万件
(貸付)			金法	2月~4月	限度額:350万円 貸付期間:10年(据置5年以内) 貸付利率:3%	1,309億円
				及び10月		
	小口資金	社協	厚生省要	平成7年	趣旨:被災直後の立ち直りと生活の安定のために低額の貸付	5.4万件
生	貸付		綱·通知	1月~2月	限度額:10万円(特例20万円) 貸付期間:5年(据置2年以内) 貸付利率:3%	77億円
生活福祉資金	災害援護	社協	厚生省要	平成7年	趣旨:災害弔慰金法の貸付対象とならない世帯への貸付	594件
福祉	資金貸付		綱·通知	5月~10月	限度額:150万円 貸付期間:8年(据置3年以内) 貸付利率:3%	6億円
資	転宅資金	社協	厚生省要	平成8年	趣旨:恒久住宅への転宅資金を低所得者に貸付(復興基金が利子補給)	4,511件
金	貸付	復興基金	綱·通知	8月~	限度額:50万円 貸付期間:6年(据置1年以内)貸付利率:3%	20億円
				12年3月		
生活征	复興資金貸	県	県·復興基	平成8年	趣旨:中間所得層を対象とする貸付(復興基金が利子補給)	2.8万件
付		復興基金	金要綱	12月~	限度額:300万円 貸付期間:7年(据置1年以内) 貸付利率:3%	516億円
		金融機関		12年3月	その他: 金融機関審査あり、連帯保証人 1 名必要	
生活	再建支援金	復興基金	復興基金	平成9年	趣旨:高齢者及び要援護世帯の恒久住宅移行後の立ち上がり経費を支給	
			要綱	4月~	給付額:月額1.5~2.5万円(最長5年)	14.7万世帯
被災中高年恒久		復興基金	復興基金	平成9年	趣旨:恒久住宅移行後の中高年世帯に立ち上がり経費を支給	1,415億円
住宅自立支援金			要綱	12月~	給付額:月額1.5~2.5万円(最長2年)	
被災者自立支援		復興基金	復興基金	平成10年7月	趣旨:被災者生活再建支援法と同程度の被災世帯に対する支援金の給付	
金			要綱	~17年3月	給付額:複数世帯50~120万円、単身世帯37.5~90万円	
(参考)被災者生			平成10年	趣旨:自然災害で著しい被害を受けた被災者の生活の再建を支援	
活再發	建支援法	_	_	11月~	支援金:最大100万円(世帯の年収年齢要件、給付対象要件等あり)	_

何があったか 被災者の生活再建のために現る

宅への移行が困難である 宅等の家賃低減化対策、 を行ってきたが、経済的に恒久住 支援策の拡充などさまざまな支援 ラム」を策定し、災害復興公営住 ·成8年7月、 への移行のため の総合 庫 持 高 家再 プ D 恒 世

生活資金、 心身の健康、生きがいなどのくらしの回復

久住宅への移転を契機に生活の再高齢及び要援護の低所得世帯が恒

ていた。このため、

住家を失った

支給する制度の創設が課題となっ

低所得世帯に対して給付金を

建ができるよう、政府・与党にも

生活再建のための現金給付で、被災者の自立を支援する

応急仮設住宅から恒久住宅への移行期に、被災者の生活再建を現金給付により支援するため、復興基金 を活用して、低所得の高齢者等を対象とした生活再建支援金と被災中高年恒久住宅自立支援金を創設した。 これらが突破口となって、平成 10 年には被災者生活再建支援法(以下「法」)が議員立法により成立した。 震災にはそ及適用されなかったが、附帯決議を踏まえ、既存制度を統合し、同法に相当する程度の生活支 援を行うことで、被災者の生きがいある自立生活の再建を支援する被災者自立支援金を創設した。

め、

13

立支援金」 を統合し、 を創設した。 復興基金で「 被災者自

とされたことを踏まえ、

既存制

度

う国は必要な措置を講ずること」 る程度の支援措置が講じられるよ て、「本法の生活支援金に相当す

ニティ

や従前の仮設住宅での仲間

めのものであり、

震災前のコミュ

慮した制

度設計を行った。

久住宅移転に伴う諸経費の負担

0 また、

扶養等経済的負担が重い上、

9 年 12

月には、

教育費や

を加算するなど被災者の実態に配 との交流等ができるよう交流経費 自立した生活を再建してもらうた

支援ではなく、生きがいをもって

支援金」を創設した。 円増額し、9年4月に

活再建支援金は、

単なる

移

働きかけ、

復興基金を3000億

生活

岪

建

は被災直後から現

から手元に現金が必要である。

震 後

生活再建のためには、

被災直

金を創設 世帯を対 象とし た 災では、

自立支援 総合的 被災者生活再建支援法の成立

将来発生する災害に対応するた により失った家財道具等の が原動力となり、 な支援を求める全国的な署名運 に対して支援金を支給する「被災 ても理解を得、 被災直後の世帯に対し、 からの提案や被災者への公的 国民安心システムなど被 政府・与党に 平成10年には、 購入等 災害 動 た。 法の制定により、 後に創設されたものであったが からの移転の機会を捉えて約2年 たが、 が可能になっ 生活再建支援金等は仮設住宅 金額が低く十分ではなかっ

被災直後の現金

災地

)法の支援金も使いやすいように

た。 00万円が支給されることにな 援金と住宅再建の態様を基準とす など被災者にとって使いやすいも 入や年収・年齢要件が撤廃される る加算支援金に整理され、 金も被災程度を基準とする基礎支 平成19年の法改正で、 併せて、 定額渡し切り制の 法 最大3 仏の支援 道 0

とされた。

被災地の生活再建支援金がモデル

より成立。

その支援スキームは、

者生活再建支援法」が議員立法に

かったが、法の

附帯決議におい

震災へのそ及適用

は認め

られ

な

の範囲、 として残されてい ど大規模災害時の対応などが課題 しかし、対象となる災害や被害 支給額 や首都直下地震な る。

教訓をどう生かすか

のとなった。

多数の被災者がいたた

災直

|後に義援金

が配

分

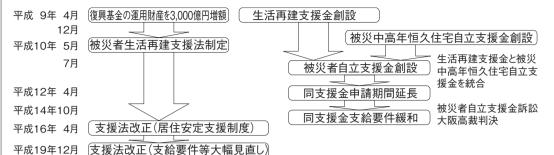
産業雇用

(3)

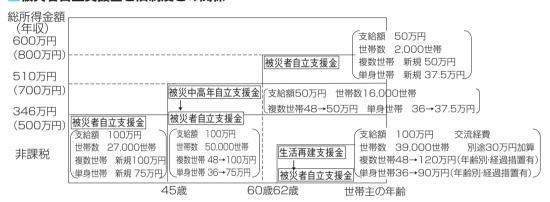
(8)

危機管理

生活再建支援の取り組みの流れ



被災者自立支援金と旧制度との関係



被災者生活再建支援法と被災者自立支援金との比較

支給要件等は類似しているが、使涂制限の有無、申請手続き等の違いがある。

文紀安計寺は類似しているが、伊述制版の有無、中請于続き寺の違いがある。											
区分	被災者生活	話再建支援法の	支援金		被災者自立	支援金					
支給対象	災害救助法施行	令第1条第1	号又は2号	阪神·淡路大震災	!						
	に該当する被害	が発生した自然	災害等								
基 準 E	災害の発生した	日		平成10年7月1日	1(但し、世帯3	主が被災し [*]	ていること)				
支給額	<mark>領</mark> 収入合計 年齢要件等 支給額		支給額	総所得金額等	年齢要件等	複数世帯	単身世帯				
	~500万円以下	年齢問わない	100万円	~346万円	年齢問わない	、100万円	75万円				
	500~700万円	45~60歳	50万円	346~510万円	45歳以上	50万円	37.5万円				
	500~800万円	60歳以上	50万円	510~600万円	60歳以上	50万円	37.5万円				
	要援護世帯 50万円			非課税	62~64歳	100万円	75万円				
				"	65歳以上	120万円	90万円				
				※震災時の市町	から他の市場	町に移転し	た世帯には				
				月額5千円を	加算						
使 适	被災により失っ	た家財道具等		生活再建に要す	る経費						
	(領収書等で実績	[報告必要)		(実績報告不要)							
支給方法	申請に基づき支	給(一括支給)		分割又は一括支	給						
その化	・震災にはそ及道	囲しない		・既存制度を統合	合・整理して制	制度化					
				·県外居住被災者	皆等のために	申請期限を	を延長(平成				
				12年4月)							
				・大阪高裁判決を	受けて特例制	度実施(平成	以14年10月)				

初期段階では支援策を できなかった 括提

時々の課題に即応した提示方法は て、 者には分かりにくい面もあった。 さみだれ式」と指摘され、 被災者の状況や課題を踏まえ メニューを提示した。 柔軟に制度を見直し、 間の経過とともに変わ しかし、 順次支 って

れあいセンター」の中には、設置住宅に移行後も、集会所となる「ふい被災者がいた。また、応急仮設 後間もなくは、ちらしなどの配布 聴する機会も少なく、新聞を読ま ○さまざまな支援者が情報を届けた い人もいるなど、情報が届かな 被災直後はテレビやラジオを視 仮設住宅では生活支援 避難所では緊急パト 生活資金、心身の健康、生きがいなどのくらしの回復

(3)E活支援情報

な

アド

災害復興公営住宅

物が積まれたままの所もあった。

このため、

ル隊、 ・バイザー

ニーズに対応した的確な情報提供が、 被災者の 生活再建に役立つ

生活復興の過程では、刻々と変化する被災者のニーズに対応しながら、多種多様な生 活復興支援策をどのように伝えていくかが大きな課題となった。情報提供に当たっては、 被災者が生活再建プランを立てやすいよう、支援メニューの一括提示をするこ 的である。さらに、被災者のもとを訪ねて個々の相談に応じる支援者を配置するなど、 きめ細かな情報提供が求められる。

教訓をどう生か すか

る。

を一覧表にまとめ、 23号災害の際、)生活の復興は的確な情報提供から 布するなど、 兵庫県では、 被災者への支援策 平成16年の台風第 被災者 市町を通じて の立場に

相談

や要望などに対応した。

障害者や外国人県民など

弱

著への伝達には、

被災直後

応じた情報を提供するとともに、

ティアなどとともに、

段階に応じて、

被災者のニー

援者を配置し、

地域団体やボラン 復旧・復興

では生活復興相談員など公的な支

割を果たした。 からボランティアなどが大きな役

支援メニューの 括提 示が必要

や住宅の再建につながる公的支援

被災後の時

間軸に沿って、

生活

なる。 り、早期の生活復興を促すことに とが必要である。 生活再建プランを立てる助けとな (パッケージ化)して提示するこ 度の 内容を大枠 それが被災者が ででも

○支援者などによるきめ細かな情 報提供が効果的

び付けることが大切であり、これ 仕組みの必要性が認識された。 しては、 応じて配置することが必要である。 を担う支援者を、 けでなく、 また、 被災者を訪ね、 被災者と生活復興支援策を結 障害者や外国人県民に対 平常時から情報を伝える 個別の相談に応じるな 情報 復興の各段階に 提 供 いする だ

> 援策を整理しておくことが求めら きるよう、 る復興支援メニューを一 者の個々の事情 立った情 今後の大規模災害時にも、 報 あらかじめ基本的な支 提供 を や希望に応じられ 行 0 た。 括提示で 被災

情報弱者への伝達の仕組みが進

れている。

が、 供したり相談に乗ったりした。 取り組みが広まっている。 支援者がきめ細かく情報提供する 興の各段階に応じて、 員が配置され、被災者に情報を提 新潟県では生活支援相談員など 震災後に大規模地震に襲われた 石川県では仮設住宅生活援助 さまざまな 復

していたミニF 時に外国人県民に向けて情報発信 として「県立聴覚障害者情報セン わい」は、 ター」 害者に的確な情報を発信する施設 コミュニティF 兵庫県では、災害時にも聴覚障 が開設された。 現在も地域に根ざした M局として活動 M 局 また、 F M わ 震災 W

(5)

(8)

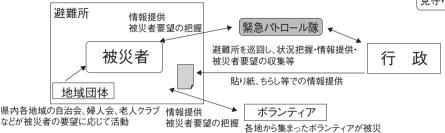
危機管理

(7)

■生活再建支援情報の主な提供ルート

■避 難 所

公的な支援者の主なもの の解説は「(5)①高齢者の 見守り」を参照



■応急仮設住宅

地域団体 自治会、婦人会、老人クラブなどが 各種情報の提供、被災者ニーズを支援者や行政へ伝達 ボランティア 地域情報の提供、友愛訪問などを実施 行 政 ふれあいセンター(拠点) 情報提供やきめ細かに相談に対 (生活支援アドバイザー) 応し、被災者ニーズを把握 生活復興支援に関する 情報を支援者等を通じ 被災者 健康アドバイザー 健康相談等を実施 て提供 民生·児童委員 地域型仮設 訪問活動を通じて関係情報の提供、被災者の状況を把握 (LSA(生活援助員))

者の要望に応じて活動

地域型仮設住宅に派遣され、高齢者等を支援



高齢者への声かけや友愛訪問、地域行事などのイベントへ 活動情報サポーター の参加を呼びかけ 地域団体 自治会、婦人会、老人クラブなどが定期的 ボランティア 各種情報の提供、被災者ニーズを支援者や行政へ伝達 に被災者を訪問し、話し相手になったり、 被災者ニーズを支援者や行政へ伝達 コミュニティプラザ 行 政 復興公営住宅での高齢者等の 牛活復興相談員 生活再建を支援 生活復興支援に関する情報 をコミュニティプラザや支援 被災者 者等を通じて提供 まちの保健室 ◀ 健康アドバイザー 訪問活動を通じて関係情報の提供、 民生·児童委員 シルバーハウジンク 高齢者の状況を把握 LSA(生活援助員) シルバーハウジング以外 いきいき県住推進員) シルバーハウジングに配置され、生活相 (SCS(高齢世帯生活援助員) 県営住宅のコミュニティづくりを支援 談や見守り活動、高齢者の自立を支援 情報提供やきめ細かに相談に対応し、高齢者の自立を支援

【新潟・石川での取り組み】

新潟県、石川県でも被災者のニーズを把握し、必要なサービスの調整・提供等を行う支援員を仮設住宅や災害復興 公営住宅に設置した。

新潟県:生活支援相談員 被災者の見守りやネットワークづくり、仮設住宅等での相談、情報提供等 地域復興支援員 地域復興のネットワークづくりや被災者の見守り、訪問活動、情報提供等 石川県:仮設住宅生活援助員 高齢者の見守り、生活支援のための相談、福祉サービス等利用支援等

一元的な相談窓口を開設し 災者の不安は、 県や市 町へ

住宅診断やライフライン、り災証災1週間後の平成7年1月24日、にも表れていた。兵庫県では、震問い合わせや相談が殺到したこと んでも 明などに関する問い合わせに 急外国人県民特別相談」、「消費生 間体制で応える「情報センター」 も設置した。 活特別相談」、「 を開設。その後、「被災者福 相談」、「こころの相談」、「緊 総合住宅 相談所_ 社な 24 時

センター」を開設した。 分野)として「震災復興総 対応できる一元的な相談窓口 ゆる分野の課題について専 2カ月後の3月15 日には、 合 門 的に あら 相 $\widehat{23}$ 談

興支援館 でに約215万人が訪れた。 を提供した。 援情報を発信し、 がオープン。 翌8年7月には、 フェニックスプラザ」 14年3月末の閉館ま 復興状況や被災者支 阪神・淡路大震災復 交流や学習の場 神戸市 \dot{o} 中心

)ボランタリー な相談活動が広がる

行

った。

また、 するため、

外国

[人県

民

0

不安を

談解

·成 7 電話相談を開 年1月26 面 产始。 接による H 2月からは 弁護士会は 相 談を

活 消

動を展開。

外国人地

地震情報

セ

ボランティアも相

ルチュ セン 添い、引っ越しの手伝いなど生活 の課題にもきめ細かく対応した。 タ ラルセンターなどが活

役所や病院

への付き

L 力

CAクロス

国 生

活

復

生活資金、心身の健康、生きがいなどのくらしの回復 (3)

災者相談

きめ細かな相談が、 被災者の不安解消につながる

災害時、被災者には予期し得なかったさまざまな課題が発生する。家の敷地の隣家との境 界問題、災害が契機となった離婚問題、高齢者の介護や福祉の問題など。 こうした被災者の 悩みを解決に導く相談にきめ細かく応じることは、被災者の不安解消につながる重要 -つである。また、吐露される悩みからは生活の実態や率直な心情が読み取れ、 めているのかがうかがえる。相談により把握した被災者ニーズを施策に反映させるこ 要である。

したり、

個別の相談に応じた。個別

た支援者ノートを配布し、

被災者

の課題ごとに担当部局などを整理し

問し、生活復興のための情報を提 復興相談員など支援者が被災者を訪

供

へは、生活支援アドバイザーや生活 応急仮設住宅や災害復興公営住宅 被災者の生活の場に出向いて相談

相談体制が必要 一元的にきめ細かく対応できる

二] ŋ, 相談して良いのか分からなかった 法律関係など多岐にわたる。 れることもある。 る課題は一つとは限らず、どこに から介護や福 被災者が抱える悩みは、 **-**期開 幅広い分野の相談にも1カ あちこちに移動を余儀なくさ ズや利便性に応えるために 設が必要である。 かく対応できる相談窓 祉、こころ、 被災者の相談 住 労働、 抱え まい 所

7

Ī ズ把握の機会

る上で有効な機会となる。 課題やニーズ、生活実態を把握: でもない。 者の安心につながることはいうま もある。 談や苦情はニーズの裏返しで 相 相談は被災者が抱える 談窓口の存在が、 被災

有効である。 被災者の個別の相談を行うことも 仮設住宅などを訪 問

○ワンストップの相談窓口や出前 教訓をどう生かすか 相談が定差

が設置されるなど、 速やかにワンストップの相談窓口 興公営住宅で活動を行っている。 支援員が設置され、 被災者を訪問して相談などを行う 形として定着しつつある。また、 0 中越沖地震でも、災害発生後、 石川県の能登半島地震や新潟県 被災者相談 仮設住宅や復 0)

組談を施策に結び付ける

後も、 付けることが 課題や被災者のニーズを施策に結 新潟県でも同様に対応してきた。今 り、復興基金で柔軟に対応してきた。 被災者のニーズの変化を読み取 生活復興の過程では、 さまざまな相談から得られる 水められ 相談を通

(3)

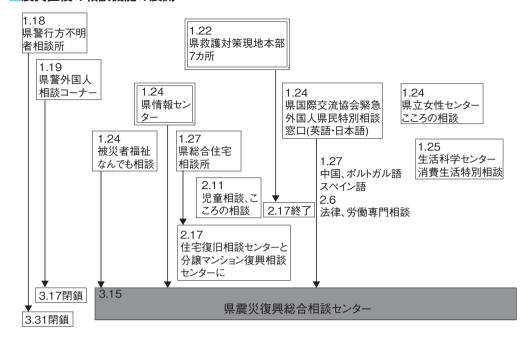
生活再建

(5)

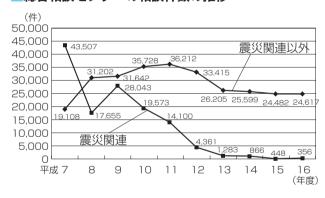
危機管理

(7)

震災直後の相談機能の展開



総合相談センターの相談件数の推移



震災復興に係る相談

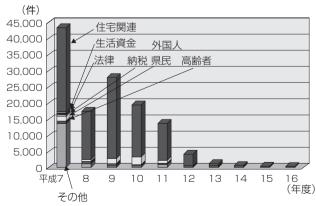
◆住宅総合相談所





◆震災復興総合 相談センター (現・県民総合相 談センター)

■震災関連相談の内容別件数の推移



※その他は分類不能な案件及び労働、交通事故、医療、消費生活、ここ ろ等の分野

■支援者ノート



被災者への支援活動 を行う支援者向けに 相談先や支援者一覧・ 行事予定を書き込め る冊子を配布。被災市 町別に毎年改訂版を 作成した

震災からの復旧・ 復興の状況

の内容、 被災者の自立的 路大震災復興支援館) 施設として平成8年7月に設置さ 震災からの本格的な復興に向 の繁華街三宮の交通至便な地に、 フェニックスプラザ 震災の被害状況や復興計画 復旧・復興の取り組みを な復興を支援する は、 阪 神戸一 神

が来館した。ベースも設けられ、約215万人ペースも設けられ、約215万人内には、交流や学習で使えるスカには、 生活資金、心身の健康、生きがいなどのくらしの回復

れた。

住まいや生活などの復興に欠かせ らの来館者に情報提供したほか、 展示し、修学旅行生など県内外か

復興の状況を発信し、 生活復興の拠点と とで、 なるこ 被災地の今を伝える

震災からの本格的な復興に向け、震災の被害状況や復旧・復興の情報を発信するだけ 生活復興支援に関する拠点機能を併せ持つフェニックスプラザ(阪神・淡路大 被災者の自立的な復興を支援した。 その機能は、人と防災未来セ ンター((7)83参照) やひょ うごボランタリープラザに継承され、先進的な取り組みを展開している。

拠点となった。 交流する

フォー

ラム等が多数開催されるな

教訓をどう生かすか ンターへ 情報発信機能は人と防災未来セ

ができる施設であった。

事務局、

ボランティア団体等の活

〇情報プラザ」

が設けられ

た。ま

興

K

関する各

種会議

動支援拠点となる「生活復興NP

県民ネット

(10)

(98)参照)」などの

会議

(10) 97 参照) 」

復興を支援する「

被災者復興支援 や「生活復興

被災者の生活

が設置されたほか、

復興に役立つ情報を提供する窓口

○生活復興を支援する活動拠点

施設の2階には、

被災者の生活

年3月に閉館したが、 発信機能 フェニックスプラザ は、 HAT神戸 展示や情報 は、 に新たに 平 成 14

絶えず情報発信 し語り継ぐ 取り 開

実な復興の様子を多くの人に印象 る取り組みを展開することで、 付けることができる。 の情報を発信し、生活復興に関す 被災地の中心で絶えず復旧・復興 くことは、 震災の経験や教訓を発信して 被災地の使命である。 着 11

とっても、 会も開かれるなどさまざまな情報 た。 が発信されていたため、 グを行う掲示板が設けられたほ ボランティアが連日のように訪れ 対応するため、被災地で活動する ○生活復興のさまざまな情報発信 刻々と変化する被災者の の拠点が効果的 また、被災者支援のマッチン 生活復興関連の会議や各種大 被災者復興支援会議をはじ 必要な情報を得ること 被災者に 課 題

> ター もって体験・理解できる施設であ るなど、 ている。 の被害の様子をジオラマで再現す 館 毎年多くの修学旅行生が訪れ L に受け継 た 震災の経験と教訓を身を 症がれた。 ح 防 災 未 被災当時 来 セ ン

会議が、 ミュージアムを開設 記憶を伝えている。 せた応急仮設住宅の中に、 また、 長岡操車場跡地に 新潟では、 中 -越復 被災時 に移転さ |興市 震災 0) 民

○活動支援機能はひょうごボラン タリープラザへ

ひょうごボランタリー リープラザ」に移転した。県民ネッ 県民ネット事務局は、 き継がれた。 1 拠点である「ひょうごボランタ ンド地区にあるNPOの活動支援 の解散後は、 プラザの閉館に伴い、 その機能の多くが ハーバーラ プラザに引 生 活復 興 (3)

生活再建

(5)

(8)

■フェニックスプラザ(阪神・淡路大震災復興支援館)

施設の概要

設 置:兵庫県

運 営:(財)阪神·淡路大震災復興基金

設置場所:神戸市中央区三宮町1丁目

開館時間:午前10時~午後7時 休館日:12月29日~1月3日

入館料:無料

施設規模:鉄骨造、2階建て、延べ面積約2.000㎡

あゆみ

平成8年7月20日 開館

9月 来館者が10万人を超える

平成10年3月 第1回リニューアル

10月 来館者が100万人を超える

平成12年3月 第2回リニューアル

9月 来館者が200万人を超える

平成14年 3月31日 閉館(来館者約215万人)

内容

1階 震災の記録や復興計画等を紹介する展示

2階 生活支援等の情報提供やボランティア団体の 交流、学習の場(生活復興NPO情報プラザ等)



館内の主な施設

阪神・淡路震災復興計画



兵庫県が策定した阪神・淡路震災 復興計画を映像と計画完成時の 被災地全体を表した模型で紹介

パネル



地震の被害状況や復旧・復興の様子、地震のメカニズム、防災の知識、 生活・雇用支援情報、復興基金事業 などを紹介

■情報提供カウンタ-



情報提供員が、被災者の方々の必要とする相談や手続き情報の提供、訪ねるべき相談先や手続き先の施設へのコンタクトなどを実施

生活復興NPO情報プラザ

■ボランティア団体等の活動支援

圳占



復興支援館2階に設けられたプラ ザは、被災者の生活復興を支援す るボランティア団体等の活動を支 援する拠点として整備

■フェニックス出会いのひろば掲 示板



被災者の生活復興を支援するプランを実現するため、さまざまな資源を必要とするグループと提供できる出会いの場を設置

■ミーティングコーナー



グループ連絡ボックス、ミーティングコーナー、印刷機などを設置。 ボランティア団体等の"たまり場" として打合せや軽作業などの活動ができるような場所を提供

は困難であった 県外への避難 者を把握すること

に転出したと推計×年には約1万900 民票データによると、 00世帯 が県外 平

ピーク時には、約1万世帯に送付 握することは困難であった。 た「ひょうご便り」は平成8 したりしたケースも多かったと思 出したり、一時避難先から すべての県外居住被災者を 住民票を県内に残したまま転 個人情報保護の問 被災者支援情報を掲 される。 題もあ 再転 しか 年の

生活資金、心身の健康、生きがいなどのくらしの回復

われる。

住被

○支援施策が届

かないという不公

家賃

補助や生活復興資金貸付制

度

期段階では、

民間賃貸

住

宅

た。

その後、二次にわたる施策の

県内外の格

差は是

正された。 見直しにより、

○元いた場所に戻れない

事や子ども

教育、

高

0

康

Ŀ

0

問題、 戻れない

自 0

宅再建資

金 齢

0 者

調

最も多い

のが、

震災前に住

理由はさまざま

住

被災者に不公平感を生

上じさせ

用しにくいといったことが県外居

などが利用できない、

あるいは利

きめ細かな支援で、 帰県ニーズに応える

被災後に県外へ避難し、他の都道府県で居住した被災者は、 9,000 世帯(推計)に上った。避難先での仕事や子どもの教育、住宅再建資金の問題などもあり、元いた場所に戻るためには多くの苦労があった。兵庫県では、マスコミと協力した支援情報の提供や情報誌「ひょ

うご便り」の送付のほか、被災者支援策の県内外での格差解消に努めた。 県外居住被災者のニーズに応える、きめ細かな対応が求められる。

ことが、

元いた場所に戻れな

εV

大

する復興公営住宅が限られている

生まれる一方、

戻るとしても希望

難先でも人間関係ができ、

愛着

が

きな要因となった。

び 実態の把 連絡するよう促す必要がある。 は、まず本人に市役所や町役場へ 掛けるなど、 県外へ避難した被災者に対し)県外への避難状況の把握 他府県の広報紙を活用して呼 握に努めることが必要で

ま

多様な手段により

ある。 ○県内外での支援策の格差解消が

建 者が被災後の生活場 の格差が出るのはやむを得ないも こへの もあるが、 被災地 文援など被災地内外で支援 0) 差が出ない 液興に 医療や福: つな ように、 所によって支 がる住 社など被災 可 宅

募集情報 興公営 で な限 のも り県内外で同 のとすることが必要である。 もしくは

全国的に避難者の受け入れが進

で、 が全国的に整いつつある。 0) 時入居 簡 略化 広域避難者を受け入れる体質 など、 や児童生徒の転校手続き 自治体や関係団: 体 制

マスコミと協力して全国的に情 報発信を

や新聞 ため、 全国に発信する 被災地の生活復 状況や生活支援情報を提供する 県外に居住する被災者に インターネットによる配 ・テレビ 仕組みづくりが求 !興に関する情報を などと協力して、 被災 信 地

が第

0

7

叙訓をどう生かすか

いかを

に当選しなかった。

また、

時間の経過とともに、

避

行ったが、

なかなか希望する住 優先入居の取扱

宅

供や、

あった。

復興公営住宅

0

住宅に入居できないとい

いうもの

で

郷所に近

(V

災害復

災害直 後 0 全 玉 0 公的住宅へ 0)

98

同

産業雇用

(8)

県外居住被災者の推計

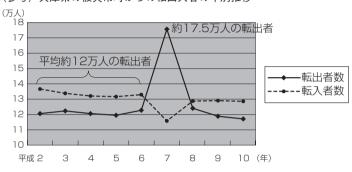
平成7年の住民票の転出届によると、被災市町から他府県への転出者数は、震災の影響もあり、直近の5年間と比較 しても特に多かった。これらの差を県外居住被災者として推計した。

(**転居者数**)県外居住被災者≒ H 7 転出者 - H2~6平均転出者

54,700人 175,424人 120,746人

(世帯数)世帯数 ≒ 県外居住被災者 ÷ 平均世帯人員(H7中に住民票異動した世帯の平均人員) 約19,000世帯 54,700人 2.86人

(参考) 兵庫県の被災市町からの転出入者の年別推移



ひょうご便り

県外居住被災者向けに、被災地の情 報や各種支援策の情報を提供した。平 成8年のピーク時には、最大1万部を 発送。



県外の避難先

実家、親戚、友人、知人字

都道府県公営住宅、公社住宅、民間アパート、企業の社宅

住宅・都市整備公団(現・住宅都市再生機構)の公団住宅、雇用促進事業団の雇用促進住宅 近隣府県の公的宿泊施設



避難先からの 再転居先は さらに把握困難

兵庫の取り組み

□ふるさとひょうごカムバックプラン (平成8年12月)

住宅、貸付・融資、雇用促進に係る施策を県外居 住被災者へ拡充。

発行、専用フリーダイヤルの設置。

□ふるさとひょうごカムバックプラン2 (平成10年9月)

県外居住被災者の一層の把握に努めるととも に、兵庫県に戻る意向のある方を登録し、個別支援 を実施。

□ひょうごカムバックコール&メール事業 (平成12年7月~)

兵庫県に戻りたい県外居住被災者の方々を中 心に、「電話訪問相談員」によるきめ細かな相談・情 報提供を実施。

□ふるさとひょうごキャラバン隊派遣 (平成8~9年度)

被災者同十の仲間づくりや自主的なネットワー クづくりを支援するため、生活復興県民ネットの構 県外居住被災者向け情報誌「ひょうご便り」の 成団体等によるキャラバン隊を岡山県など11カ所 に派遣。約200人の被災者が参加した。



⇒県外で開催された交流会

健常者と同じ避難所での生活は困 介護を要する障害者や高齢

差もあって使いにくいなど、 い生活を強いられた。 アフリーでないため移動 健常者と同じ避難所に入り、 仮設トイレの多くが和式で段 動しにく バ 1]

いつもの適切な医療が受けられな

ど、いつもの医療内容が分からな は、 遅れることもあった。 に苦労した。薬や治療データな 後、受診できる医療機関を探すの い患者も多く、医療機関の対応が 医療依存度の高い在宅療養者 応急仮設住宅などに移 9 た

ない事例もあった。 など、必要な機材や薬を確保でき 人 工 や糖尿病患者のインシュリン 呼吸器装着患者の バ ッテ

○小規模作業所も大きな打撃を受けた

災し、 された障害者の中には、 あった。 ズムを崩す人もあった。 自宅や避難所での生活を余儀なく 障害者が通う小規模作業所も被 長期間再開できない所も 仲間と集う場所を失い、 生活のリ 環境を整えた福祉避難所を緊急時 から準備しておく必要がある。 開設できるよう、

緊急時

員 0 福

避

所となる施

設

ておくことが重要である。

○自らの医療内容の把握が必要

(3)生活資金、 心身の健康、生きがいなどのくらしの回復

個別事情に配慮した、 きめ細かな生活支援を

震災直後の混乱期をある程度過ぎても、高齢者や障害者など要援護者には、 療が受けられない、 活動の場が再開されないなど、 普段の生活を取り戻すにはさま そのため、要援護者自身が参加する関係団体や卒業し 親の会など、関係者によるきめ細かな支援が行われた。 要援護者に対し 災害時に安心して過ごせる福祉避難所や生活の場の提供、 配慮した生活支援が重要となる。

> 必要がある。 内容や薬、

在宅療養者は普段受けている医療

治療歴を把握しておく

災害時の予期せぬ受診に備え、

ど、

心臓病患者のニトログリセリンな

生活維持につながる機材や薬

また、人工透析患者の透析器

みが必要である。

を確保するための、

社会的な仕

組

す

は、 ○障害者の地域での自立を支援 障害者が災害後も、引き続き地 る体制づくりが不可欠

どへの支援体制を構築する必要が た、それらの施設での生産活動な る施設の再建が不可欠である。 センターなど日中の活動の場とな 域で自立した生活を送るために 小規模作業所や地域活動支援 ま

教訓をどう生かすか

福祉避難所の開設準備を 市町は、

要援護者が安心して生活できる 要援護者には福祉避難所が必要

ため、 の協定締結や避難所相談 事 前に社会福祉施設などと 福祉避難所を指定する 員の選任

市町は平常時

ま

避難者受け入れ時の対応を確認が 役割分担として では、 その る。 などの 役割を果たせるよう、 指定された施設は、 取 ŋ み が 求め 災害時に 5 れ 7

改善を行うことが望まれる。 器の調達先などの情報確認、 素ボンベやバッテリー駆動電源 確保などに向けて、必要な医療機 生活空間の 確保をはじめ、 耐震 設備

酸

0)

要援護者の健康福祉対策を

患者団 報、 ととしている。要援護者側でも、 健康相談や保健指導などを行うこ れている。 る要援護者に対し、適宜巡回し、 るなど自主的な取り組みが進めら 行政は、避難所や自宅にとどま 診療情報などの情報を共有す [体を通じて患者の個人情

○障害者の活動基盤を支える

る。 の確保はもちろん、 ための支援策の推進が望まれてい 定した受注 盤となる授産製品の品質向上 障害者が地域 自立して暮らす環境を整える 日中に生産活動などを行う場 販 路 で生活拠点を定 の確保 生産活動の基 が * 求めら 一や安

e V

(5)

(8)

避難所における災害時要援護者に配慮した対応

(1)避難所の環境整備

- ○バリアフリーに努め、段差解消のためスロープ等を設けるなど、通路や廊下の安全確保を図る。
- ○暑さ寒さ対策を実施する。
- ○カーテンや間仕切り等により、プライバシーの確保に配慮する。
- ○介護ボランティア等の配置に努める。 ○障害者向けのトイレ、ポータブルトイレ等の確保を図る。

(2)対象者別の配慮事項(例)

対象者 齢 者 ○高齢者は不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮するとと もに、可能な限り運動できるスペースを確保する。 ○認知症高齢者は、急激な生活環境の変化で精神症状や問題行動が出現しやすく、認知症も進行しやすいので、生活 指導、機能訓練等を行い、精神的な安定を図る。 ○トイレに近い場所に避難スペースを設ける。 ○おむつをしている方のためには、おむつ交換の場所を別に設ける。 視 覚 障 害 者 ○仮設トイレを屋外に設置する場合には、壁伝いに行くことができる場所に設置するなど移動が容易にできるよう 配慮する。 聴 覚 障 害 者 ○伝達事項は紙に書いて知らせる。 音声言語機能障害者 ○手話通訳者、要約筆記者を派遣する。 肢体不自由者 ○車いすが通れる通路を確保する。 内 部 障 害 者 ○医療機関等の協力による巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。 (難病患者等)○医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける。 ○人工肛門造設者用のオストメイトの所在を把握し、対象者に周知する。 知 的 障 害 者 | ○環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよ 精 神 障 害 者 ○孤立してしまうことがないよう、知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮する。 ○保健所が精神科救護所となっているので、医師等に連絡がつき、向精神薬が手に入る。 乳 幼 児○乳幼児のためのベビーベッドを用意する。 ○退行現象、夜泣き、吃音、不眠、チックなどの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮する。 ○乳児に対する、ミルク用の湯、清潔な哺乳瓶、沐浴の手だての確保等に留意する。

(3)放置すると生命にかかわる持病等を有する者への対応

避難支援対象者名簿等で対象者を把握し、患者等の所在 を確認の上、医療機関と連絡調整を図り、治療体制を確保 することが必要。

兵庫県では、医薬品、医療機器、酸素等医療用ガスなどの 安定供給について関係団体と協定を締結している。

人工透析患者	人工透析ができる医療機関の確保
難病患者等	人工呼吸器等の特殊な医療機器やインシュリン
	等特定の医薬品が常に必要
在宅酸素療養者	小型酸素ボンベの携帯が必要な者には、酸素の
	充填やスペアボンベが必要

新

潟

石

Ш

で

0

取

ŋ

組

み

(兵庫県「兵庫県要援護者支援指針」)

新潟での人工透析患者への対応

兵庫の取り組み

新潟県中越沖地震の際、小千谷市の小千谷総合病院 は、NTTの「災害用伝言ダイヤル(171)」 を活用 し、通常どおり人工透析が実施できることをスムーズ に患者へ伝達できた。これは、新潟県中越地震の際に 停電や断水で透析ができなかったことを踏まえて作成 したマニュアルで、災害用伝言ダイヤルの利用を位置 付け、患者と協力して訓練を行ってきた成果である。

備され、 にあたっ Ó 地震では、福祉 まわ 湯県中 。介護用 保健師など b Ó 世 避難所 話 や健 が高齢者の ドなどが や能登 が設置

□NPO法人兵庫県腎友会

Λ

平成7年には約6千人であった透析患 成13年に発足した。 者は、18年には1万1千人を超えてお NPO法人兵庫セルプセンター り、会員・非会員の区別なく登録の呼び にも取り組んでいる。

□生活の場サポートセンターひょうご

障害者の地域生活の実現に向けて取 16年に設立された。 り組む県内の小規模作業所やミニデイ サービス、グループホームに対して、障

害者の地域生活の拠点となる「生活の 腎友会では、緊急時に備えて、透析患 場 の安定運営や活動内容の充実ができ 者災害時支援名簿の作成を進めている。 るよう支援する中間支援組織として、平

「私たちは障害がある人たちの働く願 かけを行い(19年7月時点で約4千 いと、作業所の元気を社会につなぎま 900人登録)、行政機関や病院との連携 す。」を合い言葉に、授産施設や小規模作 業所での商品製作事業等について、共同 での受注や販売等を支援するため、平成



避難所や仮設住宅で健康を損な

厳しい環境などにより病状を悪化 させる者もいた。 薬の不足やストレス、 慢性疾患を持つ人の 中に 避難 は、 旂 0

眠やアルコール依存症などこころ 気を併発するケースもあった。不 の問題も出てきた。 気を発症したり、 く中で、高齢者などが何らかの また、仮設住宅での 腰痛などを患う人が新たな病 高血圧や糖尿 生活 が 長 引

巡回健康診断や家庭訪問など、 **○医師、保健師などが現地で支援** 震災直後の心身のケアをするた 仮設診療所を開設。また、医 生活の場で被災者を 保健師などによる 現

心身の健康、生きがいなどのくらし回復 生活資金、

康づ

師

の巡回診療、

守った。 地に出向き、

○閉じこもりがちの高齢者を支援

仮設住宅や復興公営住宅では、

訪問活動と支援者の連携で、心身両面の健康づくりを

震災では、被災者の多くが避難所での厳しい生活や住み慣れた場所 を離れるこ を余儀な くされ、応急仮設住宅や災害復興公営住宅 しい生活を送ることとなった。このため、生 体面、精神面で健康を損なう人も多かった。 生活環境の変化により、 災害後の早い段階から、 被災者の心身両面の健康づくりに配慮し、支援することが重要である。

がいの喪失や孤独感につながり、 住民同士の見守りや助け合いの姿 行うことが不可欠である。 コミュニティ活動支援にかかわる 者だけでなく、高齢者の見守りや 災者の健康づくりには、 心身に支障を来すこともある。 勢も弱く、これが、高齢者の生き 民同士の結びつきが希薄である。 総合的な支援を 医療関係

ふれ 員) 、

などが安否確認をしたり、

喫茶など仲間づくりのた

高齢者に対してはLSA(生活援 に支障を来す人が多かった。特に

S C S

(高齢世帯生活援

住み慣れた場所を離れた孤独感か

閉じこもりがちになって心身

教室を実施した。 師などと連携して家庭訪問 めの交流 事 業を企 画 また、 で健 保 康 健

○早期からの訪問活動による健 つくりが定

でも、 くりを支援した。この取り組み 被災地を訪問 新しい課題への対応につながり、 定着している。 新潟県の中越 エコノミークラス症候群など 早期に医師や保健師 į 地震や中 被災者の 越 健康 品などが 沖地

現

慢性疾患を抱える人の自己健康 3地での継続的な活動が効果的

○コミュニティ支援とリンクした 健康づくりを

健康づくりは社会的な課題とな ている。 高齢化の進展に伴 1, 高齢者 0 0)

健師が地域に出向いな地域では、すでに、 す住民の取り組みが連携して展開 どに取り組んでいる。 どを実施する「まちの保健室」な による地域での健康づくり支援 被災地をはじめ、 コミュニティの活性化を目指 すでに、 て健康相談な 高齢化 保健関係者 看護師や保 が顕著

果的である。

)健康づくりにはコミュニティ支

仮設住宅や復興公営住宅では住

援が必要

場所で継続的に支援することが効

が現場に出向き、

被災者に身近な

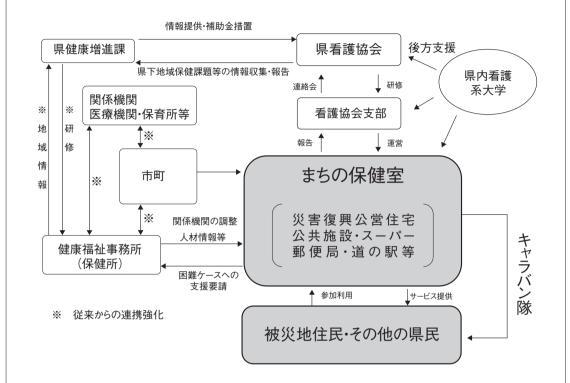
ある。そのためには、保健師など 者の新たな疾患を予防する必要が ていくことが難しい高齢者や単身 避難所や仮設住宅で健康を維持し 管理能力を向上させるとともに、

ることが期待されている。

(5)

(8)

■阪神・淡路大震災を契機に始まった看護専門ボランティアによるアウトリーチ活動 ~「まちの保健室|の取り組み~



「まちの保健室 活動

兵庫県看護協会では、震災後の住環境の変化による閉じこもり予防や、独り暮らしに伴う不安や悩みの相談にのれる場をつくるため、看護師等が健康相談等を行う「まちの保健室」を開設している。

現在では、特に高齢化率が高い災害復興公営住宅で、閉じこもりがちな高齢者等に対し、SCS(高齢世帯生活援助員)などとチームで訪問活動や交流事業を開催するなど、総合的な支援を行っている。

また、被災地以外の兵庫県内でも展開されており、地域のニーズにより子育で支援や生活習慣病予防のための指導、地域のイベント会場における健康相談・健康チェックなども行っている。

0 ス症候群」の予防 めの運動指導等に取り組んだ。 法士や保健師など専門家が予防のた がれなくなることを防ぐため、理学療 生活から体を動かさなくなり、立ち上 どを呼びかけた。 新潟県は定期的な運動や水分補給な (深部 静脈血栓症、肺塞栓症)の症にないの中に「エコノミークラス症候群などの中に「エコノミークラス症候群 状で亡くなられた人がいたことから、 災害時の生活機能低下予防対策 災害緊急避難者の「エコノミークラ 狭い車の中で避難していた人たち 避難生活を送る高齢者が不自 新 潟 で 0) 取 [新潟県中越地震 ŋ 組 み 由

)偏った食事内容の改善が求められ

品や野菜類の不足が見られた。 内容の偏りや避難所ごとの格差が 出 生じており、全体にたんぱく質食 の実施状況などにより、 食材の配 難所では、 布・活用状況、 調理設 0) 食事 炊き

被災者の健康増進を

品やコンビニ弁当など偏った食事 調理意欲をなくしインスタント食 をする人もあった。 仮設住宅や復興公営住宅では、

避難所では、栄養バランスのとれた温かい食事を1日3食とることが難しく、応急仮設住 宅や災害復興公営住宅でも偏った食事をする人もあった。また、調理設備が被災した病院等

自立した食生活を送

グギー

性疾

栄養バランス

○食生活支援活動を展開

E活

きめ細かな食生活の支援で、

難 県いずみ会などの協力を得 外の栄養士やボランティア、兵庫 め 人を対象にしたふれあい食事会を 養健康教育、 コミュニティプラザを活用した栄 施したほか、ふれあいセンターや 出向いた栄養相談・栄養指導を実 所や仮設住宅、 以者の食事内容の改善 保健所栄養士を中心に、 食事づくりが困難な 復興公営住宅に 県内 0)

生活資金、

栄養指導を行った。 被災者には、 また、 性疾患、 患、嚥下障害などを持つ慢性疾患や食物アレル 重点的に栄養相 談

用は、

者 への 病院、

実施した。

病院や福祉施設でも食事提供が

容が 患者や高 供したが ですることができなかった。 齢者等へ適切な食事を提 栄養管理 単 調 単 **性が必要な入院** 単一的な食事内

入院患者などへの適切な食事提供が難しかった。 や栄養指導、食事会、給食施設の相互支援など、健全な食生活の確保に向けたきめ細かな支 さまざまな被災者の栄養状態を平常時に近づけ、健康を維持・増進することが重要 ひとりへのきめ細かな対応が必要 のとれた食事がとれるよう、一人 活動が有効である。 であり、 れない被災者には、 患などで普通の食事が食べられな い避難者や、 慢性疾患や食物アレル 現地に出向く食生活支援活動が有効 現地に出向く食生活支援

心身の健康、生きがいなどのくらしの回復

が有効 食を通じたコミュニティづくり

ミュニティ 流の場ともなり、 の閉じこもりの防止や入居者の交 なく、仮設住宅や復興公営住宅で や食事会は、食生活の改善だけで 調理実習を交えた栄養健康 自治会等の

系列施設や近隣施設等の支援・協 調理設備が被災したため、 被災直後はおにぎり等を提 食事提供が難しかった。 特別養護老人ホーム等で 利 安全かつ確実に継続して食事を提 事を提供する給食施設では、 定・多数の者に対して継続的に食 できるよう、 病院や福祉施設、 緊急時であっても、

平常時

から、

コ いる。 もあり、 は、この相互支援が機能した事例 は、 よう体制を構築した。 食中毒発生時に相互に支援できる 定着しつつある。 食施設協議会」を組織し、災害や 兵庫県では、保健所ごとに「 ご訓練の実施などの取り組みが 相互支援マニュアルの策定や 今後の活動が期待され 食中毒素 各協議会で 発生時に

教訓をどう生かすか

生活の支援を行う必要性が認識さ れるようになった。 ○災害時の食生活支援活動が定 難所での栄養相談や栄養指 被災直後の早い段階から食 導

動が定着しつつある。 士を中心とした栄養相談・栄養指震・中越沖地震でも、保健所栄養 導が行われるなど、食生活支援: 能登半島地震、 新潟県中 保健所栄養 越 地

○給食施設の相互支援体制が進 展

○給食施設の相互支援体制が必要 づくりに役立った。 学校など、 利用者に 災害 教育 特

水

(4)

(7)

食生活支援活動の主な取り組み

	土山 乂 坂 川 利 ツ 土 仏 玖 ツ 祖 の		
	内容	実施期間	活動実績
避難所	【巡回栄養相談・栄養指導の実施】 避難者が温かい食事を盛り込んだ1日3食を食べることができるよう、ボランティアへの炊き出し要請、避難所に簡易調理設備を整備することの提案、配布弁当に栄養的配慮をすることの助言を行うとともに、疾病を持つ避難者への食生活指導、乳幼児・高齢者等への食事バランスの助言などを行った。		巡回避難所数: 1,193カ所 指導件数: 4,080人
応急仮設	【訪問栄養相談・栄養指導の実施】 不慣れな土地、限られた条件においても食生活の自立が早期に図られるよう、個人の状態に応じて、買い物や食品の管理の仕方、簡単な調理方法、食事のバランスなどの指導を行った。 また、避難所から継続して慢性疾患や嚥下障害等で特別な食事管理の必要な被災者に対して、重点的に指導を行うことにより、被災者の健全な食生活の実践を促した。		指導件数: 50,659件
応急仮設住宅·災害復興公営住宅	【栄養健康教育の実施】 ふれあいセンターやコミュニティプラザを活用して、調理実演等を交えた栄養健康教育を実施し、栄養状態の改善や食生活の自立を促すとともに、入居者の交流や情報交換を行った。	平成7 ~11年度	延べ参加人数: 20,831人 実施回数: 1,238回
宅	【ふれあい食事会の開催】 給食サービスが普及していない地域において、コミュニティプラザ等 を活用し、食事づくりが困難な人を対象に食事会を実施した。栄養状態 の改善が図られるだけでなく、閉じこもり傾向のある高齢者の仲間づく りを促進した。	平成10 ~11年度	延べ参加人数: 4,847人

兵庫の取り組み

□災害時食生活改善活動ガイドライン

災害時に迅速かつ適切に食生活支援活動を進めるた めの栄養士の役割、市町や給食施設、家庭での災害への 食の備えなどをとりまとめた「災害時食生活改善活動ガ □兵庫県給食施設協議会 イドライン」を平成8年に作成し、行政、関係団体等に配 布、普及を図ってきた結果、災害時における食生活支援 の重要性が認識されるようになっている。

□災害時の食の備え

「食の安全安心と食育に関する条例」に基づき平成19 年3月に作成した「食育推進計画」の目標に、「災害に備 をモデルとした動きも出てきている。 え、非常用食料等を備蓄している世帯の割合の増加」を

掲げ、パンフレットの作成・配布などにより県民への普 及啓発を行い、災害時の食の備えを強化している。

34.7% (平成15年度)→45%以上(平成23年度)

病院や福祉施設、学校など、特定・多数の者に対して継 続的に食事を提供する給食施設が、平成9年度に保健所 ごとに「給食施設協議会」を設立。これらの協議会で構成 する「兵庫県給食施設協議会」が10年度に組織された。 20年度現在で23協議会、1170施設が会員。

全国初の取り組みとして注目されており、各地でこれ

者がこころの

たころ、 が激変した。それが落ち着き始 震災では、 身近な人の死や避 多くの 人の生 旂で

心身の健康、生きがいなどのくらしの回復

この一つの症状がPTSD(心的 外傷後ストレス障害) ときにフラッシュバックして記憶 ストレスが大きく長期化すると、 多くの場合は自然に回復するが、 し、こころの問題が表面 会的に注目された。 や情景がはっきりとよみがえる。 いつまでもこころに刻み込まれ、 の人間 関 疲労などが噴き出 であ 化した。 ŋ

重要となった。 ストレス等の心理的影響も注目さ 士や看護師などの救援者が受ける 災害救援者のこころの 被災者のみならず、 ケアも 消

被災者は自身のこころの問題に 気付かなかった

隠したため、 ないケースがあった。 に気付かなかったり、 被災者の多くは、こころ 専門医などに相談し 気付 いても 0) 変化

)こころのケア対策の実施

置

平成7. 0

16月に

は、

Ρ

T S D

対対 応 心や精神は

障害者の支援の

災直後、 精神科救護所を10 被災した精神 科医 カ 所 師 設

域こころのケアセンター

を設

立

兵庫県が被災地15カ所に「地

所等と連携して活動を展開した。 、県精神保健協会が運 営 Ļ

保

双方のこころの

ど身近な人と励まし合うことが大 被災者と救援者 震災直後は、 家族や近隣

大規模災害で家族や友人を失ったり、また避難所での不自由な生活を強いられたりする こころに大きなダメージを受け、ときに体調の変化など身体的な症状となって表れ 被災者を救出する立場にある消防士なども同様である。こうした精神的ス への対応として、震災以降、こころのケアの重要性が広く認識されるようになった。 こころのケア体制の一層の充実が求められている。 きなこころの支えとなる。 D等で長期的な対応が必要な場合 専門医などによる専門的

P T S

.

長

住

民

身近な人や専門家によるケアで、こころのダ

ことが重要である。 であるため、 息や治療などが後回しになりがち 助け合いなどで早期に対処する 問題に気付きにくく、必要な休 一方、 的ケアが必要である。 が出向くことが重要 災害救援者は自らの心身 自己管理や仲間同士

メージの軽減を

症状が出ない被災者には専 門

付かなかったり、 わらず、 ストレスや不安があるにも 自身のこころの変化に気 しては、 相談や診療を行うこと それを隠した被 専門医などが直 かか

こころのケア活動が定着 震災をきっかけに、 災害時

健 ころ れるようになった。 ケアの 重 三要性 、認識

成・研修、 どを行っている。 策も重視し、 照)。また、災害救援者向けの対 などに取り組んでいる(左図参 支援に向かうほ 外を問わず大規模災害発生時には ターを設立。 点として兵庫県こころのケアセン ケアやPTSDに関する専門的 〈庫県では平成16 相談・診療、 マニュアルの公開 四川大地震など国内 か、 研究、 こころ 情報発信 人材養 拠

○災害時にも支援チームが訪問 動を展開

でいる。 力を得て避難所を訪問するなど、 ア活動を災害時の医療救護活動に 組織的にこころのケアに取り組 位置付け、 日本赤十字社では、 専門ボランティアの協 こころ 0)

災害時に現地に出向くアウトリー がこころのケアの支援チームを派 各自治体や病院などさまざまな主体 島地震では、日本赤十字社をはじめ、 動が普及している。 新潟県中越・ 避難所 や家庭を訪問するなど、 中越沖地 定震や能

3

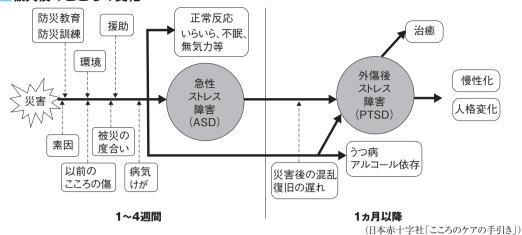
(5)

(9)

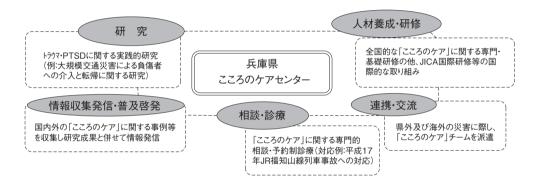
復興制度

(8)

被災後のこころの変化



兵庫県こころのケアセンターの取り組み



こころのケア

- 身近な人、親身になってくれる人と語り合いを進める中で、

- □ 力いっぱい感情を吐き出す。 感情を吐き出して楽になった人はいるが、 感情が止まらなくなった人は √
 - いない。
- □ 起こったことを受け入れる。

√

- 耐え難いようないやなことが起こると、そのことを否認したり、忘れ去ろ うとする。人はそのことと共に生き、現実として受け入れなければならな
- - 悲惨な体験をいったんくぐり抜けた人は、自分の新しい面を見つけ、新し
- □ できごとから何かを学ぶ。
- い教訓を得る。
- □ 新しい未来に、自分の感情を向けていく。

以前の自分より今の自分が成長していることに気づく。 過去をバネに未 来にはばたいてみる。 (日本赤十字社「こころのケアの手引き」)

子ども達は精神的なショックを

生きがいなどのくらしの回復

け、不眠、食欲不振、嘔吐などさ達は大きな精神的ショックを受 まざまな症状を見せた。 たり自宅の倒壊を経験した子ども 73人(あしなが育英会調 った。死傷者を目の当たりにし 保護者を亡くした子ども

○子ども達のこころのケアに対処

心身の健康、

や腹痛、 数の相談が寄せられた。 これを案じ、 トに表現するため、 い反応を示した。多くの保 年齢が低いほど感情をスト 退行現象や落ち着きのな 電話 相 乳幼児は 談窓 \Box 護 に 者は 頭痛 i l は

など、 制は不十分であった。 工夫や技術的な要素が求められた年齢が上がるにつれ、対応には 年齢が上がるにつれ、 相談できる専門家が不足する 子ども達のこころの ケア体

学校長が一 ども達のこころのケアに当たった。 4 いまえて選任し ハやスクールカウンセラー このため、 民間 月からは、 般教員 震災直 遺児の生活基盤を確 被災地の た教育復興担当教 の中から適性を 後 配置さ の小中学校に仮の平成7年 (外部 子

> りこころ 家が整備された。 戸レインボー 0) 傷 を癒 せる ハウス 施 、や浜 設 とし

身近な大人が子ども達を安心さ

場

合、

安心の感覚

を

平常心を取り戻すことができる。 の心の揺れに対して、 身近な大人が一緒にいる、 でつらかった出来事を語り、 き信頼できる人に、自らのペース しようとする姿勢を感じることで、 員など身近な大人がきちんと理 的である。 何より重要である。 ままの感情を認めてもらうこと こころの傷の回復には、安心で て座る、 乳幼児の ですための初期の対応としては、

くっ

0

また児童生徒は、 抱き締めるなどが効果

自

分

家族や教職

解

家庭や学校によるケアが、 子ども達のこころの 傷を癒やす

震災により精神的なショックを受けた子ども達には、身近な大人や学校によるこころの ケアの必要性が認識された。被災地の小中学校では教育復興担当教員やスクールカウンセ ラーが配置されたほか、民間でもこころのケアに取り組む施設が整備された。近年は、 然災害だけでなく、命を脅かす事件・事故が多発しており、子ども達のこころのケアに社 会全体で対処できるよう、一層の取り組みが求められる。

)学校再開が日常性の回復へ 、の第

となる。 癒やされることが認識された。 る体験を重 がりのある仲間と感情をともにす .復の力が働いて自然にこころ 登校するという現実的 のこころを取り戻すきっかけ 日常性を支えていたつな ねることにより、 行 動 自己 が、

風 したケア体制を 学校、 などが連

ている。的なケア活動の必要性も認識され 合っていかなければならず、 0) 要性が社会的に理解された。 によるケアだけでなく、 する家族や教職員によるケアの必 スクールカウンセラー等の専門家 人生で何十年も震災体験と向き 子ども達のこころの 被災した子ども達は、その後 問題に 身近に接 長期 は ま n

くことが求められている。 る当事者になる危険性があるた 子どももこころのケアを必要とす 携したケア体制を一層強化 事件や事故が多発する今、 専門家などが連 してい どの

○学校の早期再開と教職員 ンセリング能力の向上を のカウ

あり

期再開が必要とされる。また、 さらなる強化が 職員には、 を過ごす学校の存在は非常に大き 層の向上 子ども達にとって、一日 災害などが発生した場合も早 カウンセリング能力の 求められている。 専門家との連携の の大半 教

戻したり、子ども達が自由 立することを通じて日 活動や相談をすることによ I常性· に語い ŋ ŋ

生活再建

(8)

危機管理

民間の取り組み

■神戸レインボーハウス

平成11年1月設立、神戸市東灘区



遺児の生活基盤を確立し、日常性を取り戻すことで、こころの傷を癒やす施設として、あしなが育英会が日本で初めて設置。おしゃべり部屋やごっご遊びの部屋などの整備に加え、専門的な研修を受けた地元の人たちなどがケアボランティアとして活動した。

平成18年2月には、東京都日野市にもレインボーハウスを建設した。

浜風の家

平成11年1月設立、芦屋市浜風町



浜風の家は、震災を機に多くの方々の寄付により建てられた児童厚生施設。子ども達にのびのびとした空間と自由な時間を提供し、遊びや学び、創作活動等を通じて、自らの発見と豊かな人間性の育成を目指す。

震災遺児や孤児、被災児のこころのケアハウスと児 童館としての役割を担っている。

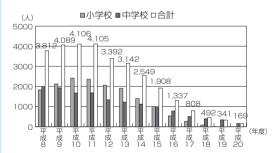
公立小・中学校での取り組み

教育復興担当教員の配置数の推移



※平成17年度から「阪神・淡路大震災に係る心のケア 担当教員 | として配置

震災により心の健康について教育的配慮を必要とする児童生徒数の推移



※平成8年度より毎年7月1日現在で県教委が調査

■教育復興担当教員の定着

震災後、定数とは別に特別に配置された教員で、スクールカウンセラーとともに、子ども達のこころのケアに大きな 役割を果たした。

平成11年9月に発生した台湾地震直後、文部省(現・文部科学省)の要請を受け、教育復興担当教員がこころのケアや防災教育の経験を伝えるべく、現地の日本人学校へ派遣されたことは、その取り組みが高く評価されたことの証しといえる。

16年の新潟県中越地震や19年の新潟県中越沖地震でも措置されるなど、震災後の措置として定着している。

けた取り組みが遅れた。 童生徒の安否確認や学校再開に向 ○児童生徒の一時的な転出が増加 らの指示も十分に受けられ)教職員は避難所運営に追 対応に追われた。このため、 ライフラインが途絶え、 学校現場の教職 派員は避! われれた 難者 ない 行 児 ま

震災によって転校を余儀なくさ 時的な転出者が日を追って増 転出先は全国にわたり、 どちらの学 問題に 精神的 スもあ 主生徒 制と 心身の健康、生きがいなどのくらしの回復 生活資金、

れた児童生徒は3万人を超え、

加した。

家族がバラバラになるケー

要録の記入、新年度の学級

学校では、年度末の評

価

指

、関連で、一

時的転出の児

童 編 Þ 負担は大きかった。

るなど、

被災者の経済的

.

日も早い学校再開が、 子ども達の日常を取り戻す

学校は本来、子ども達の教育活動のための施設である。しかし、地域 コミュニティの中核としての学校には、大規模災害における避難所とし の役割も求められており、子ども達と避難者、双方への対応が期待さ このため、行政、地域、 学校が一体となった防災体制や教職 れている。 への支援体制、子ども達の学びを保障する支援措置が求められる。

精

教訓をどう生かすか 立を 学校再開と避難者受け入れの

かる 所との共存を図りながら、 られる。 開に向けて努力する必要がある。 |所運営業務を担い、自主防災組-い時期から市町村防災部局が避 避難所となった学校では、 子ども達 学校は一 一日も早い再開が求めの日常を取り戻すため 学校再 避 8

住民も運営に協力できる

が重要

|要である。

また、

P T S D

(心的外傷後ス

)混乱から立ち直らせるよう語り

授業に引き込んでいくこと

災害直後の応急教育では、

震災

|後の応急教育が重

なった。

で評定を行うかなどが 在籍をどう扱うか、

> よう、 くことが望まれている。 体となった体制を整えて 平常 か いら行 地 域、 お 学

震災・学校支援チームの設置

12年4月に設置した。 援チーム 県において震災等の被害があっ 国からの支援に報いるため、 を知らない教員に防災教育のノウ ほ 外 地 教職員による組織「震災・学校支 場合に学校再開を支援するため ハウを伝授している。 のさまざまな被災地で活動した 震やスマトラ沖大地震など国 兵庫県では、 平常時には、 (EARTH)」を平成 震災時に受けた全 研修会で震災 新潟県中越 他 た 内 府 0)

子ども達の学びを保障する支援措 置が必要である。 被災者 子ども達の実態に応じた支援が 神的負担に柔軟に対応し、 0) 震災後の転居 や経 済

とも重要である。

ティア活動などで困難な状況を乗

越えていく大切さを学ばせるこ

をさせること、避難

新での

バボラン

めにも、

なるべく日常に近い生活

レス障

害)を引き起こさな

11

た

統一化など、 る必要がある。 的な事務手続きの効率化を検討す また、 就学に関する書類の書式、転校に伴う手続きの簡 転校に伴う手続 被災時に備えた全 玉 0)

110

(8)

危機管理

神戸・阪神地区公立学校の全校での授業再開日

県立学校 2月10日

市町立学校 2月24日

神戸市2月24日、西宮市2月20日、芦屋市2月22日、

尼崎市·宝塚市·伊丹市·川西市2月4日



廊下にまで机を並べて授業を行う

震災後20日目(平成7年2月6日)の学校再開状況

		全学校数	並	常		知	縮授	業等	変則	的授業	ŧ		休	校
		王子仪效	-	Th.	短	縮	2	部	他	校	合	計	111	1X
神戸市立	幼稚園	71		0		52	_			1		53		18
	小学校	173		0	1	110		1		2		113		60
	中学校	84		0		59		7		2		68		16
	高等学校	12		0		4	_			3		7		5
	盲·聾·養護学校	6		0		3	_		-	-		3		3
	計	346		0	2	228		8		8		244		102
阪神	幼稚園	96		64		20	_			1		21		11
	小学校	154		103		47		3		1		51		0
	中学校	71		49		20		2	-	-		22		0
	高等学校	11		5		4		1		1		6		0
	盲·聾·養護学校	5		3		1	_		-	-		1		1
	計	337		224		92		6		3		101		12
合計	幼稚園	167		64		72	_			2		74		29
	小学校	327		103	1	157		4		3		164		60
	中学校	155		49		79		9		2		90		16
	高等学校	23		5		8		1		4		13		5
	盲·聾·養護学校	11		3		4	_		-	_		4		4
	計	683		224	3	320		14		11		345		114
	(割合)	(100%)	(3	33%)	(47	7%)	(2	2%)		(2%)	(!	51%)	(1	16%)

1. 「短縮授業等変則的授業」欄の授業形態は次による。

なること、

|難になること等から、全校の休校期間を2週間以内ること、休校が2週間以上続くと授業時間の回復があこと、休校が2週間以上続くと授業時間の回復が新潟県では、学校の再開が地域を元気づけることに

とする目標を定めた。学校は、 困難になること等から、

児童生徒の安全や避難

- ・「短縮」…自校のみで授業再開し、短縮授業を実施。
- ・「2部」・・・自校で2部制の短縮授業を実施。

新

潟

で

0

取

ŋ

組

み

- ・「他校」・・「他校・他施設を借りて」又は「自校と他校で分散授業により(分校方式)」、短縮授業を実施。
- 2. 神戸市の「休校」中の学校はすべて何らかの教育活動を実施。
- 3. このほか県立高校について、3校が休校しており、7校で短縮授業、2校で2部制の短縮授業を実施。県立盲・聾・養護学校につ いても、3校で短縮授業、2校で分校方式による短縮授業を実施。 (兵庫県教育委員会『震災を生きて』平成8年1月)

□休校措置

兵庫の取り組み

学校の状況に応じ、休校措置がとら れた。再開は、分校方式や混合授業方 式、時差通学など、柔軟な対応のもとで | 避難者の多い学校への教職員の派遣 行われた。

□転校手続きの簡素化

に受け入れた。

(文部省(現・文部科学省)は弾力的な受 け入れを全国に要請したものの、都道 府県域を越えた受け入れには混乱が生 じた。)

■教職員の定数確保

震災直後の平成7年度の定数は、戻っ

て来るであろう児童生徒を加えて算出

特に支援の必要な学校に、他府県や 近隣の教職員を派遣した。

公立、私立を含め、可能な限り弾力的 □県立学校生徒への通学定期券の給付

(他校に設けた仮設校舎への通学者)

□その他の取り組み

- ・私立学校等への応急支援
- ・県立学校等の授業料の免除
- ・日本育英会奨学生への応急採用
- ·教科書等学用品の給付
- ・高等学校入学者選抜への対応

111

チーム(EARTH)」を派遣し、児童生徒のこころのチーム(EARTH)」を派遣し、児童生徒のこころので取り組んだ。 で取り組んだ。

ケアも含めて助言を行った。

)学校に多数の被災

なり、 校では、 で、 いまま、 してきた。 学校には被災した住民 避難者への 災直後の早朝 学校再開 教職員 公的 避難 な支援が届かない 対応が優先課題と 者を受け から、 が 多 被 入 れた学 数 災 避 地 難 中

卒業生 から 所 地 0) 運

る

中 難 導

 $\dot{4}$

月に発足させた。

○避難所運営に教職員が大きな 当番を選んだり、 避難者の中 は交代で学校に泊の見通しも立たな で避難 X

大きな役 導を 自主 自 若 (3) 生活資金、心身の健康、生きがいなどのくらしの回復

にあたった。

まり込み24時間

体

制

治組織のり

^糸組みによる避 ダーとして紹介し、

難所

内

0

の立ち上

げに向けて指

所

運

営に

割を果たした。 行うなど、 别

職員は、

経験やノウハウをもつ教職員による支援で、 早期の学 校再開を

学校が避難所となり、教職員は避難者への対応に追われた。24 時間体制で避難所運営にあたる学 校には、県内外のボランティアや教職員が応援に駆けつけた。県教委は、震災で受けた支援に報いる ため、国内外で震災等の災害が発生した場合に、学校再開を支援するための教職員による組織「震災・ 学校支援チーム(EARTH)」を発足させた。緊急時には被災地での学校再開への支援、平常時に は防災教育の核として研修会での講師など、兵庫の防災教育の全国への発信と継承が期待されている。

災・ ち上 で活 学校支援チーム げ 躍 · L た教職 運営 0) 1の発足 指 員 は、 導、

派熟か今遺産し後 セス指 まざまな 急 する子ども達 教育 した効果 所 ī 0 0 難 た教 等学校 災 **立** 新 づくりが提起され ノ **秋職員** 的 こころ ゥ な救 再 ハ この の 0 開 ウを持っ 、援を行えるよう、 チー 対処の仕 0 13 つい ノウハウを生 ケアを必 ムの ての ている。 方等さ 創 プロス、応 設と 要と

が必要である。 教職員へのノウハ ウの伝承が必要

ない たすためには、 る 災 ウハ 八害時 な学び 避 しい世 ウを伝承 の所 の学校としての を確保する必要がある。 実施 運 代の教職員 送営に関 など、 震災を経 できるよう、 す Ź にも震災時 八職員 知識を学 験してい 役割を果 0) 絩 防

校支援チーム 〒心となって学校豆舞所運営に携わった 蒷 対 報 員 ゃ 応 震災 す 時 0) 組織とし Ź 玉 八時に被 ため、 E A R T 万 受けた全 外で発 た教 て 再 災 防 開 地 災 玉 Ĥ 所を支援 一した大地 震災 職 0 教 か 戦員など 5 育 を . 推 0) 12 す 進 支

一後の学校 への支 が

取り組みだけでたいまでであり組みだけでたり組みだけでたった。 災部! 緊急時の学校現場で生 0) を中心に、 る緊急時 の業務に追わ ため、 被災直 安否確認など学校再開に向け 調との対 0 後の学校では、 震災の経験とノウハウを 対応が課題となる。 れ、 平常時とは異 避 ・アや市 避 か す 難 難者 児童 仕 所 対応 組 特 町 生 な Z 有 防 た 徒

のノウ つ教員

教職! 専門 兵 育推進 員の養成に着手。 知識や実践的対応能力を備 防災や避難所運営などに関 庫県では、 導 員養成講座を開 成 10 年度か 35, えた する 設防

の整備充実を進めている。 防災組織等と連携した学校防災 研修会の企画、市町防災部局 災教育担当者を対象とする防災教育 教育専門推進員を配 また、 県下の各教育事務所に 置。各学校 や自 0) 防 防 主 災 制

)EARTHの取り組みが定着

り、 制 図るなど、 教育の研修会に講師として派遣 とともに、 アなど学校の復興支援活動にあ の被災地で避難所運営やこころの で学校と地域、 の中核を担っている。 EARTHは、災害時には国 総合防災訓練や研修会への参加 学校の 平常時には県内外の 関係機関との連 防災教 育 防 災体 した 防災 たる 内 を ケ

持・向-い寄時 プを図り、 また、 県内での 上を図るため、 修会を実施するとともに、 E A R T H 組織とし /応援 員の ての 体制を整備 年に スキ 機 2回 動性 ル の維 ア 0) 災訓 ッ

震 平 へ成 の 11 教 年 職 0 員 卜 0) ル 派 コ や台 遣 を機 湾 運 で ع 0 大

地

(3)

(5)

(7)

震災・学校支援チーム(EARTH)とは

E mergency A nd

震災時の国内外からの支援に応え、被災地の学校教育 再開を支援するため、専門知識と実践的対応能力を備え 人教職員で構成するチーム。平成12年4月発足。

R escue

Team by school staff in H yogo

運営委員会

- ・派遣員の選出 ・組織の編成
- ・訓練・研修内容の検討

事務局

・運営委員会の準備 ・訓練・研修の実施 ・派遣に伴う連絡調整



Ε 学校内に開設された 避難所の運営支援

Α R

Т Н

学校給食班 学校給食の早期再開と避

難所内の食生活の支援

避難所運営班

学校教育班

学校教育の早期再開 に向けての支援

研究·企画班

研修メニューの企画 訓練などのモデル立案

心のケア班

児童生徒·保護者·教職員 の安全・安心への支援

【災害時】

- ・学校教育応急対策と早期再開
- ・児童生徒のこころのケア
- ・学校における避難所運営支援

【平常時】

- ・各種研修活動などへの指導助言
- ・各学校での兵庫の防災教育の推進
- ・各地域の地域防災体制への協力

主な活動



◆スマトラ沖地震津波派遣





◆新潟県中越沖地震派遣調査



◆訓練・研修会(リラクゼーション演習)

■主な派遣・調査活動

平成12年4月 北海道有珠山噴火

(派遣)

10月 鳥取県西部地震

(派遣)

平成15年7月 宮城県北部地震 (調査)

平成16年10月 台風第23号災

(派遣)

害(豊岡市)

新潟県中越地震

(調査・派遣)

平成17年5月~スマトラ沖地

震津波

(派遣)

平成19年7月 新潟県中越沖地震

(調査)

失につながった つながりの喪失が生きが Ü の

転々とする度にコミュニティと 活 住宅や災害復興公営住宅での を余儀なくされ 住み慣れた地域を離 た被災者 れ、 応急! 生 仮

に陥る被災者もいた。 求める気力も失った被災 つながりを失った。 人とのつながりや居 閉じこもりやアルコー 他者とのかかわりを積極的 場 **八者もあ** 所 ル 依 を 存

生活資金、心身の健康、生きがいなどのくらしの回復 (3)

きがいづ 牛

づくり、

生きがいしごとなど

するため、

学習や技能取得、

仲間 の

○高齢者の生きがいづくりを支

. 齢者の生きがいづくりを支援

を提供するため、

さまざまな事

が実施された。

とりわけ、

平成8年

度

から

実施

された、

知識等の習得の場を提供

う「フェニックスリレー

マー

・ケッ

子ども達に被災体験や

を高める「高

者語り部 地域との

普

多く

の遊びを伝え、

ふれあ

被災者の自立に任

行

政や住民、

0) 下 物づくりや展示・販売などの共同

つなげる「いきいき仕

事塾」、

生きがいづくり・

仲間

ごづくり

作業を通じて仲間づくりなどを行

自らの役割を見いだすことが、生きがいにつな がる

家族や友人を亡くす、住まいを失って慣れ親しんだコミュニティを離れる。被災者の 中には、さまざまなつながりを失い、生きる意味や意欲さえ見失う者もあった。 の傷を癒やすことは容易ではないが、しごとやボランティア活動などで新たな人とのつ ながりを生み出し、くらしに生きがいを見つけられるよう、「いきいき仕事塾」などのきっ かけづくりの支援が行われた。

つながる。 役割を見出すことが、 有効であった。 しごとやボランティア活動などが きっかけづくりの支援が必 他人とのつながりの中で自ら そのきっかけとして、 生きがいに 0

くりの きっか 生きが W Þ 仲 間 づ 13

遠隔の仮設住宅からも参加しやす 講座への助成等を行った。 齢者等を対象に自主的に実施する 文化祭の開催や復興公営住宅の高 主活動を支援するため、交流会 いように受講手当てを支給したほ 的に社会参加を促すため、 いきいき仕事塾」では、 講座 修了後の仲間づくりや自 当初 積 は 極

ニティで自治会などの活動に参加 することで、 つながりを求めてコミュニテ で活動する人も 市民活動の高まり 近所の人たちとのつながり 生きがいを取り戻した被災 自らの役割を見つ Ó 中 コミ ユ 1

るなど、 りを支援することが必要である。 教訓をどう生かすか づくりの、場 生きがいのきっかけづく ルやが機 会、を提供

などによって展開されている。 きがいづくりの視点を取り入れた 支援活動がボランティアやNP 生きがいづくりを支援する仕組 仮設住宅近隣 きっかけづくりの支援が定差 震災以降の被災地 特産品の製作 での花壇や農園 で į, ・販売 生 0 づ

とやボランティア活動を紹介した 地域の商店街や中小企業でのしご ポートセンター」を全県で展開。 供してきた「生きがいしごとサ ランティア活動を行っている。 塾」の修了者で、「いきいきネッ ビジネスなどのしごとの機会を提 づくりを応援する「 また、被災地でコミュニティ 被災地では、 知識 いきいき仕 0) 習得 各地域でボ や仲 事 間

みが進展

仲間づくり、 ボランティア せるだけでは 生きが が トワーク」を結成し、 パソコン講 生きがい づくりの支援に取 座を開催するな

す

生活再建

(5)

(9)

復興制度

(8)

00000

兵庫の取り組み

00000

■いきいき仕事塾

被災高齢者向けに知識の習得、仲間づくりの場を提供し、生きがいづくりの「きっかけ」とするため、健康・ 園芸・手芸・牛きがい発掘の4コースの講座を開設。



■フェニックスリレーマーケット事業

フリーマーケットの開設を通じ、被災者に出店を呼びかけ、物づくりや展示・販売などの共同作業を通じて、新しい仲間づくりなどの生きがいづくりを支援。被災地各地で83回(平成8~11年度) 開催、1,500グループが出店。

■いきいきネットワーク

いきいき仕事塾で学んだことを地域社会の場で生かしてもらうため、塾を修了した者で構成されるボランティアグループで、各地域で自主的なボランティア活動を行う。継続的なふれあいの場を提供。



ひょうご安全の日のつどいで毎年炊き出しを行っている

■高齢者語り部・昔のあそび伝承事業

被災高齢者が地域の小学校や子ども会、保育所等を訪問し、被災体験や昔の遊びを教えることで、子ども達や被災地のふれあいを高めるなどの生きがい支援を行った。延べ403回で約2,600人の高齢者が約26,000人の子ども達に竹とんぼ、紙飛行機の作り方、お手玉、あやとりなどの遊び方、昔のまちや家庭の様子を語り伝えた。

NPO等による生きがいづくり事業例

新

潟

で

0)

取

ŋ

組

み

被災地では、ボランティア団体やNPOなどが、仮設住宅のふれあいセンターや災害復興公営住宅のコミュニティプラザを拠点として活動。民生・児童委員・LSA(生活援助員)・SCS(高齢世帯生活援助員)などとも協力して、ふれあい喫茶など被災高齢者の生きがいづくりの支援に取り組んでいる。

■まけないぞう



■伊川谷工房



震災の影響で職を失った被災者を支援するために、「ぞうさん」をかたどった手ふきタオルを作って販売。被災地NGO恊働センターが被災地の生きがいづくり・しごとづくりとして平成9年から実施。新潟県旧山古志村や能登半島地震被災地にも伝わり絆が広がっている。

(写真提供:被災地NGO恊働センター)

被災直後から西神第7仮設住宅をはじめ高齢者や障害者の支援に取り組んできた阪神・高齢者障害者支援ネットワークが運営。工房では、高齢者や障害者にデイサービスや喫茶などの活動を実施。平日の10~15時まで、裁縫や歌をうたったり、昼食を出すなどの活動に取り組み、生きがいをもって暮らせる地域コミュニティづくりに努めている。

とって、生きがいづくりにつながった。

設住宅近くでは、「生きが

い農園」が整備

旧山古志村の村民が集団移転した仮

れた。畑仕事が日課であ

った村民

多くの文化施設に被害

術館などの文化施設

なっ 場を失った芸術文化団体、 に打撃を受けた芸術家も多かった。 中止や生徒数の減少などで経済的 甚大な被害を受け、 ○被災地の芸術家が自ら芸術文化 た。また、練習場所や発表の 本来の目 的に使用できなく 避難 の多く 所となっ 公演の

の復興に取り組んだ

文化 家は、音 の売り上げによる基金神戸」は、チャリティ 復興基金)で、 の中核となった「アート・エイド・ の催しを行った。 音楽・演劇・文学などの芸術 「災地で活動を続けてきた美 被災者を勇気づけるため、 被災地の芸術家へ 震災直後そ ー活動など (神戸文化

術文化

芸能人も被災者を激励

、支援を行った。

した。 き出し コンサート、 さまざまな分野の芸術家や団体が 震災直後から、 などを行 家などの芸能人をはじめ、 救援物資の提 1, 被災地では歌手 被災者を 供、 激 炊

致 田田 政活動に取り組み、田区では、「男はつ の ロ ケが 菅原市場で実 つ 渥 5 匠美清さ V ょ

人 々は 明るさを取り戻した。

楽祭、 ボランティ が生ま 「県で 西

芸術文化とのふれあいが、被災者の心を癒やし 勇気づける 震災直後の打ちひしがれた被災者は、

(3) 生活資金、心身の健康、生きがいなどのくらしの回復

芸術文化とのふれあいを通して 勇気づけられた。また、被災地で活動する芸術家は、その活動を通して、 芸術文化の価値を世に示し、チャリティー活動を通して得た資金で、 災地の芸術文化の振興に取り組んだ。芸術文化は社会に不可欠な公共財 であることが、被災地が再生する復興過程において明確になった。

らも、 化は社会に不可欠な公共財である 者の心の復興を目指 行政や企業・NPOなども、 し、被災者の心を癒やした。 芸術家は、 芸術文化は社会に不可欠な公共財 自らの存在意義を見失うこ 芸術文化の価値を世に示 興に取り組 災地 震災に翻弄されなが 復興過程に んだ。 し、芸術文化 芸術文 また、 被災

を拠り所にした企業による取り組 造会社の取り組みなど、 業など多彩な文化事業も展開 や芸術文化センターソフト える新たなセクターとして活動す 野工房のまち、 補助事業を実施。 一害を受けた芸術家を支援 民間では、 復興基金で被災地 宮の は、 アなどが芸術文化を支 神戸ルミナリエや北 酒蔵通りにおける アートNPO、 六甲・摩耶山の音 災 県民 で 活 芸術文化 地域文化 公芸術劇 - 先行 するた 基 じた。 文化 酒 事 場 に

て明

教訓をどう生かすか 確になった。

化振興活動を展開している。 拠点施設として、 なって芸術文化を創造・発信する ター(17年)では、県民と一体と 振興ビジョン」を平成 ごべ」の くらしに息づき、人や地 に続き開館した県立芸術文化セン て、県立美術館 「芸術の館」 (14年) 定。「文化復興のシンボル にする「芸術文化 兵 芸術文化が息づく社会の実 実現に向けて、「芸術文化 芸術文化 積極的な芸術文 立 県 16 地域を元気 にが県民 年に策 ひょう ことし 気 0

芸術文化活動の定着

援ライブや詩の朗読会などの中に 着しているものもある。 震災を機に始まった震災復興支 震災を語り継ぐ機会として定

楽団も、 対象とした「わくわくオー だけでなく、 求とともに、 な活動を通じて質の高 行う「アウトリー 教室」の開催や小編成で出 また、 ホールでの定期的 芸術文化センター 県内の全中学1年生を 音楽文化 -チ活 動 い芸術性の追 の普及・ など多彩 前演 -専属管理 ケストラ な演奏会 奏を 弦

に取り組んでい

(5)

生活再建

(8)

震災後に被災地で展開された芸術文化活動の事例

県立ピッコロ劇団による被 災地激励活動

震災の前年に設立された同劇 団は、平成7年2月以降各地の 避難所で66公演を実施。延べ 16,000人を動員した。

アート・エイド・神戸による 芸術文化活動支援

震災前から文化活動の支援を 行っていた島田誠氏が、平成7 年3月に基金を設立し、芸術家 への緊急支援やチャリティ展 等を実施。

日本テレマン協会による 心のコンサート 慰問コンサート

バロック音楽を演奏する同協 会は、震災直後から8月にかけ て、被災地のコミュニティヤン ター等へ「出前」演奏を行った。

歌手の五木ひろし氏が、平成フ 年5月に開催。震災の跡が生々 しい長田区で、仮設舞台、ビ ニールシートの客席でのコン サートであった。震災10周年 にも開催。

神戸ルミナリエ

震災の犠牲者への鎮魂と都市 の復興・再生への夢と希望を託 した光のイベントとして、平成 7年12月から毎年開催。多く の人が訪れている。

1.17 KOBE MEETING 神戸出身の歌手・平松愛理氏

が、「震災を風化させないよう、 歌を通して思いや経験を伝え たい|と平成9年1月から震災 復興支援ライブを開催。収益金 は、レインボーハウスに寄付し ている。

ひょうご寄席

「健全な笑いによる被災者の心 のケアを」という桂三枝氏の提 案で平成9年度から実施。落語 や漫才など大衆芸能を楽しみ ながら生活や心にゆとりを生 むことを目指した。

1000人のチェロコンサート

アマチュアチェリストの呼び かけで、国内外の演奏家が神戸 に集まり平成10年1月に開 催。NPO法人を設立し継続的 な活動を展開している。

ニューイヤーコンサート

作曲家・三枝成彰氏の協力を得 て、被災者を無料招待する追悼 コンサートとして毎年(平成 10~17年)開催。阪神·淡路大 震災復興支援10年委員会(代 表:安藤忠雄氏)主催。10周年 は指揮大友直人氏で開催した。

1.17メモリアルコンサート -詩の朗読と音楽の夕べ

市民有志による実行委員会が 平成11年から開催。開催当初 から、女優の竹下景子氏が出演 し、震災にちなむ公募の詩を朗 読。

オペラ Jrバタフライ

阪神·淡路大震災10周年記念 事業の一環として神戸で公演。 復興への支援に対する感謝の 気持ちと復興の成果を広く内 外にPRした。作曲三枝成彰 氏、指揮大友直人氏、キャスト 佐野成宏氏。

CD販売による義援金

歌手の高石ともや氏は、被災者 から送られてきた手紙に曲を つけCD販売し、収益金を義援 金にあてた。また、ひょうご安 全の日のつどい~交流ステ ジ~に毎年ボランティアで参 加している。

文化復興のシンボル施設の整備

■兵庫県立芸術文化センター(西宮市)

■兵庫県立美術館「芸術の館」(HAT神戸)





長田オペラ「魔法の靴」

長田文化協議会(水澤節子会 長)が「音楽の街・長田|プロ ジェクトとして制作。音楽家、 長田区役所、カワノ(株)(地元 靴メーカー)、神戸芸術工科大 学等の協力を得て、平成16年 11月に長田で19年1月には 県立芸術文化センターで上演。

1

兵庫の取り組み

□被災地における芸術文化活動支援

被災地では、復興基金による芸術文化 活動支援をはじめ、アート・エイド・神 戸、KOBE HYOGO 2005などの 民間によるさまざまな芸術文化活動の 支援が展開された。

○被災地芸術文化活動事業助成(復興基金) (対象)被災地内に活動拠点を有し、 芸

術・文化活動を継続的に行ってい る団体・個人

(分野)音楽、演劇、舞踊等の舞台芸術の 公演、美術作品の展示、文芸作品 (小説、詩、短歌、俳句、川柳等) 出 版等

(補助額) 会場使用料・印刷費等直接必要 経費の1/2以内

限度額 50万円以内

(年度)平成8~16年度

(実績)1801件 3億8421万円

□兵庫芸術文化センター管弦楽団

芸術文化センター専属管弦楽団とし て全国・世界から公募した優れた若手プ 口演奏家を中心に構成されるフレッ シュでインターナショナルな楽団を平 成17年に設置し、運営している。

(芸術監督) 佐渡 裕

(コンサートマスター) 3人

(コアメンバー) 常勤奏者。35歳以下の 若手演奏家48人

(アソシエイト・プレーヤー) 登録奏者。 演奏会や曲目に応じて選抜

)ボランティアアー 新潟県文化振興財団が、新潟県災害救援ボランティ の協力を得て、 新 潟 で ティスト派遣事業 0 、被災地で慰問コンサートを実施する 取 ŋ 組 み

7

セ

ストを募集

・派遣した

財

が害は、 場し無事に開催された。 とした球児のプレーが被災者に元 声 **)多彩なスポーツが被災者を勇気づ** が多く、兵庫県からは3 が大きく、 災災直 被災地からも開催を希 甲子園球場がある西宮 後 0) 開 春 催が危ぶ 0 選 技高 はつらつ ま 校が出 校 望する 市 n \dot{O} た

0) 年は日本一)を成し遂げ、 に平成7年、8年とリーグ連覇(8 んばろうKOBE」をスロー 心をつなげた。 プロ野球では、オリックスが「 ・ガン 地 が

が 退して苦しい 後 にJリーグ昇格を果たした。 の影響からメインスポンサー 0 ヴィ 被災地の熱い思いを胸に9 ッセル神戸 習初日に震災に遭遇。 スタートを切 は、 クラ ブ · が 撤 震災 つ 結

国体の開 感謝した 催で全国からの支援に

とか ら寄 兵 招致しようという機運が高まっ の心 庫 せられた温 0 災から新 の、平成18年の18年 県では、 姿を全国 しく かい に披露し、 知事が震災8カ月 . の 0 生 玉 機会であ 支援に対し感 一まれ変 [体を兵 各 わ (庫に るこ 地かた

(3) 生活資金、心身の健康、生きがいなどのくらしの回復

気を与えた。

スポーツとのふれあいが、被災者を励まし元気づ ける

震災直後の混乱の中で開催された春の選抜高校野球での兵庫勢の活躍や、「がんばろうKO BE」を掲げたプロ野球・オリックスのリーグ制覇など、スポーツは被災者を励まし、 づけた。また、復興した兵庫の姿を全国に発信し、各地から寄せられた温かい支援に対する 感謝を表すため、平成 18 年に国民体育大会を誘致することとし、被災地の復興とともにその 準備を進めた。スポーツを通した地域づくりや人づくりが、被災地復興の大きな力となった。

スポーツとのふれあい に元気をもたらした が被災地

うことを通して、 さまざまな形でスポーツにふれ 勇気づけられた。 被災

のじぎく兵庫 ょう 年9 なるス づくりに生かすことが重要である。 元気な地 タ IJ ポ 1 域] づくり、 ツ 0 と発 振興 たくましい で、 展 公させ、 活 一力ある さら

から開催された「

ら」をスローガンに、

18 S

ŋ

か

をあげた。 いと交流の場として、 会は、 全日本女子ハーフマラソン大会 | 絆」を大切にした新たな出会 震災から学んだ「人と人 直 一後の 「のじぎく兵庫大 大きな成 果

教訓をどう生かすか

成と子ども達

の健

、庫県では、

コミュニティの

形

小学校区に住

民 度

の自主運営による

平

-成12年

か

☆ら県内、 !全育成を目

すべて

0 L との

女子ハー みを疾走する大会となった。大会 て盛り込まれ、 などの市 きな被害を受けた兵庫 には復興 て平 様子は、 信され -成13年に始まった神戸 は神・淡路大震災復 10 街地が新たにコースとし フマラソン大会は、 テレビの生放送で全 年記念として開催。 復興 への進 区 興記念とし • むまちな 全日 長田 16 年 X 大 本

も大きな役割が期待されている。

国体にも生かされており、

今後と

人づくりがその後ののじぎく兵庫

スポーツを通じた地域づくりや

に着手し、その運営を支援している。 総合型地域スポーツクラブの設立

県民のスポーツ参加を促進 のじぎく兵庫国体等の成 興本部を設置。 知事を本部長とするスポー さらなるスポーツ振 20年4月には 平成 | 果を今 19年4

興を図っていくため、 後につなげ、 ツに取り 1 ツ振興 県民 組みやす (行動 る プロ V 61 とり 環境整備 グラム」 ゙がス

する・みる・ささえる」 した県民 と、 あ ポー を策定 スポ 'n

において、保議会が、 体 :の準備 おいても復興事業ととも 会が全会一 なを表明 が 進められ 致 で決 議。 一年3月に 被災 地 は

玉

玉

「体を一過性のイ

ベント 民

iz

らせることなく、

県

運

動

や

ボ 終

ラ わ

(8)

神戸全日本女子ハーフマラソン大会の開催

多くのボランティアにより、全国からのランナーを感謝とおもてなしで歓迎する機会として開催している。



■のじぎく兵庫国体

「"ありがとう"心から・ひょうごから」をスローガンに、「震災復興支援への感謝を表す国体」「県民総参加の国体」「簡素な中にも活発で充実した新しい国体」をキーワードとする兵庫らしさを表現した新しい国体として開催された。



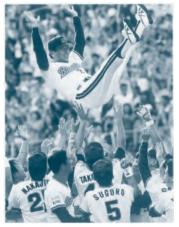
■感謝・交流の場づくり事業

震災時に寄せられた支援に感謝するため、全国から訪れる選手達を震災関連施設などへ招待し、創造的復興を成し遂げようとする兵庫の姿をアピールした。

事業名	実施場所	内 容			
のじぎく兵庫国	県立芸術	「兵庫芸術文化センター管弦楽団」に			
体・のじぎく兵	文化セン	よる記念コンサート			
庫大会開催記念	ター				
コンサート					
震災関連施設の	人と防災	地震破壊を大型映像装置で体験でき			
見学誘導	未来セン	る「1.17シアター」をはじめ、実物資料			
	ター	や詳細データの展示等の実施			
	県立美術	特別展「アルベルト・ジャコメッテイ			
	館	展」等の実施			
	三木総合	施設展示物見学、起震車、煙避難体験			
	防災公園	等を含んだ体験学習の実施			
震災復興のあゆ	神戸総合	震災からの復興のあゆみや被災地か			
み展	運動公園	らのメッセージ、住宅再建共済制度な			
		どについてのパネル展示、映像上映			

■オリックスのパリーグ制覇

「がんばろうKOBE」のワッペンを袖につけ、奇跡の 快進撃により、リーグ優勝を成し遂げた。



(神戸新聞社提供)

兵庫の取り組み

□「スポーツクラブ21ひょうご**」**

兵庫県では、法人県民税の超過課税を財源に、平成12年度から、地域住民による自主的な運営でスポーツを楽しむスポーツクラブの設立を県内全小学校区で展開し、その運営を支援してきた。

全国でも例を見ない小学校区という身近な単位で「多世代、多種目」型でのスポーツ活動を通じ、世代を超えた人々が集うことにより、子ども達を育てる仕掛けとなり、地域のコミュニティづくりにもつながっている。

□「兵庫県スポーツ振興行動プログラム」

「のじぎく兵庫国体」「のじぎく兵庫大会」の 開催を契機として高まった県民のスポーツ への関心や全国トップレベルにある競技力 の継承・発展を図り、県民一人ひとりが「いつ でも、どこでも、気軽に」スポーツに参加でき る環境整備を推進するため、平成20年2月に 「兵庫県スポーツ振興行動プログラム」を策 定。

生涯スポーツ、競技スポーツ、障害者スポーツの振興を柱として、子どもの体力向上や成人のスポーツ実施率などの具体的な数値目標や施策を示し、スポーツ振興を図っている。

こなどの動物も被災した。 人と同じく動物も被災し 震災では約9300頭の犬やね

た。 に動物を預けたり、動物の飼養を 負傷するなど多くの被害 倒壊などで飼い主とはぐれたり、 また、被災者の 中には一時的 戸を受け

断念せざるを得ない人も ○動物救援本部を神戸・東京に設置 いた。

指導した。これを受け、 獣医師会などに対応に当たるよう に当たった。海外からの要望を受 体で兵庫県南部地震動物救援本部 けた国の要請もあり、 した動物の治療や放浪動物の保護 全半壊となった病院の中で、 被災直後は、被災した獣医 兵庫県は、 関係3団 負傷 師が

援本部を支援した。 援金の募集を行うなど被災地 東京本部を設立 全国的 Ļ な動物愛護 、救援物資や義動物愛護団体は の救

を設立した。

救護センターを設置し被災動物

物救 全 田 **抜金により運営された** 生国から寄せられた数 E などの全国 動物救護センター 援 本部 せられた救援 は、 のボランティ 神 戸 を設置 北 獣医 物資 区

被 11 飼 ア

新 力

たな飼

W

主

探 物 L

を実施。 の治

療

の協 養 •

を得

7 被災動

新

たな飼い主の元

へ引き取られ

は

災動 月末の

物

頭が 頭

0

生活資金、心身の健康、生きがいなどのくらしの回復

被災動物の救護

被災動物の早期救護が、 被災者の生きる支えと もなる

震災では約9,300頭の犬やねこなどの動物も被災し、獣医師が被災動物の保護・治療 に献身的な取り組みを行った。被災直後から獣医師らによる救援本部が設置され、 的な支援の下、動物救護センターの設置・運営を行い、 飼い主に引き取られていった。その後の災害でも、この仕組みが動物救護の形として定 着している。

ハウを継 行った。 専門的な救護活動 承していくことが大切で

被災動物にもケアが必要

うな取り組み

が

必

要であ

ま

0)

所で動物と共に生活

多かった。 ケア活動が必要である。 食欲不振などの症状が出るものが 変化による強いストレスで下痢や 物でも、 物救護センターに保護され 被災動物へも何ら 被災直後の 急激な環 か 0 境 た

○獣医師会などによる救護活動が

あった。 に飼養する体制が整わず、 会などによる救護活動が効果 被災者への対応 行政では、被災動物を長期 が求め 獣医 5 れ 的 師 的 る で

○専門的なノウハウの継承が大切

指導 活動の経験が豊かな獣医師が ハウを生かして、 あたっては、 動物救護センターの立ち上げに を行うなど効果的な運 海外で被災動物救護 ボランティアの 動のノウ |営を ~ノウ

いる。 置に向けた取り組みが求められ ○災害時拠点機能を持たせた全 的 に飼 動物救護センターの設 養できない状況

7

初の動物愛護センターを開設

市)を県内4カ所に整備した。び支所(たつの市・三木市・浴 た動物愛護センター(尼崎市)及 啓発や災害時の拠点機能を持たせ 処置・治療のみでなく、 兵 平成10年以 庫県では、 降、 震災の経験を踏ま 動物の保護 動物愛護 淡路 P

○災害時における被災動物の救 が進む

かで、 等が動物救援本部を設置し、 を展開してきており、 越地震などでも、 震災以後、 ノウハウが継承されている。 救護活動 有 マニュアルも整備 珠 Ш 動 噴 これ 物 火、 愛護団 らのな 活動 潟 体県

中

教訓をどう生かすか 被災動物に対する支援への取り

生きる支えである。 被災者にとって、 餇 養する動 そのため

120

できるよ ŋ

(8)

阪神・淡路大震災における被災動物数の推計

保健所名	世帯数	全半壊戸数	全半壊 世帯率	犬·ねこの飼養頭数(C)		被災動物 (B/A	
	(A)	(B)	B/A	犬	ねこ	犬	ねこ
西宮	162,246	1,253	0.007	10,043	14,603	70	103
芦屋	33,463	723	0.021	2,728	3,012	58	64
伊丹	65,960	396	0.006	4,234	5,913	26	36
宝塚	71,558	5,057	0.071	5,610	6,411	360	458
川西	46,695	1,389	0.030	5,694	4,203	171	127
洲本	15,069	648	0.043	2,048	1,315	88	57
津名	20,482	7,071	0.345	2,452	1,563	826	540
三原	16,410	561	0.034	3,029	1,476	107	50
尼崎	192,340	512	0.003	8,679	17,311	27	52
神戸	569,206	41,330	0.076	35,637	51,229	2,602	3,540
合計	1,193,159	58,940	0.049	80,154	107,036	4,335	5,027

[※]犬の登録数については、平成6年11月末の登録数

⇒<u>合計 約9,300頭</u>

兵庫県南部地震動物救援本部

設 置:平成7年1月21日

構成:(社)兵庫県獣医師会、(社)神戸市獣医師会

(社)日本動物福祉協会阪神支部

事務局:県獣医師会(県立産業会館内)

事業内容:・被災者が飼養している動物への餌の配布

- ・負傷している動物の収容・治療・保護
- ・飼養困難な動物の一時保護
- ・放浪動物の保護
- ・所有者探し及び情報提供
- ・その他動物に関わる相談

動物救護センター等の運営

(人·頭)

		区分	神戸動物救護センター	三田動物救護センター	
開設	渊	間	平成7年1月26日	平成7年2月13日	
			~5月31日	~11月30日	
所在	E地		神戸市北区山田町	三田市山田	
獣医	師等	等 (延)	4, 9 1 2	792	
ボラ	ボランティア (延)		10,283	5,660	
収容	収容数		1,087	460	
	受け	け入れ	790	250	
犬	対	譲渡	619	1 2 2	
	応	飼い主	171	128	
受け入れ		け入れ	297	210	
		譲渡	254	107	
る一対応	飼い主	4 3	103		

救援物資・義援金の受け入れ状況

その他食料品、電気器具、文房具など

○救援物資

ペットフード 107,692kg(1,000頭だと200日分(500g・日))

ペット用品ペットシーツ、保護用ゲージ、首輪、猫砂など

医薬品ガーゼ、注射器、輸液セット、消毒液など

○義援金 約2億65百万円

(兵庫県南部地震動物救援本部「大地震の被災動物を救うために」平成8年12月)

兵庫県動物愛護センターにおける災害時機能の確保

災害時機能

- ・動物救護センターの敷地確保
- ・被災動物の治療(獣医師会が実施)
- ・被災動物の飼養管理
- (ボランティア団体が実施)

動物愛護センター及び支所の概要

_	20102012 - 1 171 - 1712						
	区分	センター	龍野支所	三木支所	淡路支所		
	開所年月	平成10年	平成17年	平成19年	平成19年		
	用別平月	4月	8月	4月	10月		
	敷地面積	11,500㎡	1,151 m²	19,899m²	10,298m²		
	施設面積	1,991 m ²	310m²	907m²	703m²		
①動物の保管、②処置・治療、③研究、④講習、							
	機能	物とのふれあい、⑥しつけ指導、⑦県民活動拠点、⑧					
		災害時機能					

[※]ねこの飼養数については、総理府の飼養調査に基づき推計(世帯数×0.09 平成2年5月)

復興フォローアップ委員会からのメッセージ

(金、心身の健康、生きがいなどのくらしの回復

制度、 くらしの回 被災者の自立と被災地の元気を「引き出す」支援がなければ、 法整備が必要である。 復は進まない。 被災者のくらし全体を見据えた支援

をボランティア、専門家集団によったボランティア、専門家集団によった。 とび明らかとなる一方、民間団体 は「共生する支援」 だけではなく、 災害被災地でも、ボランティアや 支援の文化」が芽生え、その後の 者支援活動が展開された。「災害 ワーメントを図る「寄り添う支 た 支援活動が当然の光景となった。 さまざまな民間団体・企業による る広域的・長期的・多面的な被災 「入れる支援」「与える支援」 義援金や人的資源の提供といっ や「引き出す支援」、さらに 被災者のエンパ の大切さが確

織

はあり得ない。 な支援がなければ、 く、被災者を中心に据え、被災者 の元気や自立を引き出すきめ細か 支援する側の事情や理屈では 被災地の復興 な

被災者のくらし全体を見据 えた支援制度、 、法整備 が必要

として被災者は多大なストレスを 据えた総合的な視点に欠け、 ものの、被災者のくらし全体を見 料免除など多様な支援策があった 金の配分、税の減免、学校の授業 弔慰金の支給、資金の貸付、 生活再建のための支援金の支給、 の縦割り」の弊害がみられた。 震災では、 行政の支援策に、 義援

> 抱えることになっ また、生活再建を支援する施策

順次、 乱する被災者が多かった。特に、 の、この「属地主義」の弊害はそ がさみだれ的に示されたため、 0) 者を対象に含めない例もあった。 県外に避難した被災者には情報が 届かず、 後の災害でもみられる。 制度の改善が図られたもの 制度自体が県外居住被災

は難しい。 者のくらし全体を見据えた支援 ぎとなっている現状では、「被災 う問題がある。震災を機に、 災者支援に関する法制度がつぎは 害救助法や災害弔慰金法など、 定され、その後改正されたが 年に被災者生活再建支援法が制 法制度が確立されていないとい こうした背景には、被災者支援 平成

> えたといえる。 とが、被災者の生活再建に大きな なっても生きがいをもって働くこ また、「生きがいしごと」という 新たな支援の仕組みが示され、そ 宅でのLSA (生活援助員) など、 ター、遺児への支援、学校への教 あいセンター、 建に必要な取り組みや理念が芽生 言葉に代表されるように、高齢に 育復興担当教員、災害復興公営住 力となることが示された。生活再 の後の災害に受け継がれている。 震災では、 応急仮設 、こころのケアセン 住宅のふれ

められている。 災地の地域特性」を視点に据えつ 特性、被災者の歩んできた歴史を踏 システムは、それぞれの被災地 当てはまるとは限らない。支援 合的に展開していくシステムが求 まえたものでなければならない。 災地での対策が、ほかの地域にも つ、被災者の生活再建支援策を総 しかし、阪神・ 被災者のくらし全体」と「被 淡路大震災の 0)

震災以後の災害では、

過疎

高

仮設住宅と生きがい

農園

(8) 危機管理

災者生活再建支援法の改正へ全国各地の被災地の努力が被

火などを経験した多くの被災者がこれは、震災や、地震・水害・噴 齢・年収要件を設けずに最高30が、19年の改正で、使途制限や年活に必要な経費に限定されていた 災自治体が独自に生活・住宅再建 の被 改正を訴えてきた成果である。 0 では大きな役割を果たしている。 し、こうした状況も法改正を後押 のための資金を支給する例が急増 100万円で、 で被災者自立支援金として同等の 置がとられたが、その後 12年の鳥取県西部地震以降、被 万円を支給する内容となった。 10年の制定当初は最高支給額が 災者に適用されず、 家財道具などの生 建 支援法は、 復興基金 の災害

れた。

た旧 が必要である。 地の将来を見据えた長期的な支援 年の短期的な支援ではなく、 なお深刻な課題である。 いるものの、 取り組みは、 と生業を併せて支援するこうした 面で住民の支えとなった。 の視点に立った取り組みが心身両 農園」も併設されるなど、 た集団入居が行わ 長岡市のニュ 生きがいづくりの困難さは今 従来のコミュニティに配慮し Ш 成 古志村 16 年 'n 徐々に広がってきて 被災による集落の崩 1 新潟県中 住 タウンに 民の仮設住宅で れ、「生きがい 越 震災後数 建設され 地 住まい 被災者 被災



○「生活復興相談員」の訪問活動



⇒兵庫県こころのケアセンター

港湾施設に大きな被害

水際線の大部分が被害を受け、 戸 港にお 災により、 いて、 東西20 = にわ 約116 きに及

物流機能 クレーン61基が屈曲 L 利 体の傾斜や沈下で239 である大型岸壁(バース)も、 ぶ神 なった。 かなかった。また、荷役機械の 用 可能なものはわずか9 が壊滅した。 は一 時的 船舶の係留場 に Ü 壊滅 神 バー 状 バース 戸 港の 立、場中本所

○経済活動が大打撃を受け

地域経済の復興としごとの確保

また、

東アジアのハブ港としての

復興に当

たっても、

港湾施設 被災地の経済

の早

.置を占

めており、

神戸港は

の早

復旧が重要

を進めている。

地域経済の中で大きな

復旧が最優先の課題であった。

てい 年比 な被害により、 した。(平成7 コンテナ取扱個数は日本一を誇っ 24 % 災前、 た。しかし、 神戸港の入港船舶 年2月 取扱貨物量 港湾施設 時 点 量は激減 の甚大 で 対

港の

(4)

かった。 の復旧後も、 も大きな影響を与えた。 ならず国内外の物流・ 量は、 神戸 戸 港の機能停止 、港の入港船舶数、 震災 景気の低迷などによ 以 前には は、 産 口 産業活動に地元のみ 港湾機能 復 取扱貨 L

○2年で復

戸世能月興

の回

[復と、

に神

戸 本

市 方 は、

概ね2年で港湾機

0 基

を策定した。

同

年

4

国 は 港 成7年2月に、 の早期復興を図るため、 神戸 港復

制

の復

ĬΗ

工事の

ほ を策定。

か、

阪神・

淡

24 時間

体

港復興計画 紀の新たな港

づくりを目指す

神

甲アイランドに仮設桟 的なスピードで、 するなど、 興 (委員 会 |事がすべて完了した。 0) 緊急 わずか2年 9年3月に神 言 橋 を受け、 -余の驚 埠 頭を

21 世紀の新たな港

港湾施設の復旧・復興は、 被災地経済の早期 回復につながる

震災で、神戸港は岸壁やクレーンなどの港湾施設が甚大な被害を受け、壊滅状態と 物流拠点としての機能は低下した。被災地経済の復興のためにも、国際的なハ を確保し続けるためにも早期復旧が不可欠であった。 て復興に取り組み、「大交流時代」にふさわしい西日本のハブ港となる

港湾施設の高度化、利便性の向上、規制緩和等に取り組んでいる。

りが重要

にも、早期の復旧が重要であった。

大交流時代にふさわしい港づく

地位を海外の港に奪われないため

震災以前の姿に回復する震災「復 ユーザー 以 旧」ではなく、 激化していた。 大交流時代」 変わることが必要であった。 前にもまして近代的で最新鋭の 既に東アジアでは港間 フレンドリーな港に生ま を見越して、 このため、 震災を乗り越え、 の競争 将来の 単に が

震災を乗り越えた21

震 強 化岸 戸港では、 機能の充実強化が進展 一壁を 増 復旧にあわせて耐 強したほ か、 救

> スの ターミナルや大水深コンテナバー 強化のために、 も進めている。 .用できるよう港湾緑地等 • 整備など港湾機能の充実強 復 旧 0 ため また、 国際海上 0 活 国際競争力 拠 コンテナ 点 の整備 どとし 7 化

戸 異 整

)ポートサービスの向上でより やすい港づくりへ 使

駆けて、 シミリでの申請、 年からは364日24時 請などを可能とした。 速化を進め、 使用料を減免したほか、全国に先 日 曜荷役に取り組んでいたが、震災復旧時に荷役の24時間化 神戸港の利用促進のため、 入出港の申請手続きの迅 平成8年にはファク 11年には 間荷 一役を継 電子 港湾 化 13 や 申

和を活用し低コスト化を

続している。

制緩和。 も活用 ため、 からは強制水先案内対象船舶も規 条例に基づき立地企業への税優遇 11 措置等を実施するとともに、 神戸 平成9年に神 港 の認定を受け、 15年には 0 玉 低コスト 際 競争力を 国際みなと経 化 戸起業ゾーン を推 規制緩和 回 [復する 進 10 年

生活再建

(8)

危機管理

神戸港の被災状況等



被災直後の「メリケン波止場| (メリケンパーク東護岸)



バースの早期再開に向けて復旧 工事を実施

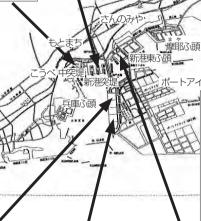
(新港突堤西地区第2突堤)



陥没したコンテナターミナル (六甲アイランド)



震災で被災した「メリケン波止 場」の一部をそのままの状態で 保存。見学できるよう神戸港震 災メモリアルパークとして整備





仮設桟橋(六甲アイランド)



現在のポートアイランド西地区 キャンパスゾーン



ポートアイランド液状化現象



被災した上屋 (新港第8 突堤)

(神戸市提供)

兵庫の取り組み

□国際みなと経済特区

港湾物流の活性化や外国・外資系企業の誘致促進等 を通じて「みなと」を再生させることを目的として、平 成15年4月に構造改革特区に認定。ポートアイランド や六甲アイランドなどにおいて、特定事業に携わる外 競争力の回復を図っている。

□上海・長江交易促進プロジェクト

復興特定事業として、平成7年10月に国の阪神・淡 路復興委員会が提言。上海・長江流域経済圏と神戸・阪 神経済圏の交易促進を図るため、ポートアイランドに

おいて、直接交易のための交易港区を設置したほか日 中ビジネスに関連する企業の誘致を展開している。

□スーパー中枢港湾(指定特定重要港湾)

港湾コストの3割削減とリードタイム※1の1日程 国人の入国・在留申請の優先的処理、外国企業支店等 度への短縮により、港の国際競争力を強化することを目 開設促進などの措置により、神戸港のにぎわいと国際 指すスーパー中枢港湾として、平成16年7月に大阪港 とともに「阪神港」として指定を受けた。現在、21年度の 完成を目指して、ポートアイランド(第Ⅱ期)において、 水深16mのコンテナターミナルの整備を進めている。

> ※1 船が着岸してから貨物の引き取りが可能とな る時間

仮設工場 建設などさまざまな対

があった。ニーズを踏まえて融資制度 を実施した。 170戸建設するなどさまざまな対策 施したほか、仮設賃貸工場も6カ所、 の創設や、取引斡旋・現地商談会を実 震災直後から開設した総合相談所で 2カ月余りで約1万4千件の相談

)地場産業に大きな影

地域経済の復興としごとの確保

きな打撃を受けた。 粘土瓦などの地場産業は、 迫られ、長期的な苦境に立たされ ていたケミカルシューズ、 震災以前から産業構造の転換を より大

は大きな被害を受けた。 遠されるなど、風評によって産業 のイメージが悪化し、 イメージが悪化し、粘土瓦が敬また、古い家屋の倒壊により瓦

(4)

復興の中核的推進 機関を設立

た調査研究、セミナー、 推進機構(HERO)」を設立。被災 産業復興プロジェクトの実現に向け 地域の産業復興の早期実現を目指し、 7年12月に「財阪神・淡路産業復興 企画運営にあたった。 行政と経済界の連携のもと、 イベント等 平成

11

辰災前の水準に回復せず

回

県内製造業は、 震災で事業所数、

に推移している。

とが必要である。 るさまざまな課題に的確に対応するこ 経営、技術、雇用など被災企業が抱え よう、まずは資金や操業場所を確保し、 企業が一日も早く事業を再開できる きめ細かな支援が重要

震災により、兵庫県の地域経済は大きな打撃を受けた。 中小企業支援 融資や相談のほか、 もあり、 して、きめ細かな支援を行うことが重 企業支援機関だけで解決できないもの これらの課題の中には、単

きめ細かな支援が、 中小企業 地場産業 • の復興の力になる

弱い中小企業では失われた取引を取り戻すことが難しい場合があ 被災地の産業復興を実現するためには、 の連携によるきめ細かな支援などを総合的に展開する必要がある。

で推移しているが、 平成16年時点でも震災前の水準に が生じた。中小企業全体で見ると、 中には震災前の勢いを取り戻せな 特に、経営基盤が弱い中小企業の 従業員数ともに大幅に減少した。 企業もあり、 開業率は県全体と比べ高い水準 .復できていない。また、被災地 復旧・復興に格差 廃業率も同様

要である。 (イメージの回復が重要

複数の支援機関が相互に連携

-独の中小

こともあり、震災で損なわれたイ には極めて重要である。 メージの回復が、地域経済の復興 風評被害の影響は長期に にわたる

シューズ業界ではシューズ見本市 宅フェア出展等に取り組んだ。 界では全国での試飲・販売会開催 ジアップ活動を展開。 動を実施し、各地場産業もイメー 界では新聞ラジオ等への広告や やパンフレットの作成、 やくつっ子まつりの開催、 推進する「Buy Hyogo」運 兵庫県では、県内産品の愛用 ケミカル 粘土瓦業 清酒業 を

教訓をどう生かすか の連

となり、各機関の支援策をコーディ ひょうご」を平成15年度に構築。「ひょ 援など集中的な支援を行っている。 業には、特に専門家派遣や販路開拓支 うご中小企業活性化センター」が中心 ウを総動員した「中小企業支援ネット 下の中小企業支援機関の情報やノウハ 課題に対応できる支援体制として、 ネートしている。成長可能性が高い企 兵庫県では、 中小企業のさまざまな

いる。 視点から県内産業の振興に取り組んで 業の復興から一歩進んで、より幅広い 援など、従来型の中小企業支援の枠を 超えた事業展開を進めている。中小企 の企業の誘致機能も備えるとともに、 大手企業OB等を活用した販路開拓支 産業活性化センター」と改称。国内外 17年度には、センターを「ひょうご

○風評被害対策が不可欠

産業イメージアップ対策は、 見本市出展等を支援する被災地場 産地の復旧をアピールするため、 回復に寄与するといえる。 の自助努力と相まって被災産地 対策は不可欠の要素となっている。 近年の自然災害では、 風評被害 業界

生活再建

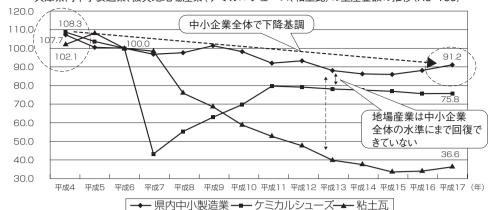
(5)

危機管理

(7)

中小企業は震災前の水準に回復していない

兵庫県内中小製造業、被災地地場産業(ケミカルシューズ、粘土瓦)の生産金額の推移(H6=100)



- **※** 1 県内中小製造業は、従業員数4人以上300人未満の企業の製造品出荷額
- 県内、被災地の総生産(GDP)の推移は、「(4)64被災地での資金循環 |を参照

(兵庫県統計課「兵庫の工業」、兵庫県工業振興課「兵庫県の地場産業」)

開業率

(単位:%)

摩業率

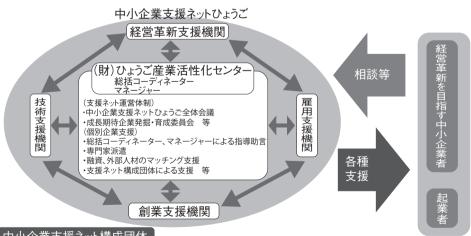
(単位:%)

区分	兵庫	全国	
运力	被災地域	全県	- 12
平成3年→6年	4.7	4.4	4.6
平成6年→8年	5.5	4.5	3.7
平成8年→11年	5.5	4.6	4.1
平成11年→13年	4.9	4.1	3.8
平成13年→16年	5.7	5.1	4.2
平成16年→18年	5.8	5.3	5.0

	(112 /0)		
RA	兵庫	人园	
区分	被災地域	全県	全国
平成3年→6年	5.0	4.7	4.7
平成6年→8年	8.5	6.5	3.8
平成8年→11年	6.8	6.1	5.9
平成11年→13年	5.2	4.7	4.2
平成13年→16年	7.6	6.9	6.4
平成16年→18年	5.6	5.2	5.2

(総務省「事業所・企業統計調査 |)

■中小企業支援ネットひょうごの概要



中小企業支援ネット構成団体

創業支援機関	(財)神戸市産業振興財団、兵庫県信用保証協会、兵庫県商工会議所連合
経営革新支援機関	会(商工会議所18カ所)、兵庫県商工会連合会(商工会42カ所)等
技術支援機関	兵庫県立工業技術センター、(財)新産業創造研究機構 等
能力開発·雇用支援機関	(財)兵庫県雇用開発協会、兵庫県職業能力開発協会 等

圏人口の減少などで商店の廃

れたが、 は、 る商店も少なくなかった。 営者自らの高齢化などから廃 被災地域内649商店街・小売市 の半数近くが全半壊及び一部損 0 声 仮設店舗による営業が再開さ 被害を受けた。 市内 商圏内の人口の減 0 6 割以上 被災各地 をはじ 少、 業す

商店街等に対して数多くの支援 災害復旧事 常業再 事業に

(4)地域経済の復興としごとの確保 地域商業の

災害

復旧高度化資金の貸付や復興基金 よる共同施設の復旧のほか、

設店舗の建

設 成など

を支援するため、

商店街等の一

日も早

13

地域と一体となった取り組みが、商店街・小売市場 の復興につながる

震災により大きな打撃を受けた被災地域の商店街や小売市場は、さまざまな困難に立ち向かい、 多くの努力を重ねてきた。しかし、郊外型量販店の進出や商圏人口の減少、厳しい経済状況さらに は消費スタイルの劇的な変化などの課題が錯綜し、地域商業の復興・活性化の前途に立ちはだかっ ていた。これらの課題を克服し地域商業を復興させるためには、地域商業の関係者が「地域の中の 商店街」を意識し、まちづくりや地域住民と一体となった取り組みを進めることが重要である。

おい

ためにも、

地域のまちづくりに

の商店

街で行われる集客イ

・ベント や各地 こへの支

の助成を行うなど、

地域

のにぎ

援のほか、

復興大バザール

を営業しようとする事業者

わ

0)

創出に取り組んだ。

一者の高齢化

に等から、

再

1開発ビ

存商店街

の空き店

直

|後の長引く景気の低迷や

空き店舗対策を実施

舗や

苒

開発ビルなどで、

本設店舗

を支援した。 の補助で共同仮

また、

被災した商

店街

0 、空き店

> ジショップの設置や不足業種 施したほ 事業などに取り組んだ。 への店舗等の入居促進事 や空き地を活 消 ため、 は か、 進 とまなか 既存商店街での 復興基金で再 った。 用 開

)地域に根ざしたまちづく 体となった商店街の取り組みが りと

後継者 売市 る若手経営者グループが中心とな問題が深刻化する中、やる気のあ 退期 ども参画 店 かかわりを深め、 気 地 まち スの停滞 災 「域のにぎわいや活気を取り 一街も見られるようになった。 場の構造改革を劇的に早め に入りつつあった商店 不足 0) することで、 づくり活動などで地域と 感の強 や経営者の高齢化等 症 まり 加 、そこに学生な え、 活気のあ 全 既に 街・ 玉 的 戻 る 0 衰 な

したチャレン 事業を実 空き の誘 発ビ

して、 り組みを行っている主体との連 に買い物の場を提供するだけでな 取り組むことが求められている。 住民とともに積極的にまちづくりに 新住民も含め、 の流入による部分も大きい。これ には学生など地域において多様 ることが期待されている。 このため、自治会やNPO、 震災後の人口回復は、新し 住民誰もが憩い集える商店街と 住民のくらしやすさにつなが 、商業者は改めて地 V な取 住 域 6

○地域への包括的支援でにぎわ

まちの再生に向け、 ちのにぎわいづくりを進めるため て助成する制度が創設された。 に助成していた取り組みを一括 バスの運行など、これまでは別 をつくる 被災地では、 を最大限に生かせる柔軟で使 にぎわい 地域資源を巡るコミュニティ 地域の 創 にぎわいを失っ 創造性」や「やる 出イベント 空き店が 0) 舗 ま 開利た L 々

によって

としての機 て、 商 憩いと安らぎの公共空 店街がコミュニティ 能を発揮 することが 0

的

な支援が求めら

生活再建

(8)

危機管理

■地域商業振興に向けた主な取り組み(復興基金)

(平成20年3月末現在)

区分	年度	概要	実績
商店街・小売市場共同仮	平成7	商店街等が事業の早期再開のために設置する共同仮設店	51件
設店舗緊急対策事業	~8	舗の建設費等を補助	125百万円
被災商店街コミュニティ	平成9	商店街等が集客力向上のために設置するギャラリーやポケッ	14件
形成支援事業補助	~16	トパークなどコミュニティ形成に寄与する事業経費を補助	11百万円
商店街・小売市場復興イ	平成9	被災地の商店街等がにぎわいを取り戻すために実施する	615件
ベント開催支援事業	~21	イベント経費を補助	729百万円
商店街・小売市場共同施	平成9	被災地の商店街等の共同施設(アーケード、カラー舗装	219件
設建設費助成事業	~21	等)の設置経費を補助	298百万円
被災商店街空き店舗等活	平成10	商店街等が不足業種の解消等を図るために実施するチャ	24件
用支援事業	~16	レンジショップの設置や新規開業者の誘致経費を補助	11百万円
小規模事業者事業再開支	平成10	事業未再開又は仮設営業中の小規模事業者の本格事業再	42件
援事業補助	~21	開のための家賃等を補助	40百万円
復興市街地再開発商業施	平成12	復興市街地再開発事業地域内における保留床のうち、店	803件
設等入居促進事業	~21	舗等を取得する融資に対する利子補給、家賃等を補助	679百万円

■復興大バザール事業

市街地に人を呼び込む仕掛けとして、地域が主体となって企画運営する復興バザールを開催し、被災地における経済活力の回復に弾みをつけた。

■事業者 市町、商店街及び商工会議所、商工会による実行委員会組織

補助 限度額20,000千円

補助率 平成10年度 定額 11年度~ 1/2以内

内容 地元商店街・市場等によるワゴンバザール、産直市 フリーマーケット、ステージイベント等

実績

期間	実施主体	開催場所	来場者数	出展者売上
平成10年 9月19日 ~11月8日	実験自由市場復興大 バザール実行委員会	尼崎市 阪神尼崎駅前中央公園	35万人	1.1億円 (1,200店)
平成11年 10月3日 ~31日	復興大バザールin長 田実行委員会	神戸市長田区 JR新長田駅南地区一帯	12万人	1.2億円 (350店)
平成12年 9月30日 ~10月2日	あわじ復興大バザー ル実行委員会	洲本市 洲本ポートターミナル等	4.5万人	2,500万円 (67店)
10月7日~ 9日		南淡町 福良港湾筑地埋立地	4.5万人	1,300万円 (79店)
11月3日 ~5日		北淡町 震災記念公園	4万人	1,600万円 (79店)

共同仮設店舗の設置

震災で全焼等の被害を受けた神戸市長田区の大正筋商店街振興組合、丸葉市場事業共同組合等の商業者が中心となって、久二塚地区震災復興まちづくり協議会を設立。同地区内の住宅、店舗の解体撤去を進める一方、仮設店舗、仮設住宅の建設のための権利調整をはじめとする復興事業を手がけ、平成7年6月10日にダイエーを含む82店舗で共同仮設店舗「復興げんき村パラール」をいち早く立ち上げた。



◆共同仮設店舗「復興げんき村パラール」

■まちのにぎわいづくり一括助成事業

にぎわいを失ったまちの再生に向け、地域の実情や特性に応じ、地域団体が主体的に取り組む特色あるにぎわいづくりの事業に対して最高1,000万円を補助するもの。対象はまちづくり協議会、商店街振興組合など。

■にしきた"光のアバンセ"プロジェクト

■「水道筋×アメフト」コラボレーション・プロジェクト

西北活性化連絡協議会(西宮市)

水道筋商店街協同組合(神戸市灘区)



震災からの復興・未来への希望を光に託す「光をモチー フとしたイベント」を中心に、公園や街路等でライト アップを行い、野外コンサートを実施。



王子スタジアムで開催されるアメリカンフットボール とのコラボレーションにより、元気や活力といった魅力のある地域づくりを推進。

粛などもあって、 阪神間の道路事情の影響や観光自 月に約8割が営業を再開したが、 も大きかった神戸でも平成7年8 観光客数の回復には時間を要した 被災した観光施設は、 観光客数の 被害の 一回復

県的に広がり、 打撃を受けた。 には時間を要した。 観光自粛は被災地だけでなく全 観光産業は大きな

○集客のキャンペーン・イベントを実施

を設立。女優の浅野ゆう子さんを ご、復興キャンペーン推進協議会_ 縦断キャラバン隊を派遣した。 ひょうご観光大使に起用し、 メージの払拭と観光客の回復のた 被災による観光のマイナスイ 平成7年7月に「´観光ひょう 全国

路キャンペーン」を官民一体で展 集客を促進する「See阪神・淡 支援への感謝と復興の姿を発信し をテーマに、 信に取り組んだ。 淡路花博」を開催。また、 震災5年後の12年には、花と緑 阪神・ 被災地の多彩な魅力を紹介す 淡路百 復興をアピールする 1名所] などの発 復興

> には、 と希

望を託

災関連のイベント・

魂と都市の復興・再生 0)

した10年度には約280万人が訪

防災未来センター」には、 万人以上の人々が訪 14 年にオー プンした「人と れて 毎年 る。 50

早急なイメージ回

復が重要

被

害

震災の影響は、被災地周辺の観光地にま ため、 展開して、 の影響は長期にわたることもある 震災による観光自粛や風評 各種のキャンペーン活動を

も残した。 もたらしたが、 震災の語り部など被災地固有の なイメージの回復が重要である。 ることをアピールするなど、 り被災地以外の観光地が健在であ ○震災を観光振興に生かすことが重要 震災は被災地に大きなダメージを 断層や壊れた建

持った体験や学習を重視する傾向 みられることから、 生かすことが重要である。 単なる見学よりも、テーマ性を 観光地を訪れる人々の 震災を観光 振 目 興 が 的

層保存館」(7)窓参照 500万人が訪れている。 きた教材として保存した「野島断 平成7年以降毎年40 震災時に現れた断層を生 す「神戸 、ルミナリエ は、 開 0 館 (

また、

地域経済の復興としごとの確保 (4)

地の

メージの回復と震災を生かした取り組 被災地の観光振興を

震災後、被災地のインフラや観光施設、宿泊施設が復旧しても、観光客数の 光自粛や風評被害を払拭するキャンペーンやイベントによる早急なイメージ回 震災の語り部など地域資源を観光振興につなげることが重要である。

教訓をどう生かすか 交流人口の増大で地域の活性化を図る

めた「ツーリズム」という概念で、 光ではなく、 兵庫県では、 ビジネスや生きがいなどを含 体験学習はもとよ 震災後、 単なる観

> 交流 を、全県一丸となって初めて開 ティネーションキャンペーン」 誘致を図る「あいたい兵庫デス Rグループとタイアップして兵庫 性を認識し、 る。また、兵庫の の地をめがけた全国からの 人 0) 増 平成21年春には、J 大に 魅力発信 取 ŋ 組 親光客 日の重要 ん で (V 催

○風評被害対策が不可欠に

する。

被災地の復旧はもとよ

早急

る。 に取り組んでいる。 風評被害の払拭と被災地への集客 ンペーンなどにより、 や石川県でも、全県的な観光キャ 対策は不可欠の要素となってい 近年の自然災害では、風評被害 大規模地震を経験した新潟県 震災による

震災を地域資源にした取り組みが進

資源

物、

徒の修学旅行でも利用されて らの集客も期待されている。 設を盛り込むことにより、 教育旅行に、これらの震災関連施 る。また、東アジアを中心とした 徒の修学旅行でも利用されてい島断層保存館」は、全国の児童生 人と防災未来センター」や「 震災の経験と教訓を発信する 海外か 野

るなど、 組 災時の状況を修学旅行生に説明す みも進んでい 神戸市長田区では、 地域振 無興に る。 つながる取 語り部が震 (5)

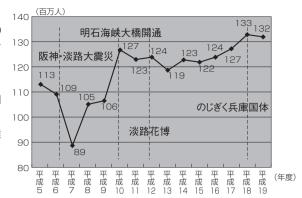
(8)

兵庫県の観光客入込数の推移

震災後、大きく落ち込んだ観光客入込数は、平成10 年4月の明石海峡大橋の開通により、ようやく震災前 の水準を上回ったが、厳しい経済情勢が長引いたこと から、平成11年度以降横ばいであった。

そのような中、平成12年の淡路花博、平成18年の国民体育大会など、被災地の復興を発信する機会となるイベントが開催されるとともに、北野工房のまちや灘の酒蔵などの体験型ツーリズム施設が人気を集めるなど、全国からの観光客の増加に貢献している。

また、この間、平成14年度には、ひょうごツーリズム ビジョンを策定し、ツーリズム振興に取り組んできた



ところであり、平成18年度からは、平成22年度のツーリズム人口 1 億5千万人を目標とした後期行動プログラムを策定して施策に取り組んできた。この目標に向けて、平成21年4~6月には、「あいたい兵庫デスティネーションキャンペーン」を実施することになっている。

See 阪神・淡路キャンペーン

目的

- ・復興支援への感謝と復興の姿を国内外にアピールし、 被災地への集客を促進
- ・地域の特色や交流拠点を生かしたイベントで、集客促進とともに21世紀の大交流時代における先導的地域づくりを推進

期間

2000年7月~2002年3月

事業内容

「神戸ルミナリエ」「明石海峡世紀越えイベント」など 震災支援への感謝と復興PRを目的に開催される20 の中核的集客交流イベントを中心に、地域の魅力を紹 介する「阪神・淡路百名所」やキャンペーン事業の一つ として選定した「阪神・淡路100名品・100グルメ」等、阪神・淡路の多彩な魅力を発信するため、戦略的・統一的キャンペーンを展開。

総事業費

10億円

(県:市町・イベント主体:復興基金=1:1:1)

■コンセプト

[Thanks & Welcomeありがとう、そしてようこそ]

■キャッチフレーズ

「Big Birthでっかい未来が生まれるよ」

■イメージキャラクター

元大関KONISHIKI

000000

兵庫の取り組み

000000

□被災者リフレッシュ事業の実施

風評被害により間接的な影響を受けている 城崎温泉等の観光地の活性化対策の一助とし て、避難所生活が長引いている被災者を温泉地 等に招待する1泊2日のリフレッシュの旅を 実施した。

城崎町、温泉町、赤穂市、洲本市など温泉のある市町を含めて15市町において、平成7年2月20日から3月末まで継続。

企画から運営まで県と市町が行い、延べ3万 6.788人の被災者が温かいもてなしを受けた。

■観光復興のPR活動

観光復興をPRするため、7年4月12日から 16日までの間、幕張メッセ(千葉県)で開催された「旅フェア95'」において、運輸省(現・国土交通省)、日本観光協会の協力で設けられた特設ブースで、被災地の観光復興と観光客の誘致をアピール。

5月29日・30日の両日、東京八重洲の地域活性化センターイベント広場を皮切りに、9月から翌年2月までの間、松山、姫路、神戸、横浜、岡山において、「兵庫の観光と物産展」を開催し、被災地の観光パネル展示や特産品の展示即売等を実施した。

22億円の融資が実行された。 けの低利融資を実施した。 2月から同年7月末まで、 市であわせて3万3551件、 の約5カ月半の間に、 資による「中小企業緊急災害復旧 また、)中小企業緊急災害復旧資金を創 を創設 《災中小企業の資金需要に応える 八庫県・ 政府系金融機関の「災害復 震災直後の平成7年 、兵庫県・ 事業者向 一の協 融資期間 42 神戸

年1月から激甚災害指定による別 協会の保証枠が拡大され、平成7 合に公的な保証人となる信用保証 可能となり、17年まで受付が継続さ ○信用保証協会による保証枠が拡大 被災中小企業が融資を受ける場 の貸付も7年1月から利用 地域経済の復興としごとの確保

れ、

被災事業者に広く利用された。

旧資金」

(4)

小企業の資金繰りを支える 被災した中小企業や個人企業の資金需要に応えるため、行政や金融機関、 「災害復旧資金」の貸付、信用保証協会の別枠保証の実施など、

制度融資や信用保証等による迅速な対応が、

た事業者に対しては、利子補給を実施した。被災企業は資金繰りに悩む場合が多いため、 融支援対策を迅速に行い、利子補給や返済期間の延長も含めた総合的な対策が必要である。

の実施が不可欠である。

)総合的な資金繰り対策が重

大規模災害からの復旧・復興に

向

課題であ

り、迅速な金融支援対

策

企業にとって資金の確保は喫緊の

の約86%を占めた。

被災地の中小

震災関連保証も創設され、 利用促進に寄

急災害復旧

資金等の

○融資利用者への利子補給を実施

枠保証が利用可能となった。

全壊・半壊といった甚大な被害によ 、資金の返済が困難な事業者に対し 緊急災害復旧資金等の貸付を受け、 復興基金が利子補給を行った。 政府系金融機関の災害復

旧

と兵庫 利子補給を実施した。 ょうご産業活性化センター) 資金貸付についても、 県中小企業振興公社 復興基金 (現・

> となく、 ることが重要である。 事業者の資金繰りの円滑化を支援す 軽減の対策も実施し、総合的に被災 また、融資実行で支援を終えるこ 利子補給など返済面の負担

行うことが必要である。

関係機関の連携で幅広く資金供給を

創設と信用保証協会の保証枠の拡 するためには、県による制度融資の けた被災中小企業の立ち直りを支援

大、政府系金融機関による融資など、

経済環境に合わせた制度の見直 しが必要

営状況を踏まえ、 金の返済については、 3年から最長10年とした。 降据置期間を毎年延長 震災以降の被災企業の厳し 緊急災害復旧 平成9年度 Ĺ 当 61 資 経

> 中 -小企業の には、 柔軟な見直しが必要である。 経済環境を勘案した制 小の資 金繰りの 円 滑化 0)

平素からの関係機関の連携体制が定着

月から8年3月末まで設置した中

迅速な金融支援対策が不可

兵庫県が震災直後の平成7

1

・企業総合相談所の相談

内容をみ

資金繰りの相談件数が全体

り、 連携体制が必要である。 するためには、 金融支援の効果的な活用を促進 商工会議所など経済団体との 金融機関はもとよ

議所が、 が進められている。毎月設けるなど、関 め、 て情報共有や意見交換を行う場を 金融機関や政府系金融機関をはじ 情勢に的確に対応するため、 兵庫県では、 行政、 金融情勢や政策等に関し 信用保証協会、 刻々と変わる金 関係機関 商工会 の 連 地 携 元 融

○多様な金融支援策の導入が進 む

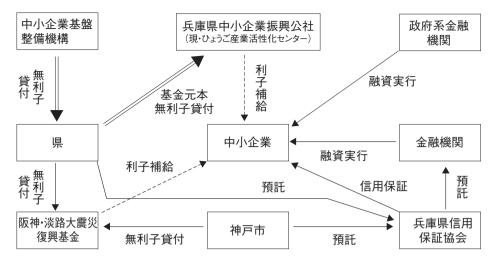
ど、 業を支援するため、 企業技術評価制 て、 を開始した。また、 資金や特別経営資金等の低利融資 に依存しない資金調達手法とし 迷により資金繰りに苦しむ中小企 し融資につなげる「ひょうご中小 兵庫県では、 多様な金融支援策を導入して 企業の技術力・将来性を評 震災以降も景気低 度 担保・ を創設するな 緊急経営支援 保証・ 価 人

産業雇用

(3)

(9)

災害復旧関連の融資・利子補給の主な流れ



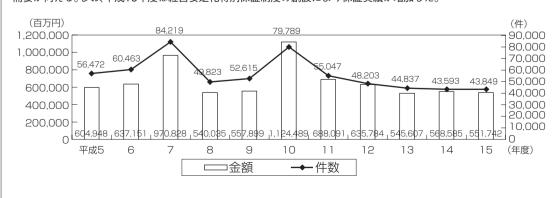
被災した中小企業者への資金供給(利子補給)

中小企業緊急災害復旧資金・政府系金融機関災害復旧資金に対する利子補給の概要

	中小企業緊急災害		政府系金融機関災害復旧資金			
区分		次百			中小企業基	盤整備機構無利子
	復旧資金				貸付金を活	用した利子補給
申請期間	平成7年2月15日		平成7年1月20	D日	平成7年1月	20日
	^	7月31日	~平成1	7年3月31日		~平成9年9月9日
償還期間	10年以内→17年	以内	10年以内		_	
据置期間	3年以内→10年	以内	2年以内		_	
利子補給利率(期間)	2.5%(当初3年、最	是大10年)	2.5%(当初3年	E、最大10年)	融資利率一名	2.5%(2年)
ションは外中状子は	7年3市 2火0万工高3公公	佐田甘人	7年3市 2火1万二十月	500/右脚 甘 人	兵庫県中小	企業振興公社
利子補給実施主体	阪神·淡路大震災	後 典奉金	狄仲•淡路入房	長火伐丹奉金	(現・ひょうご暦	産業活性化センター)
利子補給実績	148,506件	285億円	43,023件	56億円	55,594件	15億円
融資実績	33,551件 4	,222億円	26,974件	3,646億円	_	

■信用保証件数・金額の推移

震災直後の平成7年度の保証承諾は、前年度比で件数が39%増加、金額が52%増加しており中小企業の旺盛な資金需要が伺える。なお、平成10年度は経営安定化特別保証制度の創設により保証実績が増加した。



)エンタープライズ・ゾーン構想を提

和や税の優遇措置等を求める「エン を被災地から行ったが、「一国二制度 域の都市再生手法を参考に、 れなかった。 タープライズ・ゾーン構想」の提案 くため、イギリスのドッグランド地 まれた被災地経済を自律的復興に導 」につながるとして国の理解が得ら 震災によって深刻な状況に追い込 規制緩

)兵庫県・神戸市で独自の企業誘致

と神戸市は、独自のゾーン政策(企 行った。 環境にふさわしい多様な事業が集積 業誘致政策)に転換し、新しい経済 地区進出企業への支援を積極的に の減免や補助、低利融資など、拠点 条例等を平成9年4月に施行し、税 する拠点の形成を目指して産業復興 国の理解が得られない中、兵庫県

)投資拡大のために国際経済拠点権

湾・大阪湾ベイエリアの主要な自治 経済構造を改革するという視点で研 体で研究会を設置し、 実現に向けて、平成10年2月に東京 エンタープライズ・ゾーン構想の 外国・外資系企業等が自 わが国全体の

地域経済の復興とし ごとの確保

規制緩和と 自治体独自の企業誘致策の促進で、 被災地 の産業復興を

震災は一瞬にして、被災地の経済に大きな打撃を与えた。単に震災前の状態に戻すのでなく、 な問題の解決をも見据えた創造的復興を目指し、 エンタープライズ・ゾーン構想など国への提案を その後、 国内外の投資を促進するための拠点の整備などに取り組んだ。 したほか、 など規制緩和の手法は実現しており、今後の地域活性化に役立てることが期待されてい

教訓をどう生かすか 国も「構造改革特区」

など規制経

制限が緩和された。また、 止されるなど、法令上の企業の立地 制度の考え方を改め、 平成14年には、 工業等制限法が廃 「構造改革 国は一 玉

国に提案した。

う産業復興条例は、被災地の独自性を 発揮する点で有効であった。)規制緩和など他地域との差別化が必要 地域独自で企業誘致の優遇措置を行

規制緩和や税の優遇措置など他の地域 の誘致を促進することが不可欠であり、 のためには、国内外からの投資や企業 被災地の復興など地域経済の活性化

との差別化が必要である。 ○立地促進策のほか、各種の支援が必要

ビスの実現、ビジネス交流機会の提供、 変わっていった。このような変化に対 は、立地優遇策だけでなく、ビジネス 生活環境の整備などが不可欠である。 な相談などに応じるワンストップサー なく、立地関連の情報提供やさまざま 応するため、立地優遇策の充実だけで 環境や生活環境までも重視する姿勢に 国内外の企業の投資に対する姿勢

> され、国際経済特区や産業集積特区 規制緩和が認められるようになっ 特区」を創設。 していくことが求められている。 た。今後は、「都市再生」、「地域再生」、 など全国展開につながるものもあっ た。兵庫県からも積極的に提案がな 活性化のための仕組みを上手く活用 中心市街地活性化」といった地域

○産業集積条例として一般施策化

各地の拠点地区への企業の進出を支援 も2度にわたって期限を延長し、県内 している。 雇用の創出につなげるため、平成14年 産業構造改革、 に産業集積条例を制定した。この条例 た産業復興条例を見直し、県内全域の 兵庫県では、5年の時限立法であっ 地域経済の活性化及び

)ワンストップサービスなど内外の 投資誘致体制を整

誘致体制を強化した。さらに、ジェ ビジネスセンター トロ対日投資・ビジネスサポートセ 実施するなど国内外の企業や投資の ンター」でワンストップサービスを 資系企業の進出を総合的に支援して の公的オフィスを設置し、外国 ンター(IBSC神戸)や神戸国際 「ひょうご・神戸投資サポートセ (KIBC) など

国内数カ所に形成する制度の創設を 由に活動できる「国際経済拠点」 を

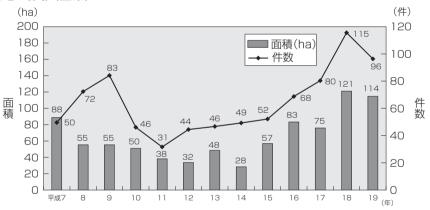
(7)

産業復興条例等による支援策

	項目	産業復興条例	産業集積条例				
	不動産取得税	土地建物への初期投資に対し	て課税特例(不均一課税)を実施して、新規成長事業等の立地を促進				
	の不均一課税	優遇措置:土地及び建物に係る不動産取得税の1/2軽減 限度額:2億円					
ъπ	新事業・雇用		①新規地元雇用者に対する補助60~120万円/人				
如期	創出型産業集		②新エネルギー設備に対する補助 設置経費の1/2				
投	積促進補助金		(①と②併せて3億円限度)				
資		_	③設備投資補助				
化			先端技術型事業に係る設備投資額(土地を除く)が100億円以上、				
5			補助率3%以内				
初期投資に伴う負担軽減			補助限度額:単年度10億円(総額30億円限度)				
担契	オフィス賃料	事務所を設置する際の高コス	トに対応するため、(外資系企業向けオフィス賃料補助)				
湛	補助	オフィス賃貸料への補助					
1124		補 助 額:2,500円/㎡	補 助 額:1,500円/㎡				
		補助限度額:500万円/年	補助限度額:200万円/年				
		補助期間:3年	補助期間:3年				
淮	進出調査費補	l	ទを調べるフィジビリティ調査に係る費用を補助				
田	助	補助限度額:(国内企業)300 補 助 率:(国内企業)3/4					
資							
金の	企業融資		拠点地区進出貸付				
調		融資限度額:10億円	融資限度額:25億円(特認50億円)				
達		期間:15年(うち据置2年)					
進出資金の調達支援		金利:2.2%(平成9年4月	金利:1.1%				
1友		現在)					

※産業復興条例は平成9年1月、産業集積条例は平成16年4月現在の支援策

企業立地の推移(全県)



(経済産業省「工場立地動向調査」<敷地面積1,000m以上>)

■エンタープライズ・ゾーン構想とは

1980年代のイギリスのドッグランド地域で規制緩和と税の軽減措置等により地域再生を支援した手法を参考に提案されたもの。震災以降、被災地の産業復興と新しい産業構造の構築を目指して、ポートアイランドⅢ期地区において「税の優遇措置」や「規制緩和」等を進め、新たな産業と生活文化を先導する「世界に開かれた交流拠点」の形成を図ろうとした構想。

■ひょうご・神戸投資サポートセンター

兵庫県内の産業団地をはじめとする用地情報等の提供や、関係機関とのコーディネート等を行い、兵庫県への国内外からの企業立地を支援する総合窓口。立地決定後も、人材確保、行政手続き等稼働までの諸問題に、センターが中心となってワンストップサービスの体制で支援している。

■構造改革特区等の活用

構造改革特区計画(平成14年から)では、兵庫県内からも規制緩和による経済活性化だけでなく、まちづくりや教育、環境など多様な提案を行っている。また、地域再生計画(15年から)では、地域資源を生かした計画が数多く提案されている。

県・市町からの計画の認定状況 (平成20年3月末現在)

構造改革 特区計画 りなどをテーマに38計画(内19計画は全国化) 地域再生 計画 中心市街地活 性化基本計画

整備した。等の研究成等の研究成 す企造造る業研的 造研究機構(NIR 平成9年3月に、 平成9年3月に、 で る 「技術は 会に で 成 の 産業 復 関 で 成 9 年 で か 1 年 で 成 9 年 で 成 9 年 で 成 9 年 で 成 9 年 で 成 9 年 で 成 9 年 で 成 9 年 で 成 9 年 で の ひひょうご」を設置い研究成果の特許化 連携を 年3月に、 を促進する総合相談窓口を成果の特許化を進める「T成果の特許化を進める「T成果の特許化を進める「T開放特許を中小企業へ移転構(NIRO)」を設立。大構(NIRO)」を設立。大標(NIRO)」を設立。大

) 工業技術センター等産学官 页

できた。 クを 向企業 ゥ Ν I R 大学等 活ハ つなぐ「橋渡し」の役割を担った。 / ニーズと大学等 |究開発を行うパートナー| |(庫県立工業技術センター 八学等の知道 旧用しなが、 かと人的 支 県立工業技術センター Ō 等と連携 及などに などに積け とら、企業との共同研2・技術的ネットワー 積極的に取り組んが財産を活用した製 ĩ のシーズを双方 技術支援 ーとして、 は 自 0

ら取り組んでいる。 戸医療産業都市構想」に平成10年技術の研究・開発拠点を整備する「技術の研究・開発拠点を整備する「実験である。 ンベンチャーの ら取り組んでい り医療産業都 年「ケークを中か神療を中

企業に対する資金支援

来を資金 最親新の プロロス金面に ,ログラム」で成長分野での面から支援するため、「新産に果敢に挑むベンチャー企高度技術や知識を活用して

(4)地域経済の復興としごとの確保

新産業の

産学官の連携による新産業の創造で、被災地の産業復 興を

震災は一瞬にして、被災地の経済に大きな打撃を与えた。このため、単に震災前の状態に戻すのでは なく、構造的な問題の解決をも見据え、行政と産業界がこれまで以上に緊密に連携して創造的復興に向 けて取り組んだ。特に、被災地域の産業構造の転換や高度化促進などによる地域経済の本格的復興を目 指すためには、新たな産業を生み出すことが必要であり、産学官が連携して取り組むことが不可欠である。 また、既存の企業も技術やノウハウを生かして経営革新や第二創業などに取り組むことが重要である。

教訓をどう生かすか 「ひょうご21世紀産業創造

「ひょうご21世紀産業創造戦略」を展開。の輩出を進めるため、補助や投融資、の輩出を進めるため、補助や投融資、の輩出を進めるため、補助や投融資、の本格的推進、技術開発型ベンチャーの本格的推進、技術開発型ベンチャーの本業の持つ技術等の知的資源を有 企兵 では、 つ技術等の知的資源は、研究機関の成果 源をや 有中

じめとした21世紀などを設立し、 ている。 ・ディ グ 産紀次世 の兵庫成 出経長 性済を支え を目 指

を行

つ

企業における第 ク化が進行

「 有する技術やノウハウ を が活躍している。 変学官の連携を生か が活躍している。 を 変学官の連携を生か が活躍している。 を 変学官の連携を生か がる。 を)と引、これで、 対めた。また、異業種との新たな事 がめた。また、異業種とのネットワー 営革新や第二創業を進める企業が出 営本が第二創業を進める企業が出 では、大学や研究機関との新たな事 がのた。また、異業種とのネットワー がのた。また、異業種とのネットワー はめた。また、異業種とのネットワー 「などを」 d, b, 図 る企業

産

これらを具体化するためには、空よる新産業の創造が重要である業等の経営革新、第二創業などにベンチャー企業の育成や、中小企

第二創業などに が重要である。

中小企

提えた被災地

の産業復興には、

換も

来

学官の緊密な連携が必要である。

業の創造には、基礎研究から事業化被災地の産業復興を牽引する新産 被災地の産業復興を牽引する新産

略成か がにし 水積で、 め極 ら的第 れに て取創

の展開に期

計りにこれば、 業支援機関による支援をはじめ、 や大学 公設試験研究機関など

至るまで、

どが稼働している。 ス化リサイクル施設(! 成15年3月に策定し、! な資源循環 存の産業基 存の産業基 和し環境 な資源循環体制の構築を目指し、存の産業基盤等を活用した広域的形成に向けた取り組みを展開。既会」の形成を掲げ、循環型社会の会」の形成を掲げ、循環型社会の兵」の形成を掲げ、循環型社会の兵庫県では、「環境と経済が調 ス化リサイクル施設(姫路市)な成15年3月に策定し、廃タイヤガ「ひょうごエコタウン構想」を平

官の連携により、環境ビジネスの(事務局・側兵庫県環境クリエイ(事務局・側兵庫県環境クリエイを)がよりでエコタウン推進会議をです。 が ħ る

長可能性の高いベンチャー企業県COEプログラム推進事業」研究プロジェクトに補助する「産学官連携による立ち上がり S ょ うごキ 一がり タ

産業創造キャピ [キャピタル] 莇 するとともに、 で株式投資

産研

136

(2)

(5)

(8)

(財)新産業創造研究機構(NIRO)の主な機能

研究所

大学や研究機関との連携を図りながら、社会ニーズに対応した新産業の創造につながる新技術・新システムなどの発掘と実用化・製品化の研究開発を実施する。

■兵庫ものづくり支援センター

今後成長が期待されるナノ、情報通信・エレクトロニクス、健康・医療、環境・エネルギー、ロボット(人工知能)の先端技術を重点に、専門のコーディネーターが技術相談を行ったり大学の研究者やパートナー企業の紹介などの橋渡しを行い、次世代成長産業の育成を図る。

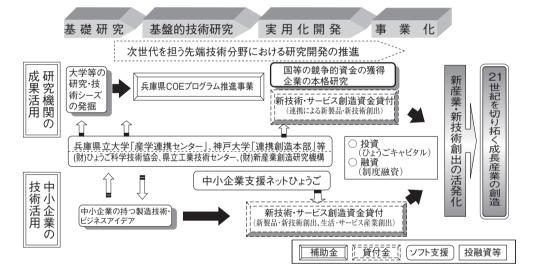
■技術移転センター

中小企業やベンチャー企業に対し、大手企業などが保有する技術・特許の移転や研修等を行い、新製品・新技術の開発、ものづくり技術の高度化を図る。

■TLOひょうご

大学等の研究成果を特許化し、特許を活用して企業が事業化することで、大学が得たその対価を、さらなる研究資金に充て、新たな研究成果を生み出す「知的創造サイクル」を作り出すとともに、これらを通じて新産業の創造と大学の社会貢献を促進する。

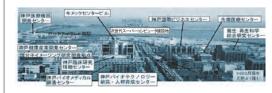
ひょうご21世紀産業創造戦略



神戸医療産業都市構想の推進

ポートアイランドⅢ期を中心に高度医療技術の研究・ 開発拠点を整備し、21世紀の成長産業である医療関連 産業の集積を図ることにより、

- (1)既存産業高度化と雇用確保による神戸経済の活性化
- (2)医療サービス水準と市民福祉の向上
- (3)アジア諸国の医療技術向上
- など、国際社会への貢献を目指す。



兵庫県における環境ビジネスへの取り組み (ひょうごエコタウン構想による取り組み事例)



何があったか 被災地外からの支援が復旧

ピードは目覚ましく、県内総生 ンフラなどの復 国の事業者 0 旧·復興事 参加によ 業 ŋ

の後、 勢は、 苦により、被災地の経済・雇 ことは困難であった。しかし、そ ど早く被災地が立ち直りを見せる 外からの支援なくしては、これ も震災前を上回っていた。 全国的な景気低迷という三重 厳しい状況に陥った。 震災の傷跡、復興特需の終 被災地 用情 ほ

地域経済の復興としごとの確保

被災地での

いた結果、 漁師も、

用するようになり、被災地内での

請負業者が漁師を日雇いで雇

漁に出られない漁師を雇用した。

当面の生活資金を求めて

両者のニーズが一致

手不足解消のために、

津波被害で

当たって、

島内の請負業者は、

る奥尻町では、

道路の復旧工事に

北海道南

西沖

地震

の被災地

で

あ

寄与する。

○復興特需を生かせなかった

インフラ復旧や住宅建設など

いわ

ゆる復興特需が生まれ

しかし、これらの公共投資や の設備投資は、震災後2年ほ

速やかな復興と、 被災地に仕事を回すことの両立を

震災では、道路や橋、 建築物、港湾などの大規模な復旧・ ばく大な復興特需を生み出した。しかし、 その受注の くが県外に流出したともいわれている。 速やかな復旧・復興を進 被災地外に仕事が回ることはやむを得ない。 めるためには、 地元企業の活性化を支援する意味では、できる限り被災地に仕事を 回せるような仕組みづくりが求められる。

教訓をどう生かすか

要な視点である。

新たな雇用を創出 被災地内で

万人のしごと・ (庫県では、 雇用創出を目標と 平成13年12月に5

R

えて

た側面もあった。

で

大な工事量であったた

これらの企業の受注能

力を超

の発注に当たって、

地元中小企

震災前から公共事

の発注に努めていたが、

短期

ある。 災地に仕事を回すという発想は に左右されるとは 資金循環に貢献したという事実も こうした取り組みの実現可能 被災地の地域特性や被災規模 いうもの Ő, 被 重 性

の約9

割が県外に流

出したとも

なかった。また、復興需要の受注

済に取り込むことが十分にはでき

どに集中したため、

特需を地元経

わ

れている。 兵庫県では、

民間

の創出が見られた。は6万6000人のしごと・ よう取り組んだ。 ための資金が被災地内で循環する 済回復を下支えするなど、復興の 域産業の活力再生など民主導の経 ベンチャー支援などを通じて、 安定化、中 プログラム」を策定。 ひょうご経 小企業の活性 16年度末時点で 雇 用 雇 地

まかなえるかによるが、

復旧・

復

復興需要をどれだけ被災地

内

で

興に要した資金が被災地内で循環

は被災地経済の復興に大きく

○速やかな復興と被災地に仕事を 回すことの両立を

興のスピードを確保しながら、被事が回ることも避けられない。復めには、結果として被災地外に仕めには、 ることが求められている。 災地に仕事を回す仕組みを構築 復旧・ す

中越地震の被災地である長岡市山びつくことが期待される。新潟県 る形で、 から、 し、 われれば、 古志地区では、モデル住宅を建設 被災地での多様なニーズに応え 地域循環型 地元産業の活性化という観点 元工: 住宅再建 地元企業による供給が行 被災地経済の復興に結 一務店へ 0 住ま の工事発 の県産杉 づくりを 0) 利

用 飛就業の 活性 創業・ 化

興には資金

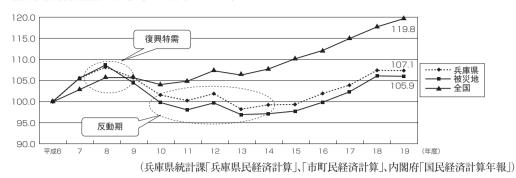
138

(5)

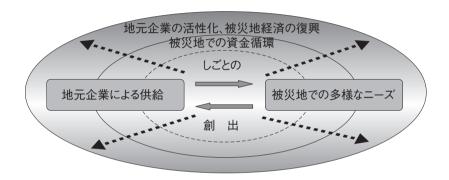
(9)

復興制度

県・被災地内総生産の推移(H6暦年=100)



被災地での資金循環の効果



■ひょうご経済・雇用活性化プログラム(H14~16)

経済・雇用をめぐる厳しい情勢に対応し、産業・雇用の 活性化を通じたしごと・雇用の創出、ひいては「元気な兵 庫づくり」のために実施。

〔基本的な考え方〕

- ①安心 多様な主体の参画と協働を通じた活力と安心の セーフティネットづくり
- ②元気 一点突破の積み重ねによる民主導の経済活力再生
- ③創造 成熟社会に対応した産業・雇用構造改革と本格 復興の促進

新潟県中越

越沖地震における弁当プ

新

潟

で

0)

取

ŋ

組

み

(基本的方向と目標)

- ○地域産業の元気回復と新た な活力創造を応援
- ○未来を拓く創業と成長産業 の育成を強化
- ○多様な選択と再挑戦を支え る雇用·就業システムづくり

平成16年度迄に 5万人のしごと・ 雇用創出

Δ

Δ

兵庫の取り組み

□「解援隊 | (魚崎小学校区)の活動

神戸市東灘区では、平成7年3月に、被災者の生活を支援 し、倒壊家屋の解体作業を促進する試みとして、避難所で暮 らす住民が建設業者と提携し、倒壊家屋の解体作業チームを 結成した。公費解体を請け負った建設業者は、解体作業に参加 した避難住民に日当を支払った。

クト 、地に来る人や業者にも対象を広げた。 $\bar{1}$ 組合が地元業者と連携し、 新潟県中越地震では、 日 8 」を展開。 避難者だけでなく、外部から応援 000食を供給した。中越沖地震 へ被災地内の事業所で製造し、 小千谷市内の避難所で生活す 地 元 「弁当プロジェ の会席組 合 弁

合らす

何があったか

柔軟な離職者対策・

は、 なり、 件を超える相談が寄せられ て重大な影響が懸念された。 ローワークが開設した緊急窓口に 震災で多くの企業が操業困 平成7年から9年までに6 労働者の生活と雇 用 につ 方

じた。 あった当時の体制を生かし、 クなど、労働行政が県の組織内に 例支給を行った。また、求職 維持奨励金の支給、 整助成金の特例措置の適用 な離職者対策、 回相談を行うふれあいハローワー のニーズを踏まえた求人開 の従業員に賃金保障を行う雇 これに対し、操業停止 生活支援対 失業給付の特 中の企業 松者個 々 策を講 拓 P 柔軟 や巡 雇用 用調

に仮設な ごと開発事業」を実施した。 意欲を高 また、 軽易な業務を通じて就労への 住宅に住む中高年被災者 平成9~ ごめてもらう、「被災地し 13年度には、 主

○復興需要後の雇用が課題となった

した。復旧は

年度には

雇用創出

が課題となった。

作業が一段落した後の

求人倍 復興特需も手伝い、 インフラ復旧や住宅建設などの 平成9年度から再び下降し、 率は一 時上昇した。 被災地の有効 しか

> めに平 で、以来、 を提唱した。これは、より多くの 庫型ワークシェアリング」の導入 人で仕事の総量を分け合う働き方 成 兵庫県の三者が共同で「兵 全国にも広がりをみせた。 11 18年度までに66社が導 連合兵 /庫と経

被災地の雇 用確保 企業の事業継続や早期再開が、被災地の雇用

地域経済の復興としごとの確保

確保につながる 震災では、多くの企業が操業困難となり、労働者の生活と雇用への重大な影響が懸念 このため、直後から国や県などの連携により、 雇用の維持を図るための対策や 者への特例的な措置など労使双方への支援策を講じた。 行政側の柔軟な緊急対策とともに、 企業側も不測の事態でも事業を

あるいは早期再開できるよう普段から対策を講じておく必要がある。

○雇用安定には労使の取り組

災離職 側に対しては相談体制の 給や求人の開拓など、また労働者 ○労使双方へのサポートが不可欠 雇用主側に対しては助成金の支 似者等の 職業能力の開 充実や被 発な

労使双方に対するサポート

が

(4)

最低の0・30を記録 必要である。

ワークシェアリングを導入

あり、 震災後、 雇 用 不況が重なったことも の維持・創出を図るた

> 営者 えた取り組みが進みつつある。 業間応援協定の締結など災害に備 しても早期 画 B C P 開できるよう、 の策定や企 事

)災害時の労使双方への支援が定着

でも、 た。また、 定着している。 のワンストップでの提供も各地 発や就職に関するさまざまな情 成金や奨励金が雇用主に支給され 被災地での雇用を確保するた 大規模地震を経験した新潟県 国や復興基金による雇用 労働者に対して能力開 助 で

○多様な働き方の推

が懸命に努力した。こうした取り

-期再開に向けて経営者と従業員

被災地

では、

企業活動

0 継

続

P

組みが雇

用の維持やいち早い

口

ことが求められている。 様な人材の労働への参画を進める す「多様な働き方」の推進により、 拡大を図り、 仕事と生活のバランス」の普及、 ワークシェアリングの根幹をな 女性や高齢者等の多

るのに重要である。

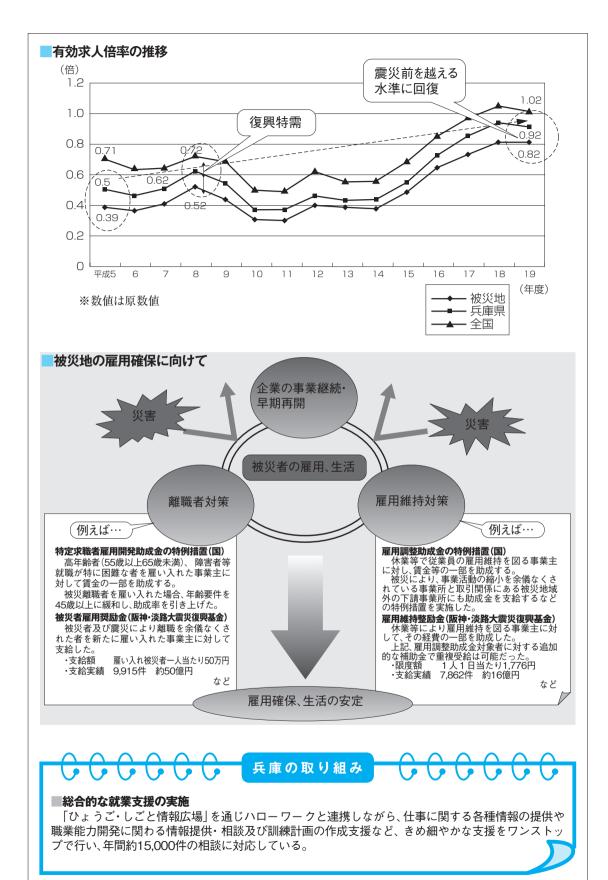
雇用不安の発生を押しとどめ

教訓をどう生かすか 企業の事業継続や早期再開対

続できるよう、 企業では、 災害時にも事業を また、 操業を停止

(8)

復興制度



)恒久住宅への移行がボランティ ア活動支援の転換期

始まり、 災者は減少し、それに伴いボラン ティア活動も縮小していった。 る生活を支えるため懸命に活動を続 ティアは被災者に寄り添い、 |難所や応急仮設住宅で、 次第に仮設住宅で暮らす被 恒久住宅への移行が 直 画す

に設定した活動期間が経過 行ってきた団体の中には、設立当初 神・淡路コミュニティ基金などボラ するところも出てきた。 ンティア活動に対して多額の支援を 震災から3年を過ぎた頃から、

かが課題となった。 ティアによる支援が必要であった 恒久住宅移行後も引き続きボラン 活動を経済的にどう支えていく

○ボランティア団体が事業化を模索

地域ニーズを充足させようとする 向にあった。こうした中、外部資金 ティア活動は衰退してしまう。 活動資金が途絶えると、ボラン 地域のニーズはむしろ高まる傾 動きが出てきた。 一定の収入を得ながら 一方

(4) 地域経済の復興としごとの確保

ビジネスが、 生きがいを生み、 ユニテ ズに対応する新しい働き

被災地のボランティア活動の中から生まれたコミュニティ・ビジネス。 を得ながら、地域の課題を解決し 新しい働き方の一つとして、介護や子育て、まちづくりなどの分野を 住民の積極的な参加や支援とともに、社会的な理解な 、行政や企業などとのネットワーク化が求められる。 社会的な理解や活動分野 の広がり、

新しい働き方として社会的認知

業を支援する「生きがいしごとサ

ポートセンター」を12年度に開設し、

提供、 げ期には、 住民の支えで自立可能な経済活動体に コミュニティ・ビジネスの立ち上 運営・ 理解を深めるための情報 財政面等の学習、

立ち上げ経費の助成

(補助)

などの

事

業

成 ティ・ビジネス離陸応援事業」を平 提供や相談、神戸商科大学 ジネス応援プラン」を策定し、情報 を開催したほか、「被災地コミュニ 庫県立大学)と連携してゼミナー 支援が必要となる。 兵庫県では、「コミュニティ・ 年度に復興基金を活用して被災 (現・ ビ ル 兵

り、新しい働き方の一つとして評 ス性を持った社会貢献活動 ことができる上、自己実現という 価されている。 所得を得ることができる。ビジネ 精神的な「報酬」と併せて一定の る地域ニーズにきめ細かく応じる では行き届かな 隙 間に であ 地で事 この「生きがいしごと」の起業や就 事業拡充等への対応も図っている。 生きがいのある「しごと」と捉え、 ネス等活動応援貸付事業」を設け、 また、「NPOコミュニティ・ビジ たさまざまな地域づくりの活動を、 さらに、

震災復興の過程で芽生え

手として、定着・発展するためには、 知を高めていくことが必要である。 民への理解を広め、社会的な認 働き方として、また社会の担い コミュニティ・ビジネスが新 を高めることが重

らの寄付を促すための啓発活動 度整備が求められている。 民の支えが必要である。地域住民か けでなく、直接的に利益を受ける住 NPOが運営を担っている。 続するためには、行政からの支援だ これら、地域に根ざした活動 が継 P 制

被災時に備えネットワー

広がりが課題となっている。 ちおこしの活動も増えてきており、 とのネットワーク化が求められている。 るよう、 には被災者ニーズにきめ細かく対応 な分野の事業を担っており、災害時 し、発展するためには、活動分野 コミュニティ・ビジネスが一層定着 できる。被災後、 介護や子育て、食など生活に不可欠 また、昨今は農村女性の起業やま コミュニティ・ビジネスの多くは、 普段から行政や住民、 速やかに活動でき 企業

いく方策の一つといえる。 の課題を地域の人々が解決して コミュニティ・ • ビジネスは、 ビジネスは新し 企業や 地

コミュニティ い働き方

後、

全県で展

生活再建

(5)

(8)

■コミュニティ・ビジネス応援プラン

■コミュニティ・ビジネス入門相談・情報提供

フェニックスプラザに関連図書コーナーを設置する とともに、定期的に入門相談を実施

■コミュニティ・ビジネス・ゼミナール

神戸商科大学と連携して神戸学習プラザで体系的な 学習機会を提供(全20回)

■被災地コミュニティ・ビジネス離陸応援事業

地域社会のさまざまな生活ニーズを満たすサービス を有償で提供するコミュニティ・ビジネスを支援する ため、立ち上げ経費の一部を補助。平成11年度から。 補助: 限度額 100万円

期間1年 補助率1/2以内 補助事業数20件/年程度 制度スタート時

限度額300万円 期間2年 補助率1/2以内 補助件数8件

事業例:

- ・被災地域の障害を持つ子どもたちのための放課後活動クラブの設立・運営
- ・地域の人々による日常生活支援事業及び配達サービ ス事業の提供
- ・地域情報誌の発行とインターネットによる地域情報 の発信を行う事業 等

■コミュニティ・ビジネスとは

主な要件

- (1)コミュニティのさまざまな生活ニーズを満たすため、有償で行われる事業
- (2)事業に参加する人が、労働の対価(収入)を得られる事業⇒活動にビジネス性を
- (3)事業から生まれる利益は、コミュニティのために還元される⇒ビジネスにコミュニティの視点を
- (4)継続して実施される事業

組織形態

個人、企業組合、協同組合、会社、NPO等さまざま

一行政等からの支援内容

- ○情報提供 ○立ち上げ相談 ○研修・講習等 ○事業化診断 ○立ち上げ資金の補助・貸付等 ○事務所の提供
- ○就業希望者への情報提供○グループ化、NPO法人化等支援○新しい働き方としての普及啓発
- ○地域ニーズとのマッチング等

■コミュニティ・ビジネスの例

- ・保育活動、保育ルーム・プレイルームの運営など子育て環境整備のための活動
- ・中高齢者、女性等を対象としたキャリアアップ支援講座等により、就業・起業・経営支援等を行う事業
- ・高齢者を対象とする自己栽培の有機無農薬野菜を使ったレストランの経営と高齢者宅への弁当配達事業

NPOコミュニティ・ビジネス等活動応援貸付事業

趣 旨:NPO活動やコミュニティ・ビジネスの継続、さらなる発展のため、新規事

業の立ち上げや事業拡大など幅広く利用できる資金を貸付

対 象:県内に事務所を設置して1年以上継続して活動しているNPO法人等

貸付額: 50万円以上300万円以下

利 率:年1.75%(平成20年4月1日現在)

返済期間・方法:5年以内(うち6カ月以内据置可能)元利均等月賦方式による返済

連帯保証人:貸付希望団体の代表者のほか、2人以上必要 貸付先決定:プレゼンテーションにより貸付先決定

■生きがいしごとサポートセンターの設置

趣旨:生きがいしごとの起業・就業を支援するため平成12年に開設。地域住民の福祉ニーズの多様化や定年退職後の中高齢者の就業ニーズに対応する形で拡充し、現在、県内6カ所でNPOが運営。

事業:情報提供・相談業務・各種研修・実務講習会・無料職業紹介・専門家派遣・ 団塊世代の元気推進事業等

運営:起業や就業のノウハウを有するNPOに補助

設置:県内2→6カ所

(神戸西、神戸東、阪神北、 阪神南、播磨東、播磨西

実績:相談件数173,753件

コミュニティ・ビジネス・ゼミナール開

催356回 等

(平成19年度)起業団体512団体 就職成立者数 1,388人



で活動 どの どを財 新潟 深とし 体向 に 高齢者生活· N え災害復興も対象。平成18年設立。 P やコ 3 支援、 ュは 情 ニティビ 市 障害者自立 民から ジネスな

新

潟

で

0)

取

n

組

み

間かかり、バックアップ体制の必要 被災コンピューターの復旧に約2週 ターが被災。 受発注に関係するホストコンピュー 何があったが ある企業では、 バックアップ体制の必要性を痛 業務の再開に2、3 西宮市内にあった Ħ

性を痛感した。

被災したものの、 データをバックアップしていたた ○協力会社等の支援により早期復旧 一方、コープこうべは本社ビル 大きな混乱は生じなかった。 組合員や取引先の が

地域経済の復興としごとの確保

工場の被災や港湾の混乱などに

部品調達がストップし、操

より、

業停止に追い込まれる企業もあっ

逆に、工場等に大きな被害を

の危

事業継続マネジメントが、 企業の再開を早める

コンピューターのバックアップ体制や協力会社などによる支援、企業間の 連携の重要性が認識された。被災した企業が事業を早期再開することは、 企業自身の損 害を減らし、経済的・社会的影響を軽 るだけでなく、 早期の生活復興につながる。 このため、企業の危機管理の新手法として、事業継続記 を策定するなど事業継続マネジメント(BCM: Business Continuity Management) 取り組みが根付きつつある。

震災では、被災企業が他地域

0

制を構築しておくことで、 られた。 続や早期再開が可能となる。 事前に企業同士で協力体 事業継

を最小限にとどめた。 振り変えることにより被災 産・販売業務を他地域に 複数の拠点を持 · つ の影 た企 新潟県中越

生

なく、 的・社会的影響を軽くするだけで ける自らの損害を減らし、 生活復興にもつながる。 組むことが、災害や事故等に 企業が普段からの危機管理に 普段からの危機管理が重要 被災地の雇用確保や早期 経済 お 0 取

普段からの危機管理の重要性 リスクが企業を取り巻いており、 大規模事故や食の安全など多くの 近年は、自然災害だけでなく、 が増

している。 企業同士の連携や協力が大切

同業者に生産を委託する事例が見

まってきている。 事業継続マネジメントへの関心が高 続あるいは早期に再開するかという 事態が発生した後もいかに事業を継 業の危機管理の新手法として、緊急 続ガイドラインを公表するなど、 地震後は、 玉 が事業継 企

つつある。 り組みが社会の仕組みとして根付き ものの、日本政策投資銀行が融資制 度を創設するなど、事業継続への取 企業では12・4%にとどまっている の策定率は大企業で18・9%、中 実施)では、事業継続計画(BCP) 内閣府による調査 (平成 20年1 堅 月

に取り組んでいる。 中小企業でも各地で危機管理対策)中小企業でも危機管理対策が進む 国内外で多発する災害を受け、

替えなど、 べき大規模災害に備えている。 の生産拠点の分散、 極集中生産のリスクを避けるため 他地域の同業他社との連 さまざまな方法で来る 老朽施設の建 渡や一

教訓をどう生かすか

ニュアルを作成した企業も多い。 対策の必要性が叫ばれ、 事業継続が社会の仕組みに 震災の際には、 企業のリスク分散 地震対策マ

を結んでいたことから、 に株京都新聞社との

新聞を発

するなどの被害を受けたが、

間で援助協定

株神戸新聞社では、

本社

が全壊 事前

た事例もあった。 支援により、

)企業間・拠点間の連携により事

たすなど、協力会社等の積極的な 及ぶ応援体制により早期復旧を果 車㈱などからの延べ2600人に 受けた富士通テン㈱はトヨタ自動

早期に操業再開でき

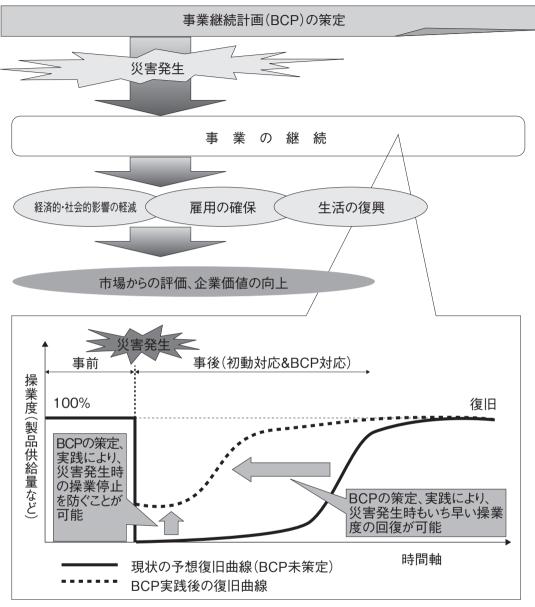
行し続けることができた。

144

(8)

危機管理

■企業における事業継続計画(BCP)の効果



(内閣府『平成18年版 防災白書』、「事業継続ガイドライン |平成17年8月)

■平成16年台風第23号による被災企業の早期復旧、事業再開の事例

兵庫県豊岡市出石町の自動車部品メーカー 「出石ケーブル(株)」では、平成16年10月の台風第23号による出石川の決壊で浸水し、工場全体に土砂が流れ込んだ。これにより、すべての製造設備が故障し、搬送用のトラックが流されるなど大きな被害を受けた。

このため、取引先の自動車メーカーなど関係企業から1日最大200名を超える応援を受け入れ、土砂の撤去や設備の修理など懸命の復旧作業に取り組み、被災後4日で一部生産ラインが復旧し、12月初旬には完全復旧した。

復興フォローアップ委員会からのメッセージ

地域 済の復興としごとの確保

が欠かせず、 くらし グラムが求められる。 0 再 建や地域活 そのため 力 0) 0 事前の備えや経済 回 復を図るため には 地 済 0) 復 顚

被災 地 0) 自立 的 な経 済 雇

回 復 が 不 可 欠

えて、 復は 地 地 の再生はあり得ない。 0) 経済の復興がなければ、 成しえない。住宅の確保に加宅の再建だけで震災からの回 被災者の仕事の確保や被災 被災

災地 とになる。 り 上 被災者の富の減 の減 復旧期にも顧客の減少に苦しむこ 営業が中断されることも多いし、 て売り上げが停滞しやす 望ましい。 険 被災後は、特に地元密着型の 吹や共済 一少がもたらす支出減少によっ 域内のビジネスは、大きく売 げが減少する。被災直後には 長期的にも地元民の富 への事前加入により、 少を軽減すること 61

> ある。 がり、復旧・復興につながるので の方が被災者の誇りと自信につな たように、働いて報酬を得ること 水準の維持に有益だが、「生きが は、公的な資金貸付や給付も生活 要である。復旧・復興に当たって 事業の仕事が回るような工夫が必 被雇用者に対しては、 いしごと」という言葉が強調され こうした被災地企業の経 復旧 ·復興 営者や

には、 めには、 こうしたトレードオフ関係がある 被災地経済のさまざまな部門で、 復旧・復興を速やかに進めるため を考慮することも必要であるが、 ことを考慮した上で、 仕事が回ることもやむを得ない。 こうした地元優先を実現するた 結果的に被災地外の企業に 復興のスピードとの関係 各部門にお

> が、具体的な方策はこれからの課旧・復興戦略をたてるべきである いて望ましいバランスをとる である。

きる仕 被災地の 組みをつくる 経 済 活 動 が 持

よる事業活動の継続が再生の に深刻なダメージを与えた一方 えて事業継続計画を事前に策定し まず第1に、 業活動の一時的な中断が地域経済 ておくことが望ましい。また、 欠かせない。 持続できる仕組みをつくることが 被災 仮設工場や仮設店舗の建設に 地 足経済 各企業は、 被災地の経済活動が 0 復興に向 災害に備 け っては、 事

> のための事業継続に向けた支援プ となった教 口 グラムの必要性が認識された。 訓 か 中 小零 P細企業

地 つなげる 地域ニー ズを経済活性 化に

東業ニーズを地域の希をであるう。 ・ では、地元企業を対象とする入札 ・ であろう。避難所の給食や仮 ・ であろう。避難所の給食や仮 ・ では、地元企業を対象とする入札 ・ であることが欠かせない。これ 設等を、 できるようにしなければならない 第2に、 被災地の事業として展 活 再 建 ゃ 地 域 復

新たな産業・雇用を創出

の活力が必要で、それらを引き出するためには、新しい企業や産業の地元経済への縮小圧力をカバー展用の創出が欠かせない。災害後 すための震災特区やエンタープラ 第3に、 産 一業の創造や新し 13

るようになっており、被災地の創特性に応じた規制緩和が認められ特区としてその後実現し、地域の る。 に準備 意工 イズ・ ライズ・ゾーン構想は、 夫が求められている。 兵庫県が提唱したエンタープ ゾーンのような制 ていることが 構造改革 2望まれ が

しい地 たも でには至っていないが、コミュニ い地 のとして評価できる。 ビジネスの推進などは、 域経済の仕組みを指し示し 大規模な成功例を出すま

経済・雇用を地 つける づくり

ティ く、これを食い止める効果店街が衰退しつつある場 ない。多くの地域で、伝統的な商づくりに結びつけることが欠かせの創出をコミュニティ再生やまち 災害はそうした商店街をさらに弱 体化させる恐れがある。 策は見つかっていないが、 は見つかっていないが、大規模、これを食い止める効果的な対 4 に、 の再生には、そうした商店街 出をコミュニティ再生 住民が一体となった 地域 経済の 復興 コミュニ **場合が多** 六やまち 一まち

ける継続した課題である。 であり、今後の人口減少社会におのにぎわいづくり」の視点が大切

|プロジェクト 越·中越 沖 地 おける弁

で始まり、19年の中越沖地震ではする弁当プロジェクトが小千谷市 柏崎市で展開され 元業者などが連携して弁当を提供 に来た人々に対して、 ランティアなどで外部から被災地 避難所生活を送る被災者やボー成16年の新潟県中越地震の 19 年 の た。 中越沖地震 被災した地

ている。 立ち直ることは、 精神的な支えとなり、 事があるということは、 生かされた。そして何よりも、 得た収入は、 被災した業者も参加でき、 得ないが、分業体制をとったため 効果そのものは限定的でしかあり >復興の励みになったと評価され、ち直ることは、 被災地のその後 被災地経済全体に比しての経 そして何よりも、仕被災者の生活再建に 地元業者が 仕事で

可能 この事業がどの災害ででも実現 であるとは限らないが、

> え、 が、 者を支援 被災地経済の復興につなが くことが期待される。 地域社会に大きな影響を与支援するこうした取り組み



◆共同仮設店舗「復興元気村パラール」



⊕仮設工場